

第2次上田市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
上 田 市

ごあいさつ

「すべての子どもが笑顔で しあわせに暮らせるまち」 の実現を目指して



「笑う門には福来る」ということわざがあります。いつも笑い声があふれる家には、自然と幸運が訪れる。明るく朗らかにいればしあわせがやってくるという意味です。

皆さんは、子育て支援センターに行かれたことがありますか。子育て支援センターは、3歳未満のお子さんご家族、もうじきパパやママになる方に利用していただく施設です。親子で、また子ども同士で自由に遊び、子育て支援センターは、日々、子どもの声があふれ、笑い声が絶えません。子どもを見守る温かな雰囲気包まれた場所で、親同士が交流し、子育てを通して人がつながりあうことができます。

しかしながら、子育て支援センターを離れてみれば、現代の子育て世代を取り巻く社会環境は、依然として少子化や核家族化が進行し、地域のつながりが希薄化するなど、子育てがしづらい状況であり、子育てに不安や悩みを抱える親が増加傾向にあります。さらに、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯の子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、支援が必要な子どもや家庭が増えています。

こうした中、上田市では、平成27年3月に「上田市子ども・子育て支援事業計画～上田市未来っ子 かがやきプラン」を策定し、「すべての子どもが笑顔でしあわせに暮らせるまち」を基本理念に、「子どもの成長を支える」「親の子育てを支える」「地域全体で子育てを支える」を大切な視点として掲げ、子育て支援施策を総合的、計画的に推進してきました。

このたび、この計画が令和元年度で最終年度を迎えることから、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2次上田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、さらなる施策の推進に取り組みます。この第2次計画では、第1次計画の取組の成果や現状を踏まえ、社会情勢の変化や新たな課題に対応した施策の展開を進めます。

計画の実現にあたりましては、行政はもとより、家庭、学校、企業、地域の皆様がそれぞれの立場でできることを考え、行動していただくことが必要です。互いに連携し、協力しながら、地域全体で子育て支援に取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様の積極的なご参加とご支援をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました「上田市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケートやワークショップなどのニーズ調査、市民意見募集手続等に際して貴重なご意見をいただきました市民の皆様、関係者の方々に心から感謝申し上げます。

結びに、すべての子どもの笑顔により当市に福が来ることを、また、皆様にしあわせな暮らしが訪れるよう、子育てのしやすい上田市を目指します。

令和2年3月

上田市長 土屋 陽一

目 次

第 1 章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置付け	4
4 計画の対象	4
5 計画の期間	5
6 計画の策定体制	5
7 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進	6
第 2 章 子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 人口・世帯・人口動態	8
2 教育・保育施設の状況	18
3 地域子ども子育て・支援事業の状況	20
4 ニーズ調査の結果概要	24
第 3 章 計画の基本理念、基本目標	45
1 基本理念	46
2 大切な視点	47
3 基本目標	48
4 計画の体系	50
第 4 章 施策の展開	51
基本目標Ⅰ すべての子どもの健やかな成長を支えます	52
基本施策（1）母子の健康増進及び医療の充実	52
基本施策（2）就学前教育・保育の質の向上	56
基本施策（3）多様な保育サービスの充実	59
基本施策（4）放課後等の児童の健全育成	61
基本施策（5）子どもの生きる力の育成	64
基本目標Ⅱ きめ細やかな支援で子どもや家庭を支えます	68
基本施策（1）支援が必要な子ども・家庭への支援の充実	68
基本施策（2）児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実	73
基本施策（3）子どもの貧困対策の推進	76

基本目標Ⅲ 安心して子育てができる体制を整えます	80
基本施策（１）子育て家庭への相談・情報提供の充実	80
基本施策（２）経済的負担の軽減	83
基本施策（３）いじめ防止対策の推進	84
基本目標Ⅳ 地域全体で子育てを支えます	85
基本施策（１）地域コミュニティの中で子どもを育む	85
基本施策（２）子育てしやすい生活環境の整備	87
基本施策（３）子どもを事故や犯罪から守る環境づくり	89
基本目標Ⅴ 仕事と家庭が両立できる環境を整えます	92
基本施策（１）ワーク・ライフ・バランスの推進	92
基本施策（２）仕事と家庭生活の調和の実現に向けた啓発	94

第５章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策..... 97

1 人口の見込み	98
2 教育・保育提供区域の設定	99
3 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育	100
4 地域子ども・子育て支援事業	106
5 教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	115
6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	115

第６章 計画の推進に向けて..... 117

1 計画の推進体制、進行管理	118
2 個別事業の点検・評価	118

資料編 119

1 計画策定の経過	120
2 上田市子ども・子育て会議条例	122
3 上田市子ども・子育て会議委員名簿	123
4 諮問書	124
5 答申書	125
6 用語説明	126



計画の策定にあたって



1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯の子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会のあり方に影響を及ぼす技術革新により、学校や学びのあり方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年 8 月に『子ども・子育て支援法 (注)』をはじめとする子ども・子育て関連 3 法 (注)を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度 (注)』をスタートさせました。

しかしながら、女性就業率の上昇などにより、平成 30 年 4 月時点の全国の待機児童 (注)数は 1 万 9,895 人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。国では平成 29 年 6 月に『子育て安心プラン (注)』を公表し、平成 30 年度から令和 4 年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年 9 月には、『新・放課後子ども総合プラン (注)』を策定し、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

さらに、社会全体で子どもの貧困解決へ向けた取組を進めるため、平成 26 年 1 月に『こどもの貧困対策の推進に関する法律 (注)』が成立、令和元年 6 月に改正され、また、平成 31 年 2 月の『子ども・子育て支援法 (注)』一部改正に伴い、令和元年 10 月より、幼児教育・保育の無償化が実施されるなど、子どもや子育て家庭を支援する新しい制度がスタートしました。こうした制度を構築し、推進していく上で、子どもを権利の主体と位置付けながら「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが基本となっています。

2 計画策定の趣旨

上田市においては、平成 27 年 3 月に『上田市子ども・子育て支援事業計画～上田市未来っ子かがやきプラン～』を策定しました。



このような中、平成 28 年 3 月に策定した第二次上田市総合計画では、将来都市像「ひと笑顔にあふれ輝くみらいにつながる健康都市」の実現に向けて、「自治・協働・行政」、「自然・生活環境」、「産業・経済」、「健康・福祉」、「教育」、「文化・交流・連携」の6つの方向性のもと、まちづくりの目標を定めています。そのうち、「ともに支え合い健やかに暮らせるまちづくり」、「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」の目標では、子どもの学ぶ意欲や生きる力を育み、夢や希望を持ってたくましく自立する人材を育てる教育の推進や、子どもを産み育てる幸せが感じられるまちづくりを進めています。

さらに、第二次上田市総合計画後期まちづくり計画（期間：令和 3 年度～令和 7 年度）の策定にあたっては、『第 4 編 健康・福祉』の中に、「第 3 章 子どもが健やかに育ち、子育ての喜び・楽しさを感じられるまちづくり」として、新たに章を起こすとともに、上田市が未来に向かって持続可能な都市としてさらに発展していくため「子育て支援」を重点プロジェクトとして位置付け、市のあらゆる分野で「子どもの育ちと子育て」を意識し取り組み、本計画と連動した戦略的な事業展開を行っていきます。

上田市は、四季折々の豊かな自然、首都圏へのアクセスの便利さ、大きな災害が少ないなど、子育てに適した環境であり、これまでも「子育てするなら上田市で」をキャッチフレーズに、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っています。

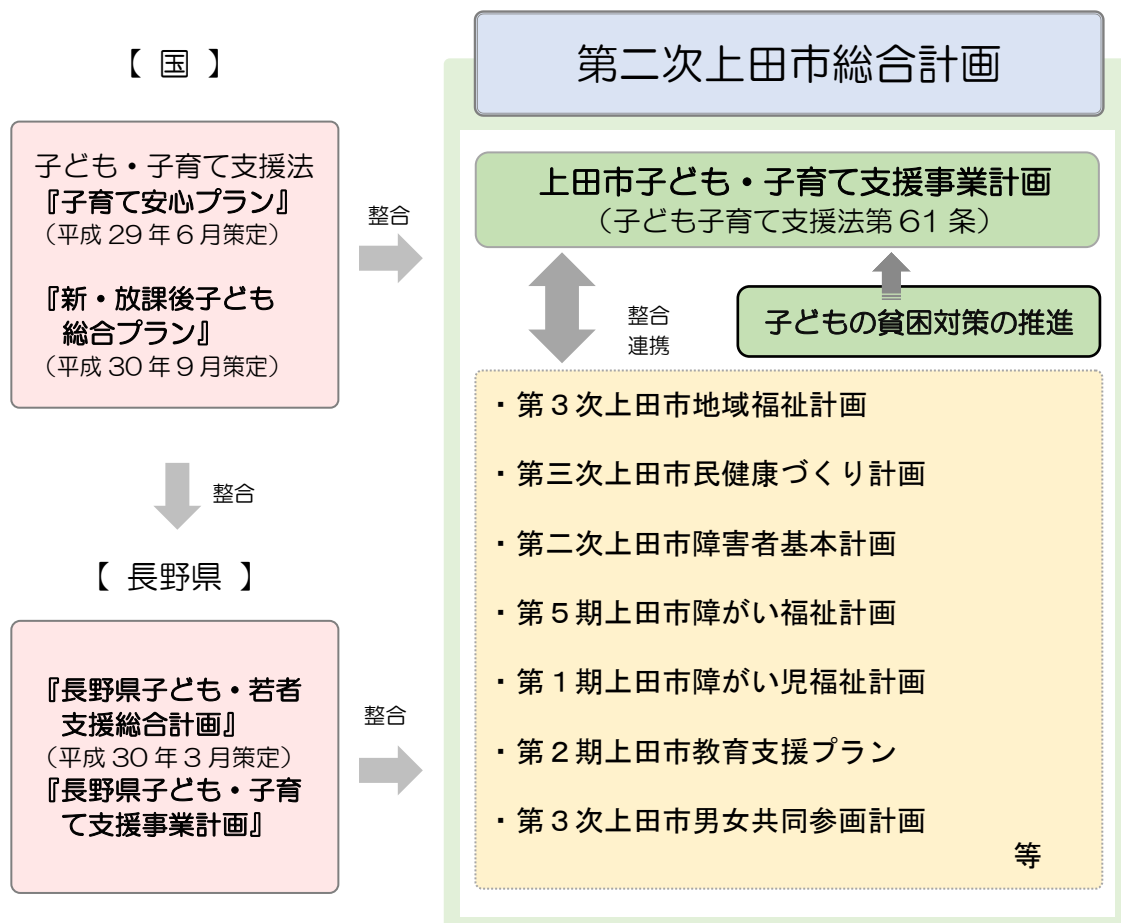
このたび、『上田市子ども・子育て支援事業計画～上田市未来っ子かがやきプラン～』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第 2 次上田市子ども・子育て支援事業計画～上田市未来っ子かがやきプラン～』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置付け

本計画は、『子ども・子育て支援法^(注)』第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、『次世代育成支援対策推進法^(注)』による「市町村行動計画」として策定するとともに、第二次上田市総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けます。

さらに、改正された『こどもの貧困対策の推進に関する法律^(注)』で市町村の策定が努力義務となっている「こどもの貧困対策計画」を、本計画と一体のものとして施策に盛り込んでいます。

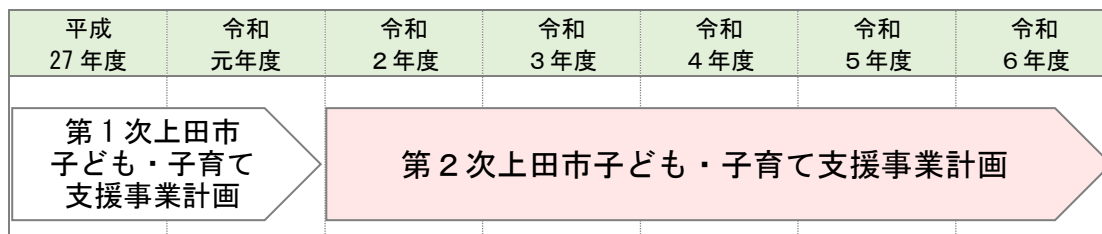


4 計画の対象

本計画の対象は、上田市に居住（移住、定住）するすべての子ども（18歳未満の児童）と子育て家庭、将来の父親・母親となる市民、地域で子育て支援に携わる市民や団体、機関等とします。

5 計画の期間

第2次上田市子ども・子育て支援事業計画は、第1次計画を引き継ぎ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や関連制度、法令の改正、施策の推進状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



6 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施 ● ● ● ● ● ● ● ●

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援事業に係る基礎調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

(2) 関係各課へのヒアリングの実施 ● ● ● ● ● ● ● ●

本計画を策定するにあたり、上田市で行っている事業についての、現状と今後の事業を実施していくための方向性を把握するため、関係各課に対しヒアリング調査を実施しました。

(3) 上田市子ども・子育て会議による審議 ● ● ● ● ● ● ● ●

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「上田市子ども・子育て会議」により、計画の内容について協議しました。

(4) パブリックコメントの実施 ● ● ● ● ● ● ● ●

令和元年12月から令和2年1月に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

7 SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標です。

SDGsでは、「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な成果を実現するため、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

「第二次上田市総合計画 後期まちづくり計画」「上田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、計画を推進する理念として組み入れ、必要な目標や施策につなげるとしています。

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。また、「誰一人として取り残さない」という考えは、上田市の未来を担う子ども・青少年一人ひとりの健やかな育ちを目指す、「上田市子ども・子育て支援事業計画」の目指すべき姿にも当てはまるものです。

このため、すべての子ども・子育て支援施策を推進するにあたっては、SDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会におけるさまざまな担い手と連携しながら、『子どもの最善の利益』が実現される社会を目指します。



第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

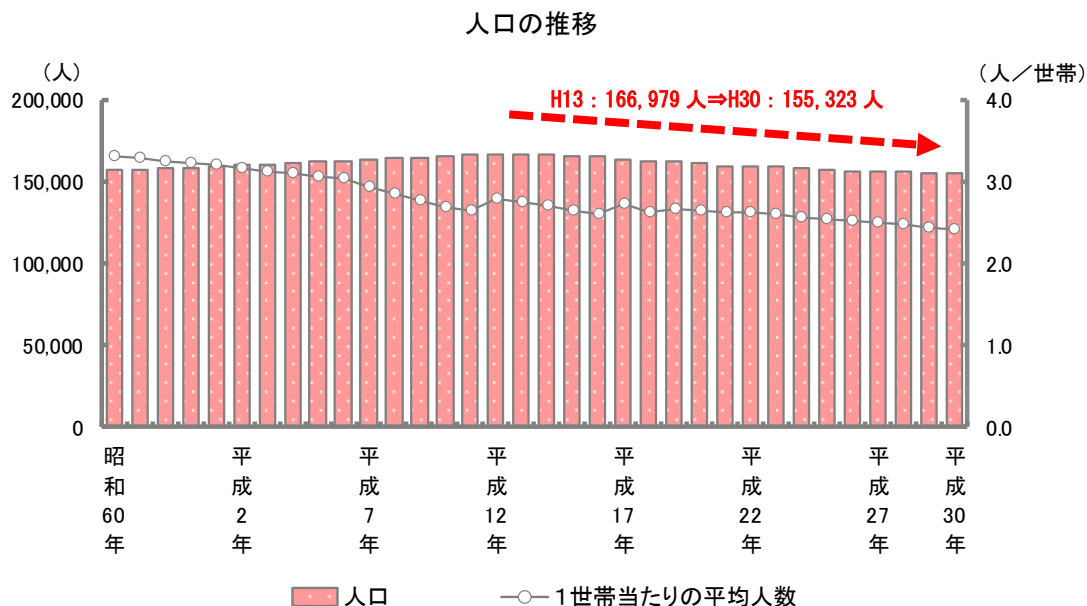


1 人口・世帯・人口動態

(1) 人口と世帯数等の推移

① 人口の推移

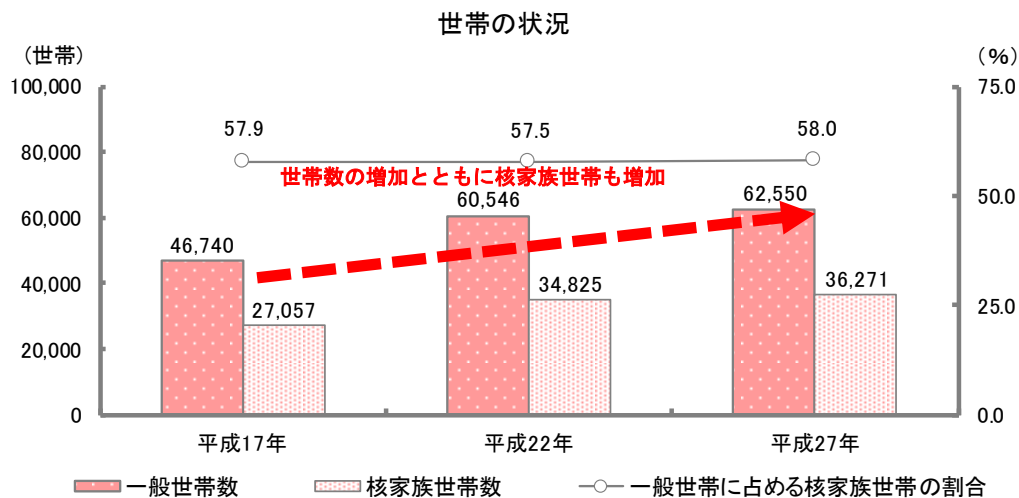
上田市の人口と世帯数は、平成 30 年で人口 155,323 人、世帯数 64,243 世帯となっています。人口は平成 13 年の 166,979 人をピークに減少していますが、世帯数は年々増加傾向にあります。1 世帯当たりの平均人数は、減少傾向にあります。



資料：国勢調査、上田市の統計（各年 10 月 1 日現在）

② 一般世帯・核家族世帯の状況

上田市の核家族世帯数は年々増加しており、平成 27 年で 36,271 世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合はほぼ横ばいとなっています。

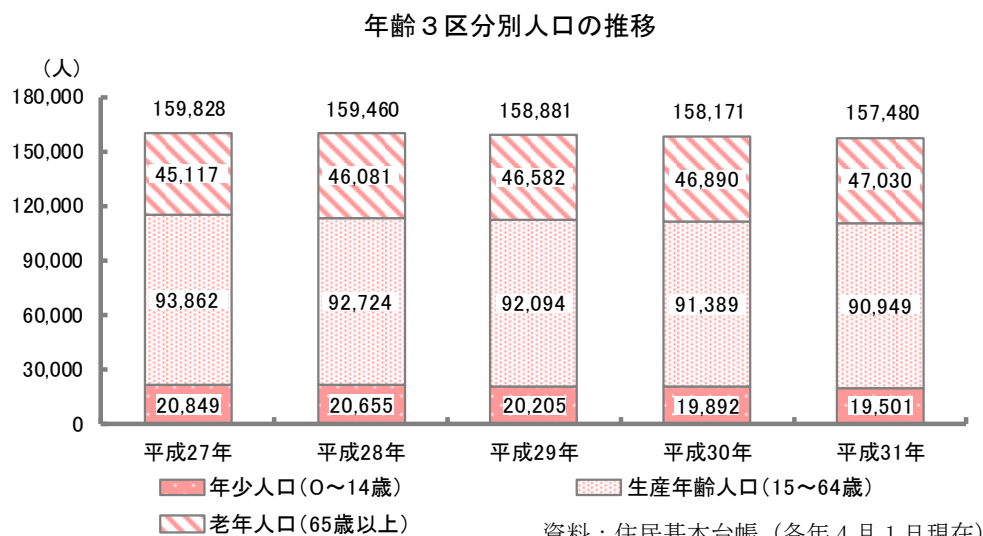


資料：国勢調査

(2) 年齢3区分人口及び年少人口割合の推移

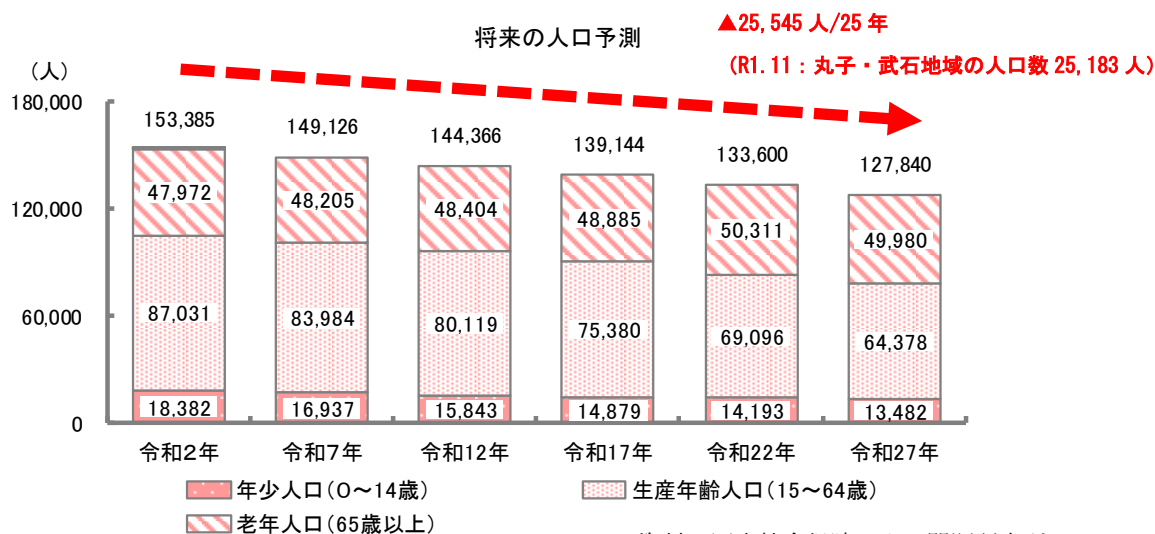
① 年齢3区分別人口の推移

上田市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平成31年で157,480人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

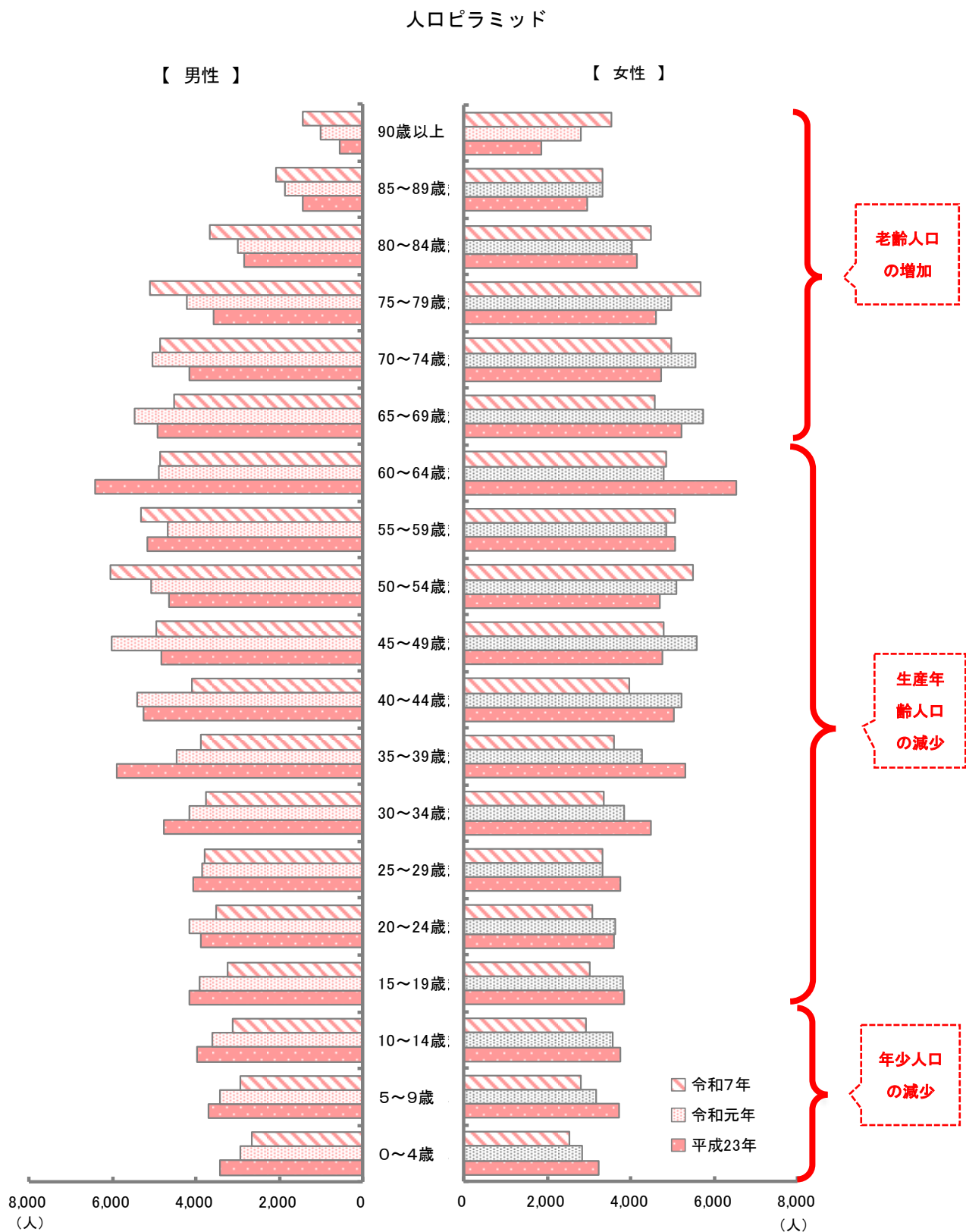


(3) 将来の人口予測

上田市の将来の人口予測をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にありますが、老年人口は増加傾向にあります。今後も、少子高齢化が進行していくことが見込まれます。



(4) 年齢別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(5) 自然動態・社会動態 ● ● ● ● ● ● ●

上田市の自然動態は、出生数を死亡数が上回っています。社会動態は、転入が転出を上回っています。

自然動態 (人)							
	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
出生数	1, 278	1, 217	1, 206	1, 191	1, 123	1, 096	1, 127
死亡数	1, 750	1, 842	1, 832	1, 818	1, 782	1, 946	1, 912
増減	-472	-625	-626	-627	-659	-850	-785

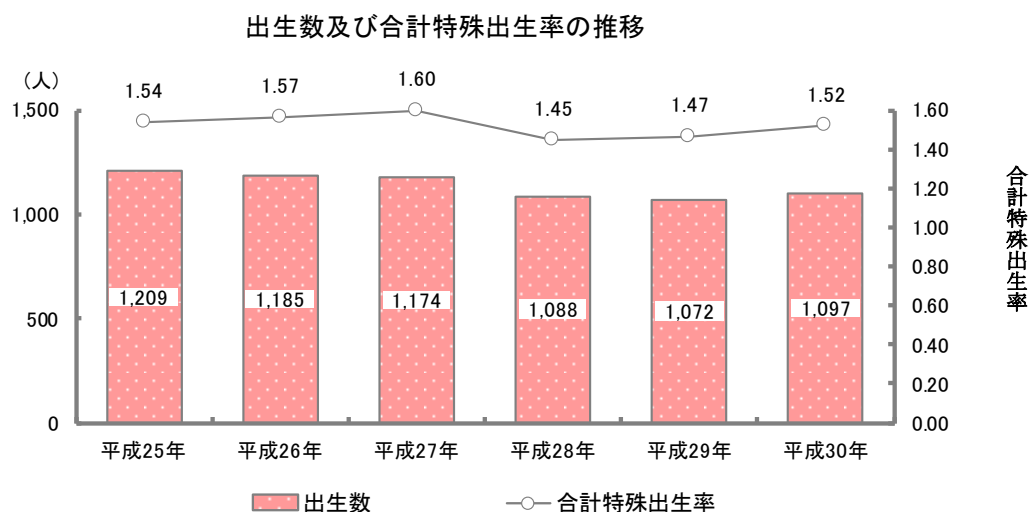
社会動態								(人)
		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
転入	総数	4, 676	4, 699	4, 799	4, 880	4, 892	4, 901	5, 296
	県外	2, 466	2, 493	2, 511	2, 587	2, 657	2, 762	3, 023
	県内	2, 210	2, 206	2, 288	2, 293	2, 235	2, 139	2, 273
転出	総数	4, 632	4, 361	4, 517	4, 558	4, 350	4, 487	4, 697
	県外	2, 606	2, 289	2, 464	2, 470	2, 456	2, 415	2, 556
	県内	2, 026	2, 072	2, 053	2, 088	1, 894	2, 072	2, 141
増減		44	338	282	322	542	414	599

資料：毎月人口異動調査

(6) 出生数と合計特殊出生率^(注)の状況

上田市の出生数は年々減少しており、平成30年で1,097人と過去5年間で112人減少しています。

また、上田市の合計特殊出生率^(注)の推移をみると、平成28年で減少しましたが、再び増加しており、平成30年では1.52となっています。



資料：健康推進課資料

<出生数の推計>

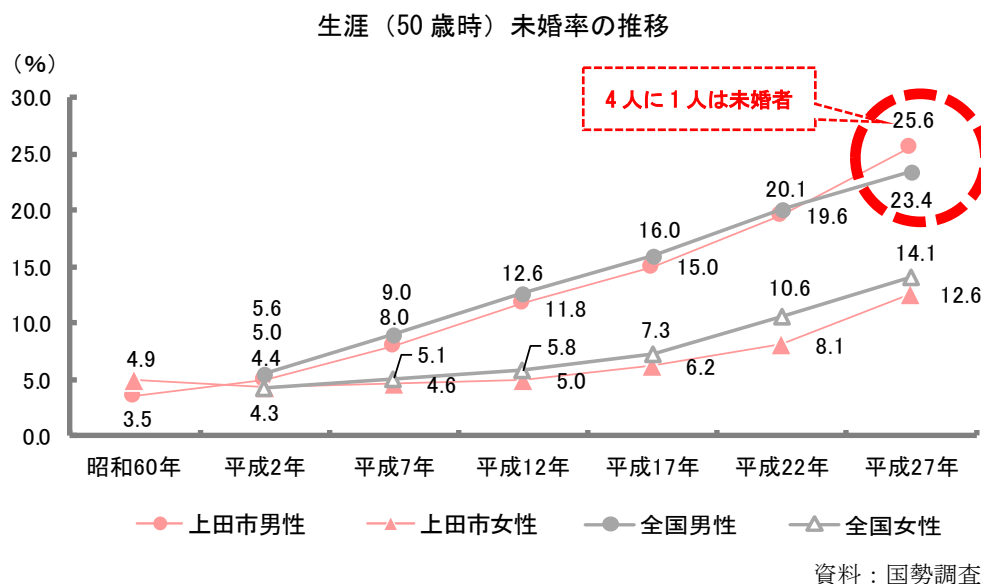
年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,069	1,057	1,045	1,025	1,009

1,000人
を切る？

※0歳児の人口を平成27（2015）年から平成31（2019）年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計

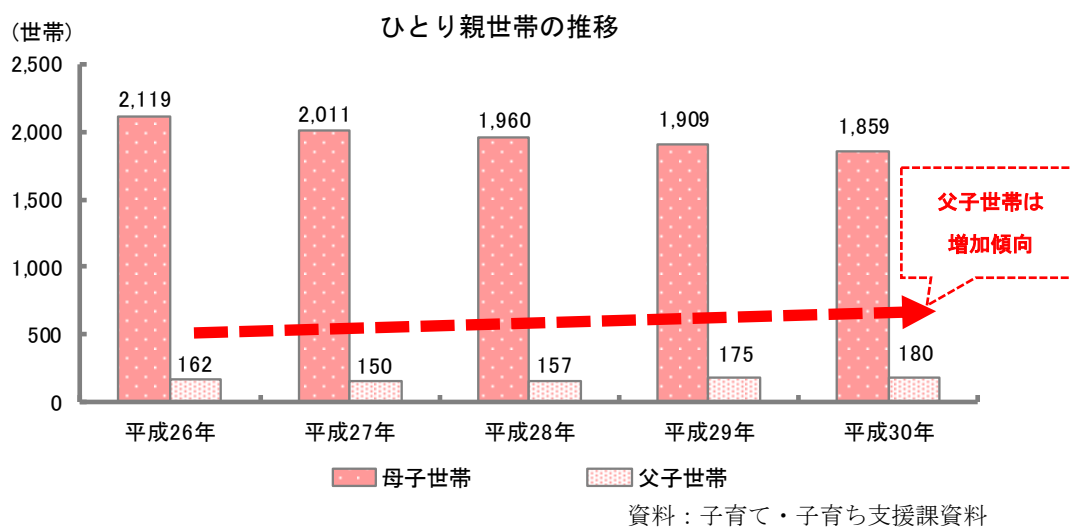
(7) 生涯（50歳時）未婚率の推移

上田市の生涯（50歳時）未婚率の推移をみると、男女ともに急激に増加しています。増加の理由として、雇用の不安定化やライフスタイルの多様化、結婚観の変化などがあげられ、少子化に大きく影響しています。



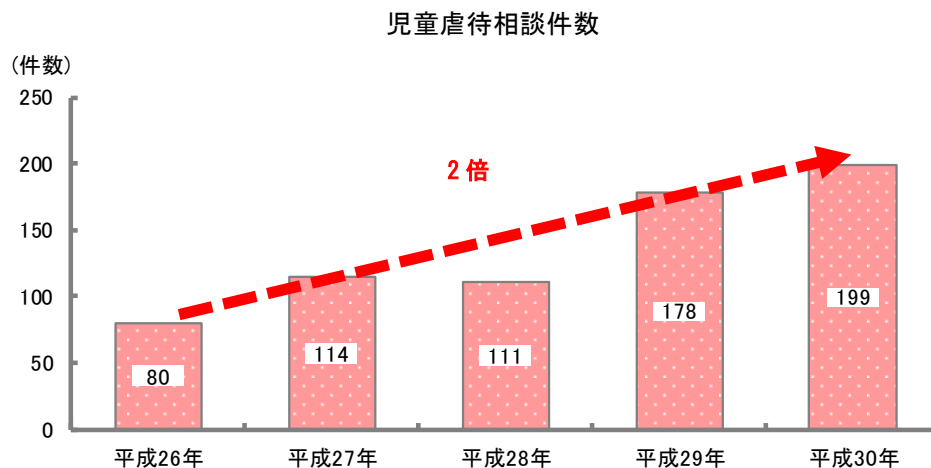
(8) ひとり親家庭数の状況

上田市の20歳未満の子どもがいる母子世帯は、一定の世帯数で推移し、平成30年で1,859世帯となっています。また、20歳未満の子どもがいる父子世帯は年々増加しています。



(9) 児童虐待相談の件数

上田市の児童虐待相談件数は増加傾向となっており、平成30年で199件と過去5年間で約2倍増加しています。

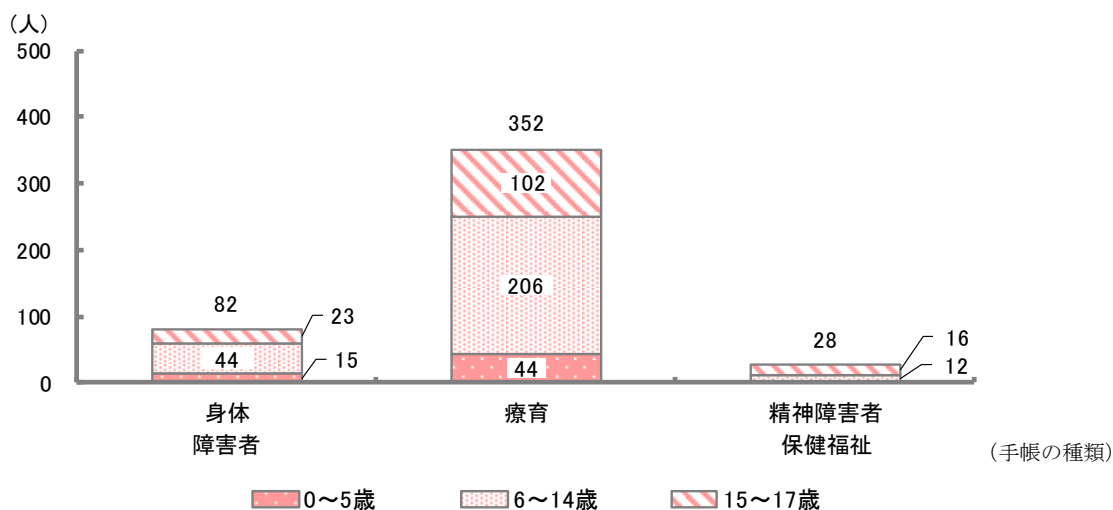


資料：子育て・子育て支援課資料

(10) 障がいのある子どもの状況

障がいのある子どもの現状は、療育手帳を持つ子どもが最も多く352人となっています。

障がいのある子どもの状況（手帳の所持）



資料：障がい者支援課資料（平成31年3月31日現在）

(11) 児童・生徒数と特別支援学級・学校に在籍する児童・生徒数

児童・生徒数は年々減少していますが、特別支援学級・学校の児童・生徒数は年々増加傾向にあります。

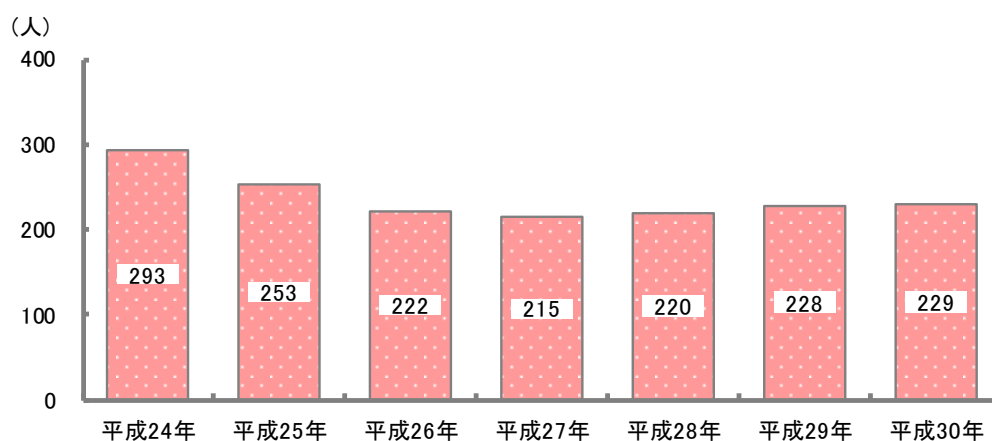
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童数	8,695	8,542	8,339	8,191	8,098
生徒数	4,429	4,331	4,358	4,280	4,204
特別支援学級の児童数	285	322	327	336	331
特別支援学級の生徒数	152	152	165	160	194
特別支援学校の児童数	48	55	62	66	76
特別支援学校の生徒数	38	35	36	31	37

資料：学校教育課資料（各年 5 月 1 日現在）

(12) 外国につながる子どもの状況

上田市の外国人の学齢児童生徒数は、平成 27 年までは減少していましたが、平成 28 年から横ばいとなっており、平成 30 年では 229 人となっています。

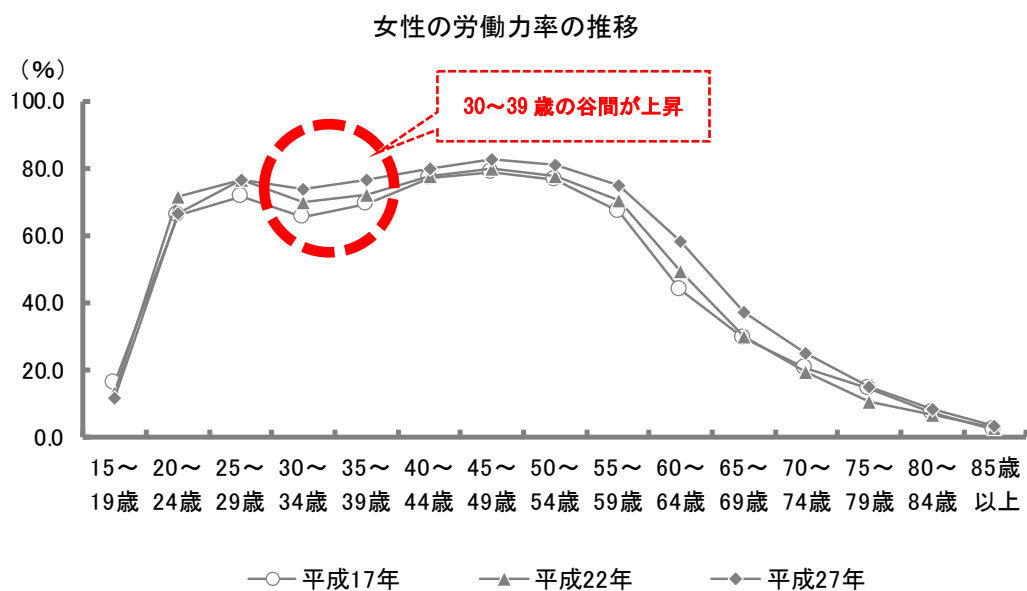
外国人の学齢児童生徒数（7～15 歳）



資料：住民基本台帳（各年 5 月 1 日現在）

(13) 就業状況 ● ● ● ● ● ● ●

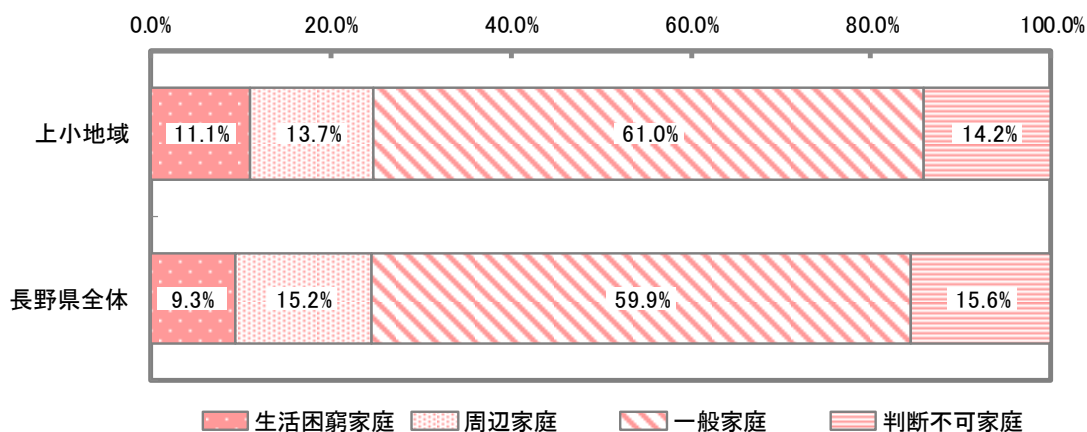
上田市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加する M 字カーブを描いています。落ち込みの大きい 30～39 歳の就業率は平成 17 年に比べ平成 27 年で上昇し、近年では M 字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

(14) 子どもの貧困の状況

上小地域における生活困難度は、「生活困窮家庭」が11.1%、「周辺家庭」が13.7%となっています。



資料：長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査結果報告書（平成30年3月）

※ 長野県子どもと子育て家庭の生活実態調査結果の「生活困難度」の取扱いについて

以下の①②③の3つの要素の回答状況に基づいて分類

① 低所得	世帯の可処分所得、世帯人数の組み合わせた分類のうち、一定の所得未満の世帯 〔例 1人世帯 120万円未満、2人世帯 175万円未満 3人世帯 210万円未満、4人世帯 245万円未満〕
② 家計のひっ迫	電話・電気・ガス・水道の公共料金、家賃、食糧・衣類の購入について、経済的な理由で払えなかった、買えなかったことが1つ以上ある。
③ 子どもの体験や所有物の欠如	「海水浴に行く」、「遊園地やテーマパークに行く」、「毎月お小遣いを渡す」、「毎年新しい洋服・靴を買う」などの15項目のうち、経済的な理由でない、金銭的な理由でないなど欠如する項目が3つ以上ある。



①②③ のうち2つ以上の要素に該当 = 困窮家庭
 ①②③ のうち1つ以上の要素に該当 = 周辺家庭
 ①②③ に該当しない = 一般家庭

2 教育・保育施設の状況

(1) 保育所の利用状況 ●●●●●●●●

上田市の保育所の状況をみると、統廃合や認定こども園への移行により、定員数・利用児童数・箇所数ともに減少傾向にあり、平成31年4月1日現在、34園（定員3,255人）となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
在籍児童数（人）	3,862	3,774	3,731	3,679
定員数（人）	4,110	3,855	3,855	3,855
施設数（か所）	41	39	39	39

資料：保育課資料（各年度3月31日現在）

(2) 幼稚園の利用状況 ●●●●●●●●

上田市の幼稚園の状況をみると、定員数・箇所数は横ばいとなっていますが、利用児童数は減少傾向となっており、平成30年度で利用児童数は1,143人となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
在籍児童数（人）	1,171	1,143	1,139	1,143
定員数（人）	1,990	1,990	1,990	1,990
施設数（か所）	14	14	14	14

資料：保育課資料（各年度5月1日現在）

(3) 認定こども園の利用状況 ●●●●●●●●

上田市の認定こども園の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数ともに増加傾向にあり、平成31年4月1日現在、7園（定員858人）となっています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
在籍児童数（人）	38	229	234	226
定員数（人）	48	243	228	228
施設数（か所）	1	2	2	2

資料：保育課資料（各年度3月31日現在）

(4) 小規模保育事業所^(注)等の利用状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

上田市の小規模保育事業所^(注)等の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数ともに年々増加傾向にあります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
在籍児童数（人）	5	38	38	43
定員数（人）	5	37	48	48
施設数（か所）	1	3	4	4

資料：保育課資料（各年度3月31日現在）

(5) 認可外保育施設の利用状況（事業所内保育所^(注)含む） ● ● ● ● ● ● ● ●

上田市の認可外保育施設の状況をみると、定員数・利用児童数・箇所数ともに年々増加傾向にあります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
在籍児童数（人）	135	210	163	188
定員数（人）	140	156	198	211
施設数（か所）	13	14	14	16

資料：保育課資料（各年度3月31日現在）

3 地域子ども子育て・支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、平成 28 年度に「子育て世代包括支援センター（注）」が設置され、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
施設数（か所）	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組です。利用者数は、減少傾向にありますが、子育て世帯の多様なニーズにきめ細かな支援が必要となっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
子育て支援センター	75,443	68,332	68,553	67,078
児童館・児童センター	14,338	14,874	14,528	16,642
丸子子育てサロン	4,354	5,290	6,366	4,960
計（延べ利用回数）	94,135	88,496	89,447	88,680

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康を保ち、安心して出産できるよう、妊婦健康診査に対する公費助成を行っています。一人当たり平均 11.8 回の利用回数となっています。

【助成内容】全妊婦 14 回 母子健康手帳交付の時に、14 枚の基本健診票、4 種類（5 枚）の追加検査受診票、4 枚の超音波受診票を交付する。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用人数（人）	1,158	1,115	1,148	1,027
利用回数（回）	14,047	13,204	13,481	12,498

(4) 乳児家庭全戸訪問事業 ● ● ● ● ● ● ● ●

生後4か月を迎えるまでの全世帯の乳児と保護者に対して、保健師または助産師が自宅を訪問し、乳児の発育状況の確認、保護者の健康・育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問件数（件）	1, 149	1, 070	1, 068	1, 081

(5) 養育支援訪問事業 ● ● ● ● ● ● ● ●

若年や妊婦健康診査未受診者、望まない妊娠等、支援が必要な妊産婦が増えており、妊娠期も含め、継続的な支援を特に必要とする家庭に対し、健康推進課及び子育て・子育て支援課においてその必要性を把握した上で、保健師や助産師等が、その居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実家庭数（人）	211	194	152	172
延べ家庭数（回）	1, 310	1, 265	1, 356	1, 426

(6) 子育て短期支援事業 ● ● ● ● ● ● ● ●

保護者の疾病等により一時的に子育てに支障をきたす場合等に、児童を施設において預かることにより保護者の育児の負担軽減及び心身のリフレッシュを図ることを通じて、子育てを支援しています。しかしながら、市内に受け入れ可能な施設が2か所（うえだみなみ乳児院、原峠保養園）しかなく、施設の定員、空き状況などにより受け入れができない場合もあります。

	平成 27 年年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
0～5 歳以下家庭 （延べ利用日数）	4	26	23	26
就学児家庭 （延べ利用日数）	15	11	9	17

(7) ファミリー・サポート・センター^(注)事業 ● ● ● ● ● ● ●

子育て中の人、仕事や急な用事などで子どもの世話ができない時に、地域の人が応援する会員同士の相互援助活動です。子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）に、子育ての応援をしたい人（提供会員）をセンター事務局が紹介し、依頼会員が提供会員へ子どもの世話を依頼し、活動終了後に一定の料金を支払う仕組みです。女性の就業率の向上に伴い、利用者は増加傾向にありますが、依頼会員に比べ提供会員の数が少なく、会員確保が課題となっています。また、送迎の要望も近年多くなっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
活動回数（回）	1,059	1,479	1,447	1,752
実利用者数（人）	229	320	335	384
依頼会員（人）	404	429	434	441
提供会員数（人）	256	267	282	265
両方会員数（人）	64	62	59	53

(8) 一時預かり事業 ● ● ● ● ● ● ●

ア 幼稚園での一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園や認定こども園（1号認定[※]）の在園児を対象とした一時預かり事業については、延べ利用人数は減少傾向にあります。（※P.100 参照）

イ その他の一時預かり事業（幼稚園型以外）

その他の一時預かり事業（幼稚園型以外）は、保育所、幼稚園等の就学前施設を普段利用していない子どもを一時的に保育所・認定こども園で預かる事業です。就労または学習等による継続的な理由や冠婚葬祭等による緊急的な理由のほか、近年は育児に対する心理的・肉体的負担の軽減を必要とするニーズが高まっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
幼稚園での一時預かり事業（延べ人数）	41,422	45,589	35,806	40,038
その他の一時預かり事業（延べ人数）	8,112	6,868	6,541	6,581

(9) 時間外保育事業（延長保育・休日保育） ● ● ● ● ● ● ●

通常の開所時間を越えて、さらに延長して保育を行う延長保育事業は、利用者が減少傾向にあります。

日曜日や祝日にも保育を行う休日保育事業（公立3園で実施）は、年々利用者が増加しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延長保育（延べ人数）	30,224	31,415	29,271	28,476
休日保育（延べ人数）	447	387	552	569

(10) 病児・病後児保育^(注)事業 ● ● ● ● ● ● ●

児童が病気などのため、入院治療は必要ないが、ほかの児童との集団生活が困難な時期に保育所等にかわって、その児童を一時的に預かる事業です。上田病院と丸子中央病院（平成31年4月から）へ委託し、病気の急性期や急な容態変化へも迅速な対応が可能である医療機関併設型で実施しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数（延べ人数）	502	567	622	512
実利用者数（人）	139	180	180	152
登録者数（人）	1,054	1,068	1,094	1,074

(11) 放課後児童対策事業 ● ● ● ● ● ● ●

児童館・児童センターは、18歳未満の児童に健全な遊びの場を提供し、児童の健康を増進するために設置しています。学童保育所、児童クラブは、保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童を対象に、学校の空き教室等において、放課後児童支援員により適切な遊び及び生活の場を提供しています。

児童数は減少傾向にありますが、核家族化の進行や夫婦共働き家庭の一般化等により放課後児童施設の利用希望児童数は増加傾向にあります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用人数（人平日）				
児童館・児童センター	340	323	334	335
学童保育所	263	268	284	298
児童クラブ	740	797	881	992

4 ニーズ調査の結果概要

(1) 調査の概要

<アンケート調査>

① 調査対象

上田市在住の就学前児童の保護者の方、就学児童の保護者の方のうち、
約 2,000 人を無作為に抽出し実施しました。

② 調査期間

平成 30 年 11 月 15 日から平成 30 年 11 月 30 日

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布・回収	1,000 通	428 通	42.8%
就学児童の保護者	郵送による配布・回収	1,000 通	473 通	47.3%

<ワークショップ> 平成 31 年 1 月実施

① 高校生 (22 人)

『将来の私達のパパ・ママの姿』
『地域社会全体で子育てを支える』

② 父 親 (14 人)

『男性の仕事と家庭の両立 (育児と家事援助)』

③ 母 親 (13 人)

『子育ての悩み・困りごと』をなくす』



ワークショップの様子

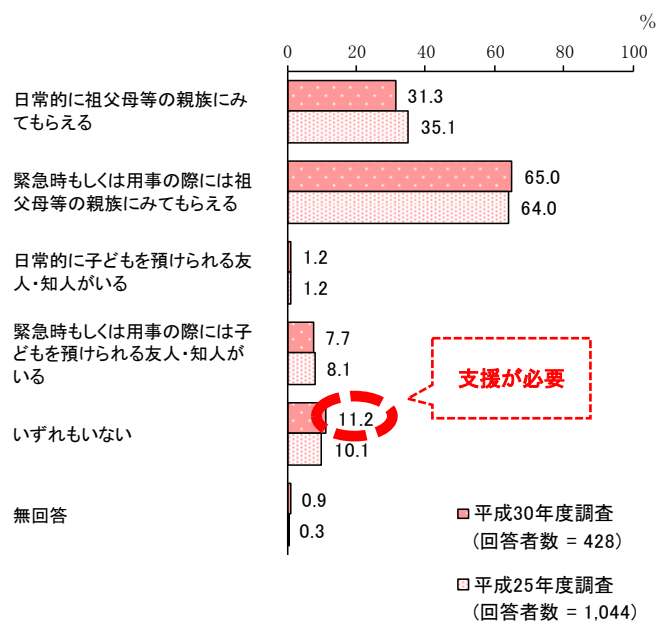
(2) アンケート調査 主な設問と回答結果

ア 日ごろから子どもを預かってもらえる親族等の状況 ●●●●●●●●

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が65.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が31.3%、「いずれもない」の割合が11.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

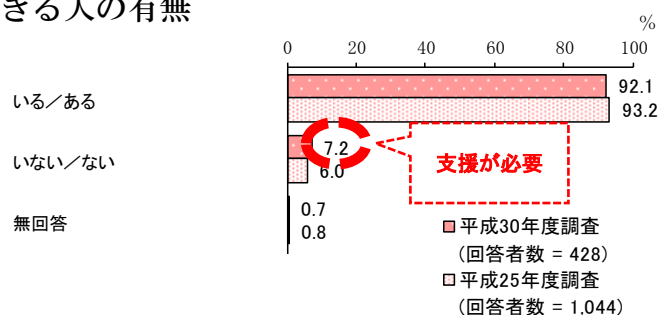


イ 配偶者以外に気軽に相談できる人の存在

① 就学前児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる／ある」の割合が92.1%、「いない／ない」の割合が7.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

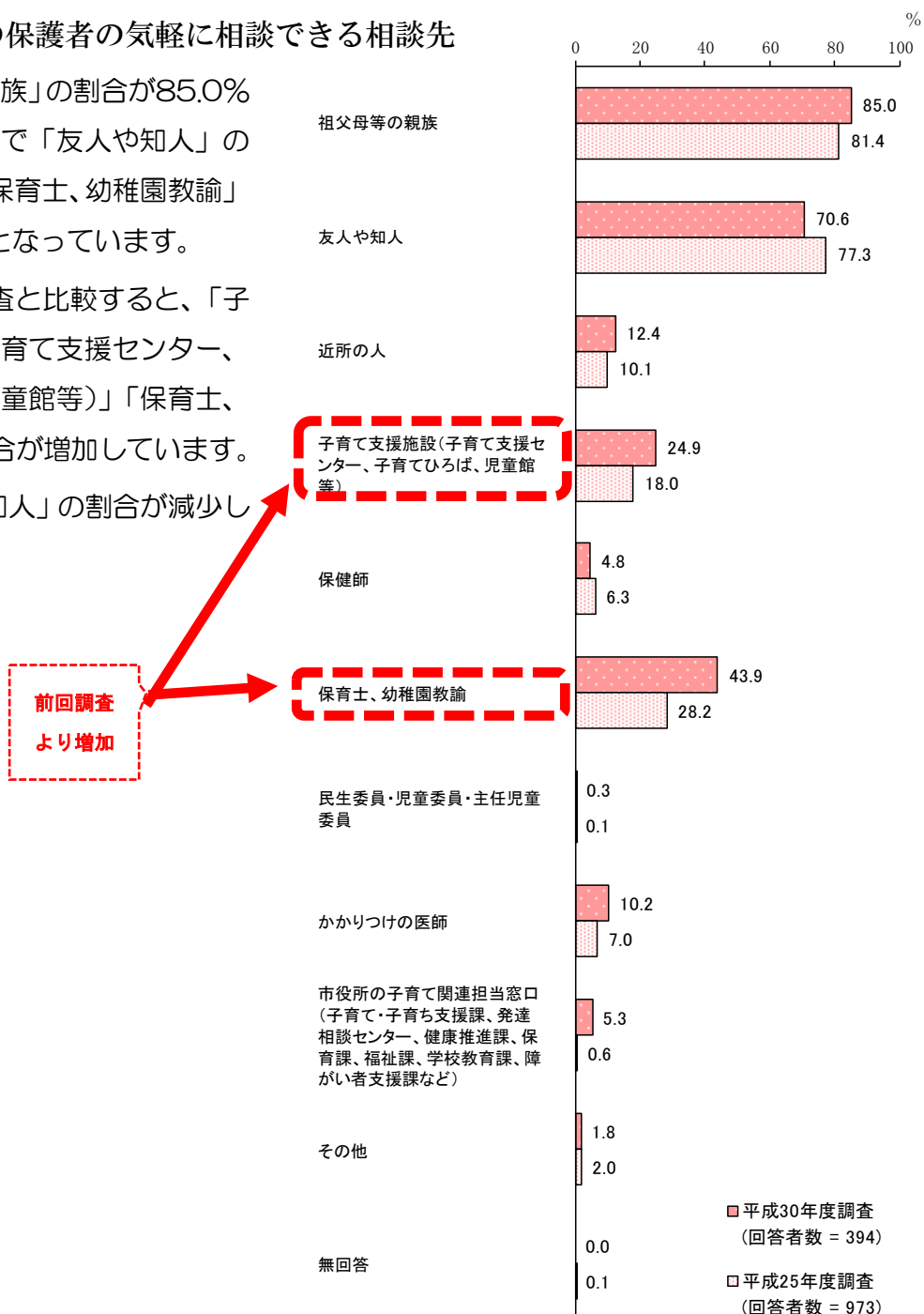


② 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が85.0%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が70.6%、「保育士、幼稚園教諭」の割合が43.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「子育て支援施設（子育て支援センター、子育てひろば、児童館等）」「保育士、幼稚園教諭」の割合が増加しています。

一方、「友人や知人」の割合が減少しています。



③ 就学児童の保護者の気軽に相談できる人の有無

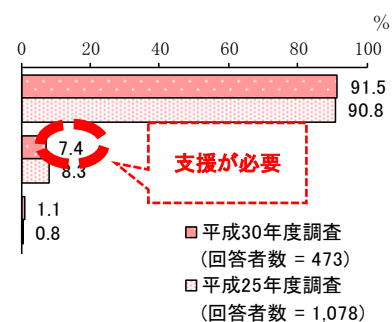
「いる／ある」の割合が91.5%、「いない／ない」の割合が7.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

いる／ある

いない／ない

無回答



④ 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が80.4%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が78.8%、「学校の先生」の割合が33.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「祖父母等の親族」の割合が増加しています。

祖父母等の親族

学校の先生

友人や知人

近所の人

子育て支援施設(児童館等)・NPO法人

保健師

保育士・幼稚園教諭

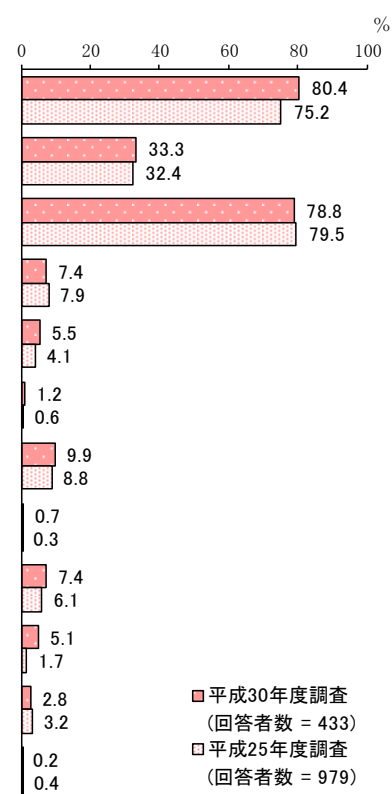
民生委員・児童委員・主任児童委員

かかりつけの医師

市役所の教育や子育て関連担当窓口

その他

無回答



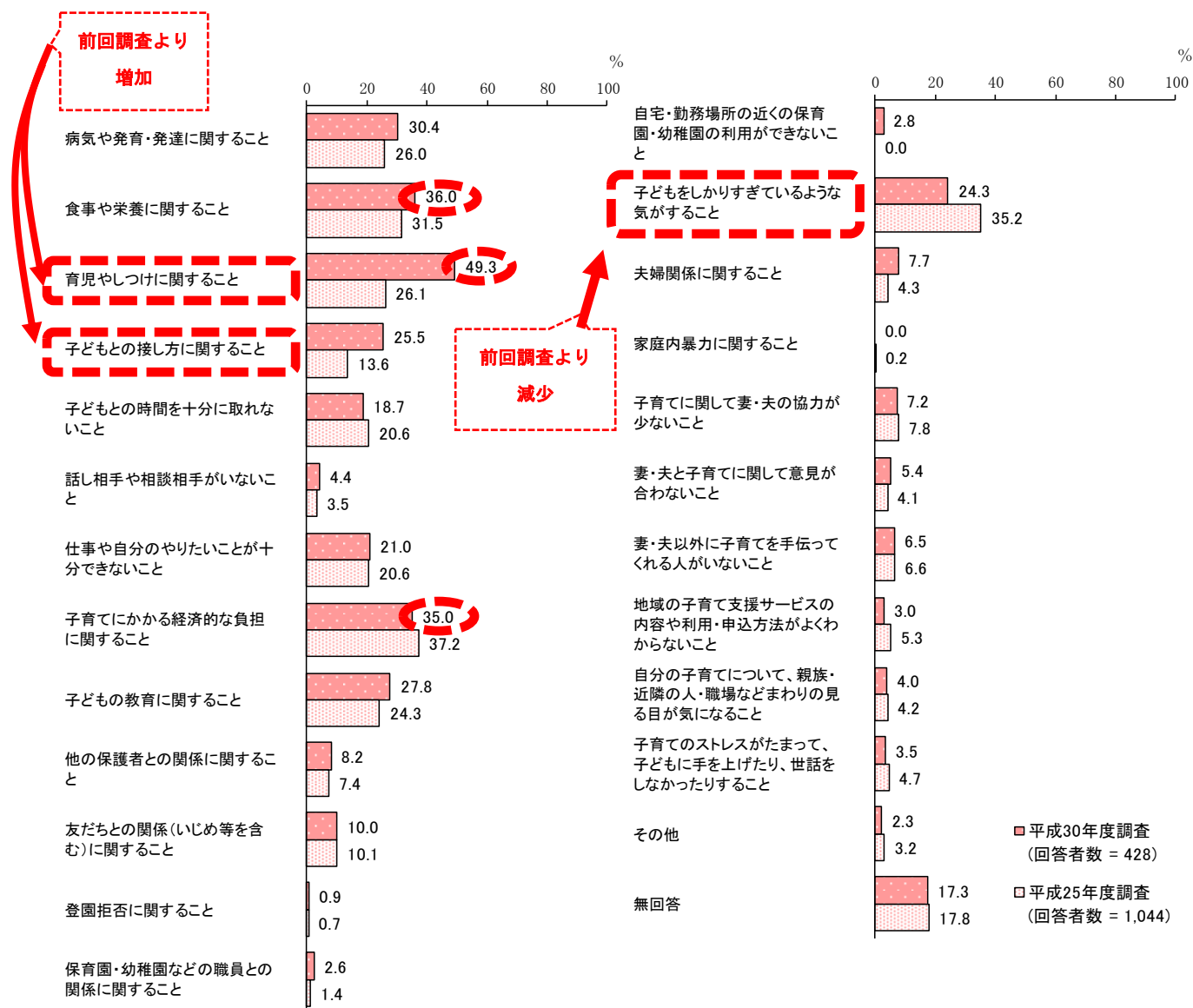
ウ 日ごろの悩みや気になること

① 就学前児童の保護者の子育てに関して、日ごろ悩んでいることや気になること

「育児やしつけに関すること」の割合が49.3%と最も高く、次いで「食事や栄養に関すること」の割合が36.0%、「子育てにかかる経済的な負担に関すること」の割合が35.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「育児やしつけに関すること」「子どもとの接し方に関すること」の割合が増加しています。

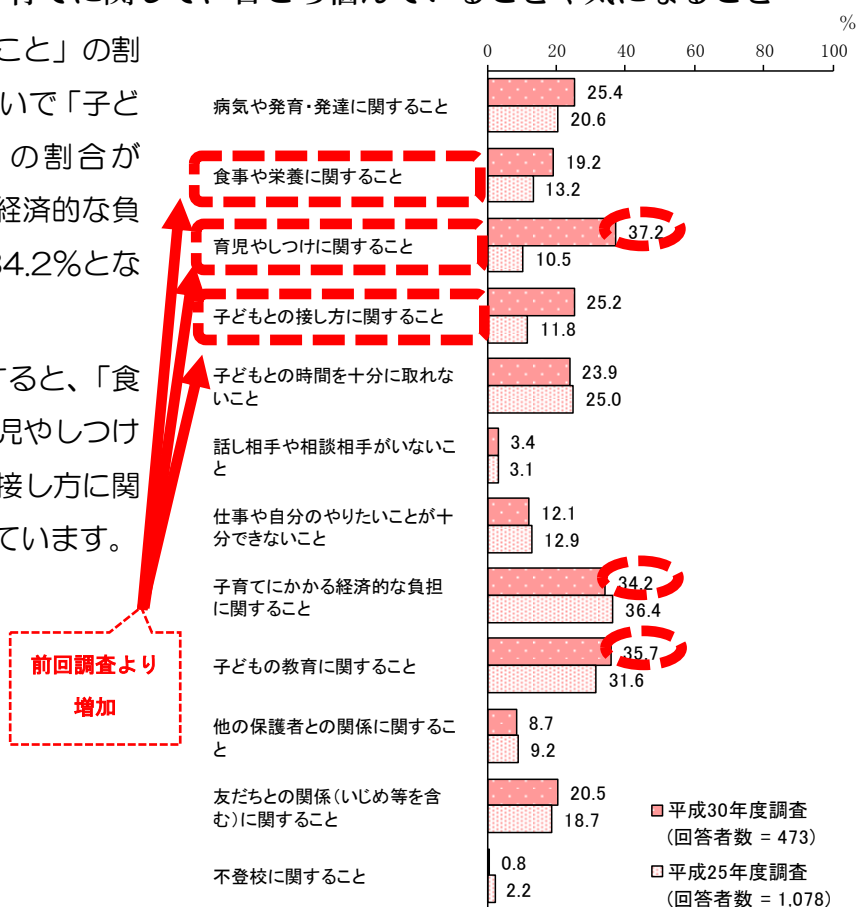
一方、「子どもをしかりすぎているような気がする」との割合が減少しています。



② 就学児童の保護者の子育てに関して、日ごろ悩んでいることや気になること

「育児やしつけに関すること」の割合が37.2%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」の割合が35.7%、「子育てにかかる経済的な負担に関すること」の割合が34.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「食事や栄養に関すること」「育児やしつけに関すること」「子どもとの接し方に関すること」の割合が増加しています。



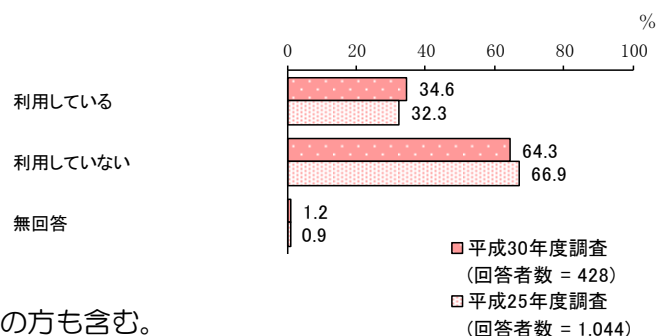
エ 地域子育て支援拠点事業の利用状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用している」の割合が34.6%、
「利用していない」の割合が64.3%と
なっています。

平成25年度調査と比較すると、大き
な変化はみられません。

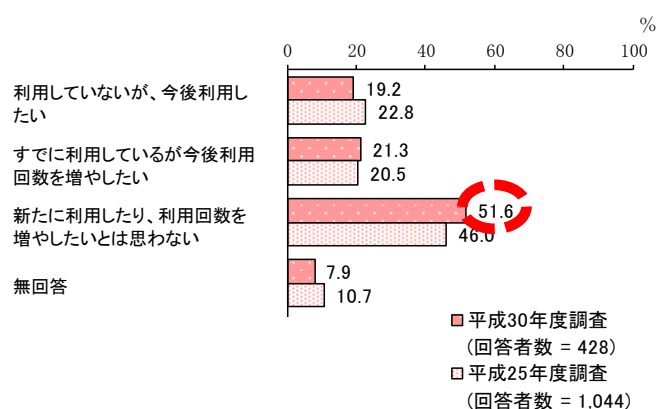
※「利用していない」には 3～5 歳の保護者の方も含む。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用回数を増やしたいとは思わない」の割合が
51.6%と最も高く、次いで「すでに利用しているが今後利用回数を増やしたい」の割合が21.3%、「利用していないが、今後利用したい」の割合が19.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「新たに利用したり、利用回数を増やしたいとは思わない」の割合が増加しています。



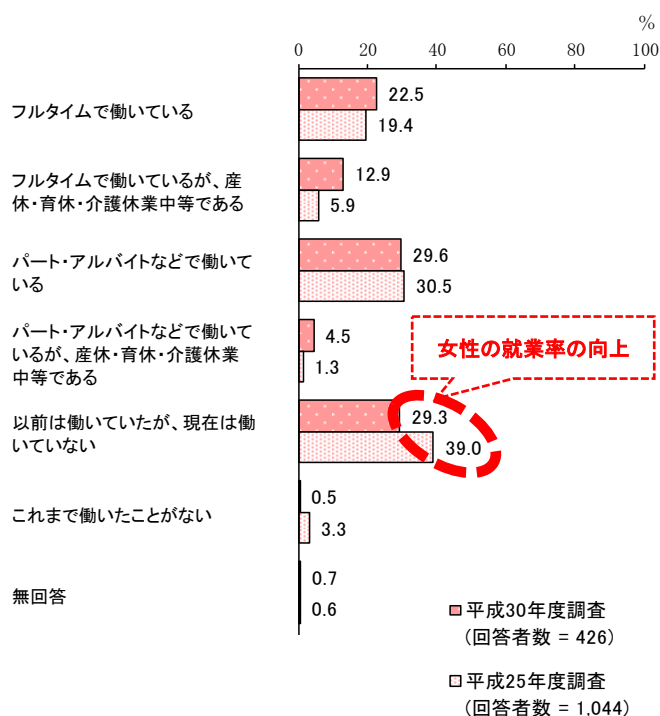
オ 保護者の就労状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 母親の就労状況

「パート・アルバイトなどで働いている」の割合が29.6%と最も高く、次いで「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が29.3%、「フルタイムで働いている」の割合が22.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイムで働いているが、産休・育休・介護休業中等である」の割合が増加しています。

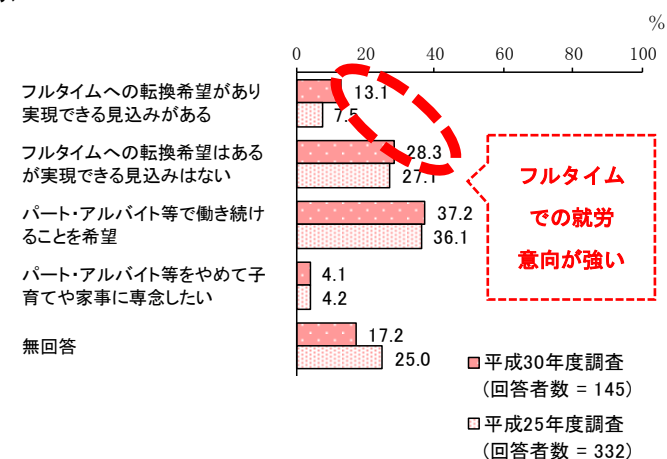
一方、「以前は働いていたが、現在は働いていない」の割合が減少しています。



② 母親の就労意向（就労者の就労意向）

「パート・アルバイト等で働き続けることを希望」の割合が37.2%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが実現できる見込みはない」の割合が28.3%、「フルタイムへの転換希望があり実現できる見込みがある」の割合が13.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイムへの転換希望があり実現できる見込みがある」の割合が増加しています。

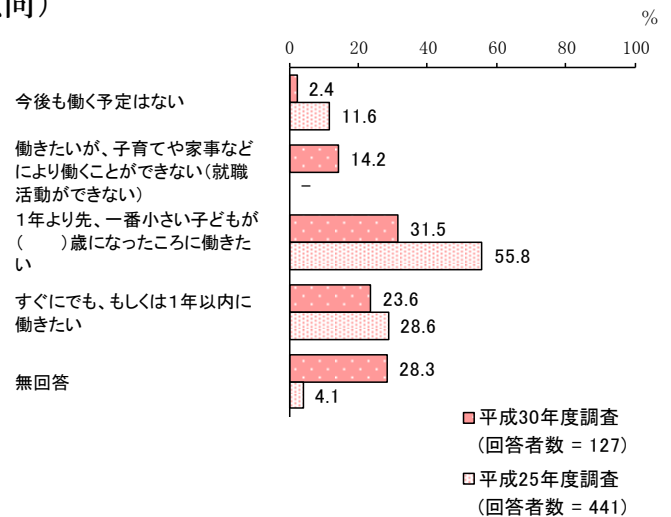


③ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

「1年より先、一番小さい子どもが（ ）歳になったころに働きたい」の割合が31.5%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に働きたい」の割合が23.6%、「働きたいが、子育てや家事などにより働くことができない（就職活動ができない）」の割合が14.2%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「働きたいが、子育てや家事などにより働くことができない（就職活動ができない）」の割合が増加しています。

一方、「今後も働く予定はない」「1年より先、一番小さい子どもが（ ）歳になったころに働きたい」の割合が減少しています。

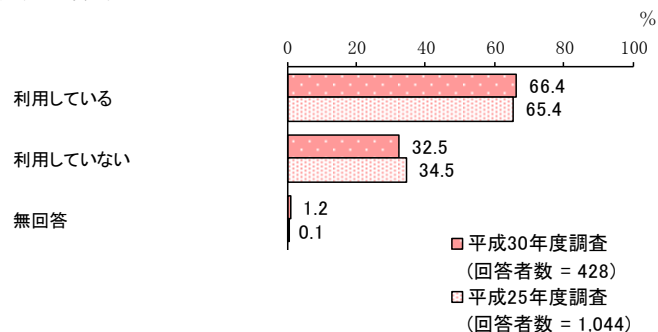


カ 教育・保育施設等の利用状況 ● ● ● ● ● ● ● ●

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が66.4%、
「利用していない」の割合が32.5%と
なっています。

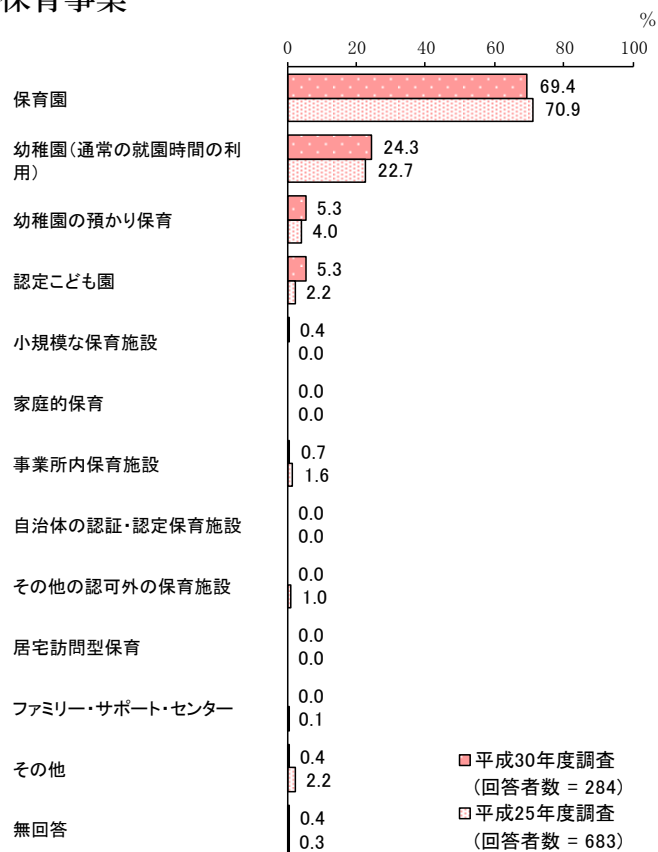
平成25年度調査と比較すると、大き
な変化はみられません。



② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「保育園」の割合が69.4%と最も高
く、次いで「幼稚園（通常の就園時間
の利用）」の割合が24.3%となってい
ます。

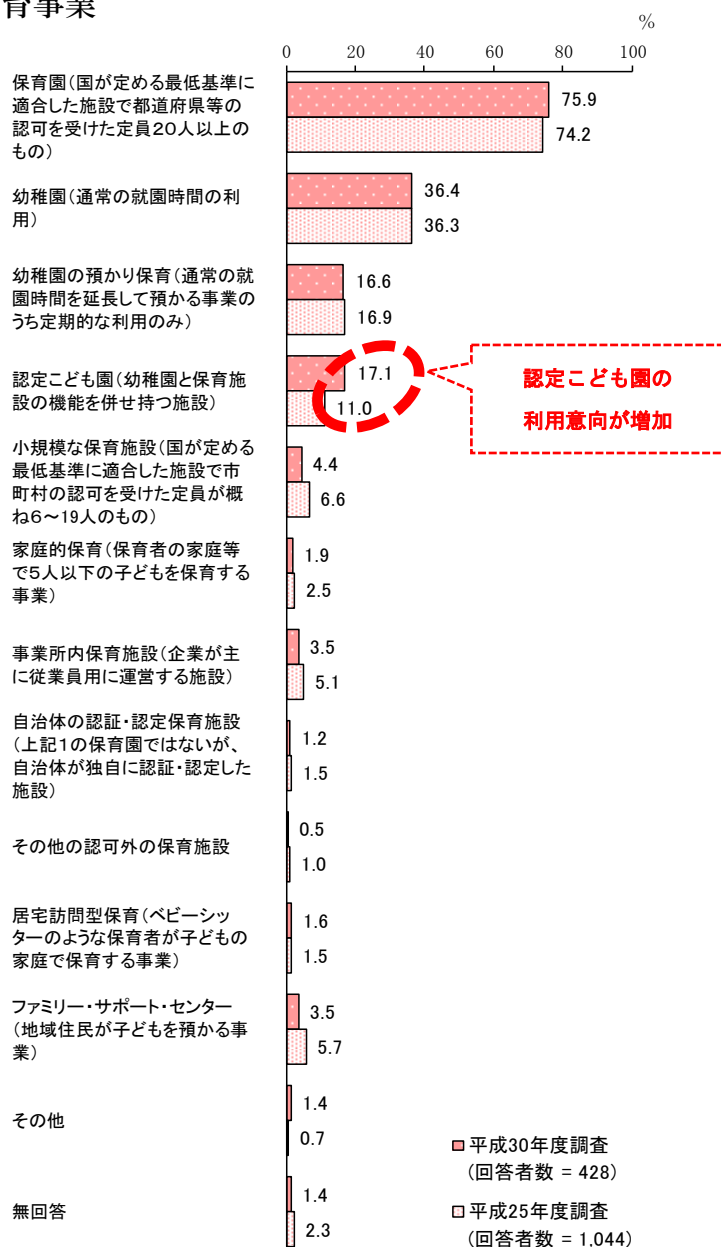
平成25年度調査と比較すると、大き
な変化はみられません。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が75.9%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が36.4%、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が17.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が増加しています。



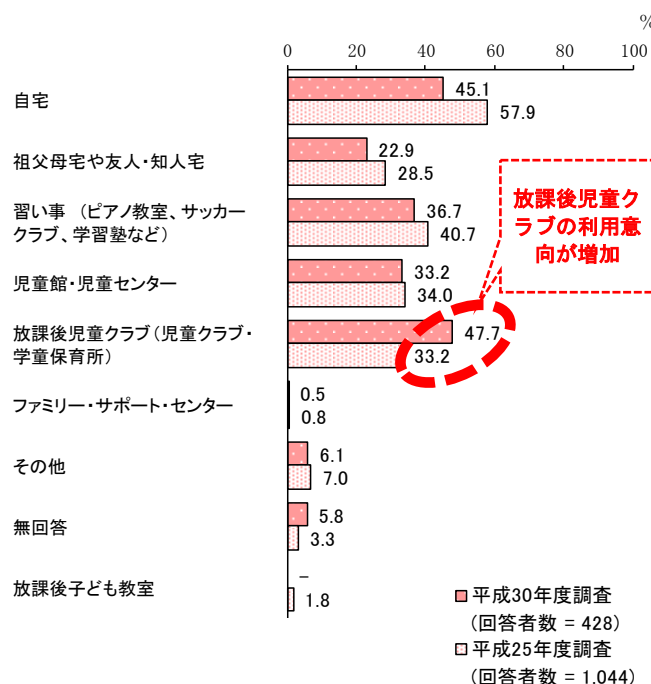
キ 小学校入学後の放課後の過ごし方

① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「放課後児童クラブ（注）（児童クラブ・学童保育所）」の割合が47.7%と最も高く、次いで「自宅」の割合が45.1%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が36.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（注）（児童クラブ・学童保育所）」の割合が増加しています。

一方、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が減少しています。

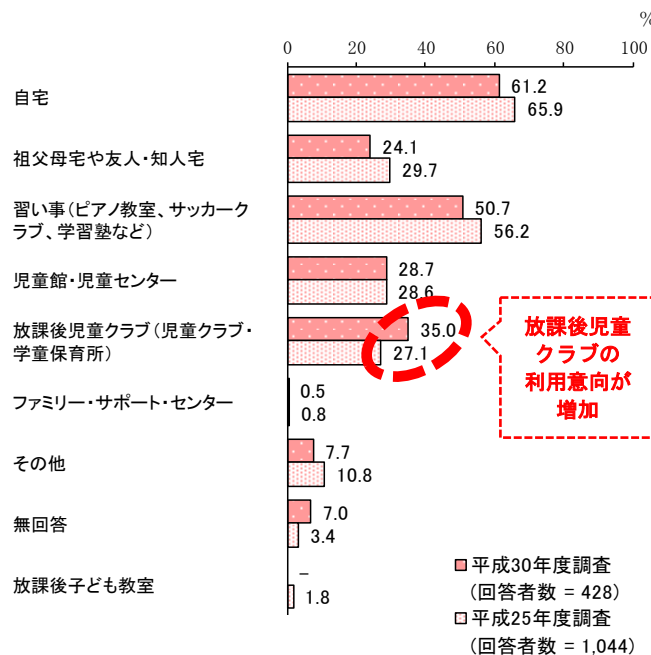


② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が61.2%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が50.7%、「放課後児童クラブ（注）（児童クラブ・学童保育所）」の割合が35.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（注）（児童クラブ・学童保育所）」の割合が増加しています。

一方、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。

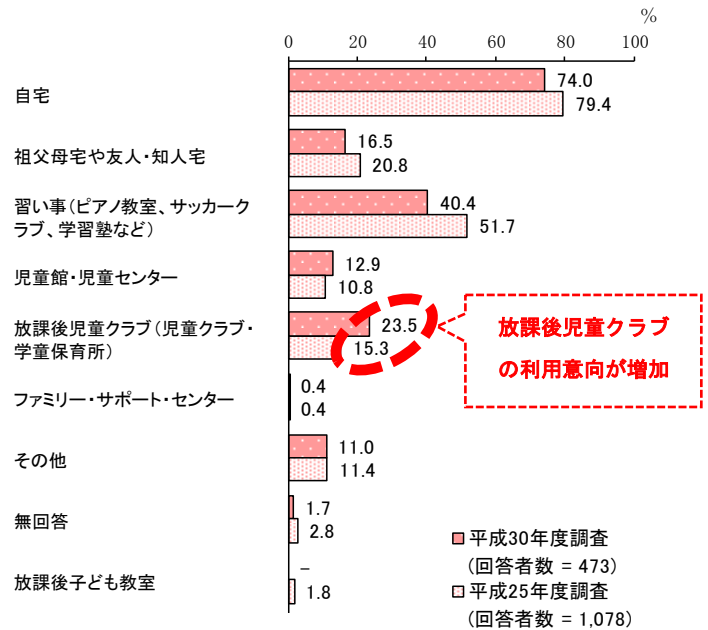


③ 就学児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が74.0%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が40.4%、「放課後児童クラブ（注）（児童クラブ・学童保育所）」の割合が23.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ（注）（児童クラブ・学童保育所）」の割合が増加しています。

一方、「自宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。



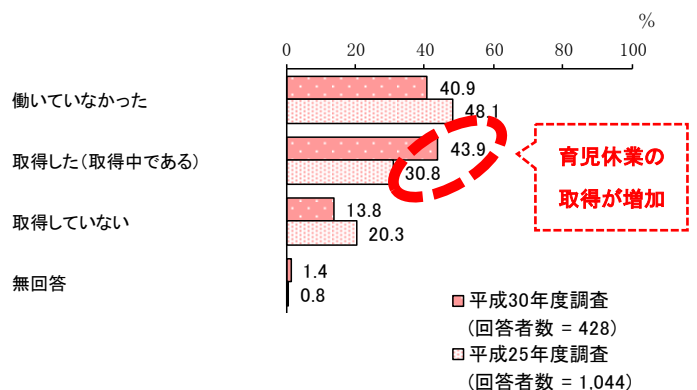
ク 保護者の育児休業の取得状況

① 母親の育児休業の取得状況

「取得した（取得中である）」の割合が43.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が40.9%、「取得していない」の割合が13.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。

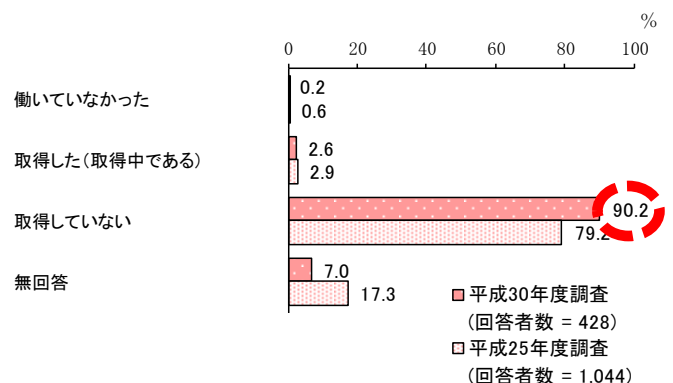
一方、「働いていなかった」「取得していない」の割合が減少しています。



② 父親の育児休業の取得状況

「取得していない」の割合が90.2%と最も高くなっています。

平成25年度調査と比較すると、「取得していない」の割合が増加しています。



ケ 保護者の職場復帰時における短時間勤務制度の取得状況

① 母親の短時間勤務制度の取得状況

「利用した」の割合が45.3%と最も高く、次いで「利用しなかったが、利用しなかった（利用できなかった）」の割合が26.5%、「利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった）」の割合が21.4%となっています。

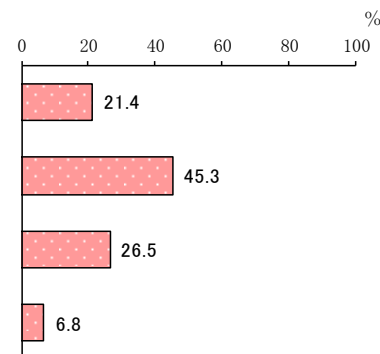
回答者数 = 117

利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった）

利用した

利用しなかったが、利用しなかった（利用できなかった）

無回答



コ 経済的に困ったことの有無

① 過去1年間に経済的な理由により困ったことの有無

就学前児童の保護者では、「なかった」の割合が77.1%と最も高くなっています。

就学児童保護者では、「なかった」の割合が72.9%と最も高く、次いで「まれにあった」の割合が14.0%となっています。

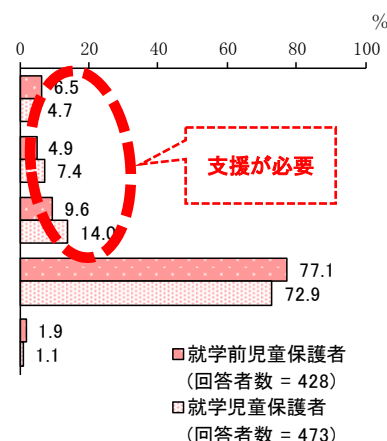
あった

ときどきあった

まれにあった

なかった

無回答



サ 子どもの病気やけがの際の受診の有無

① 子どもの病気やけがの際に受診しなかった経験の有無

就学前児童の保護者では、「なかった」の割合が79.0%と最も高くなっています。

就学児童保護者では、「なかった」の割合が73.8%と最も高くなっています。

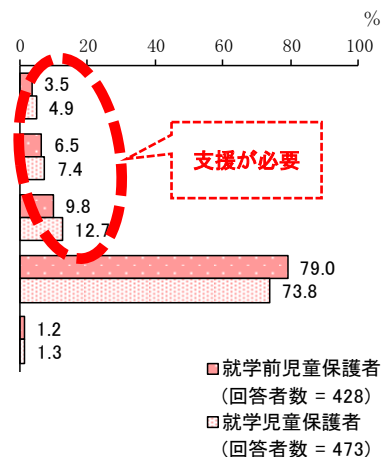
あった

ときどきあった

まれにあった

なかった

無回答

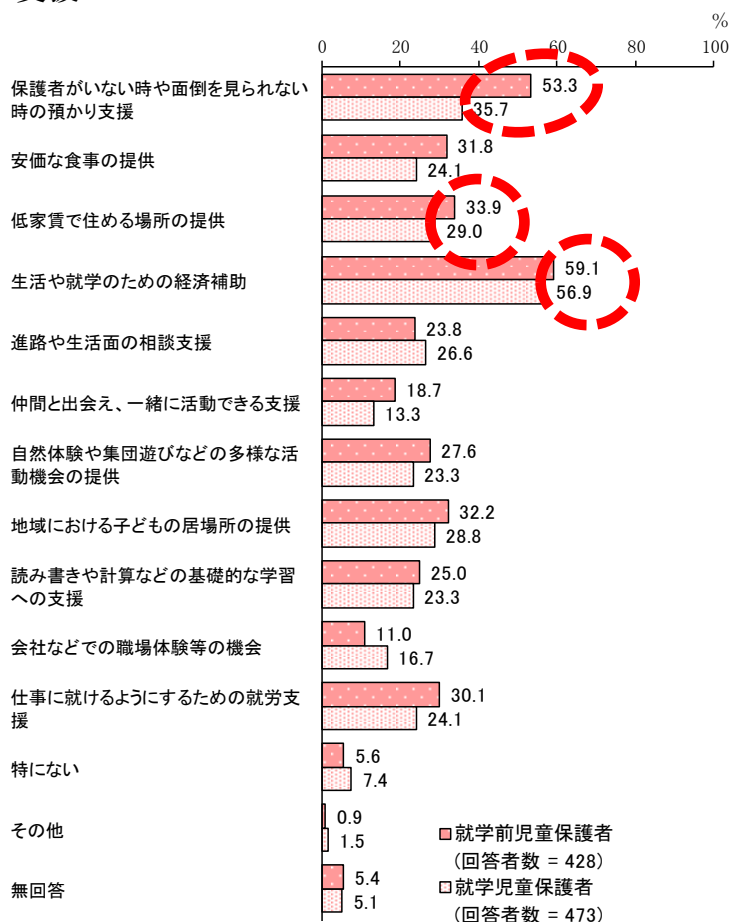


シ 生活に困った場合に受けたい支援 ● ● ● ● ● ● ● ●

①生活に困った場合について受けたい支援

就学前児童の保護者では、「生活や就学のための経済補助」の割合が59.1%と最も高く、次いで「保護者がいない時や面倒を見られない時の預かり支援」の割合が53.3%、「低家賃で住める場所の提供」の割合が33.9%となっています。

就学児童の保護者では、「生活や就学のための経済補助」の割合が56.9%と最も高く、次いで「保護者がいない時や面倒を見られない時の預かり支援」の割合が35.7%、「低家賃で住める場所の提供」の割合が29.0%となっています。



ス 子育ての環境整備の充実のために希望する支援策

① 就学前児童保護者の子育ての環境整備の充実のために希望する支援策

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」の割合が63.8%と最も高く、次いで「子どもが安心して遊ぶことができる公園や広場などを整備して欲しい」の割合が61.4%、「保育園や幼稚園等にかかる費用負担を軽減して欲しい」の割合が59.1%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「子育て中の親同士で子育てを手伝いあえる仕組みが欲しい」「産前産後、乳幼児期における家事支援（掃除、洗濯、食事の準備と片付けなど）を充実して欲しい」「出産費用の補助等をしてほしい」の割合が増加しています。

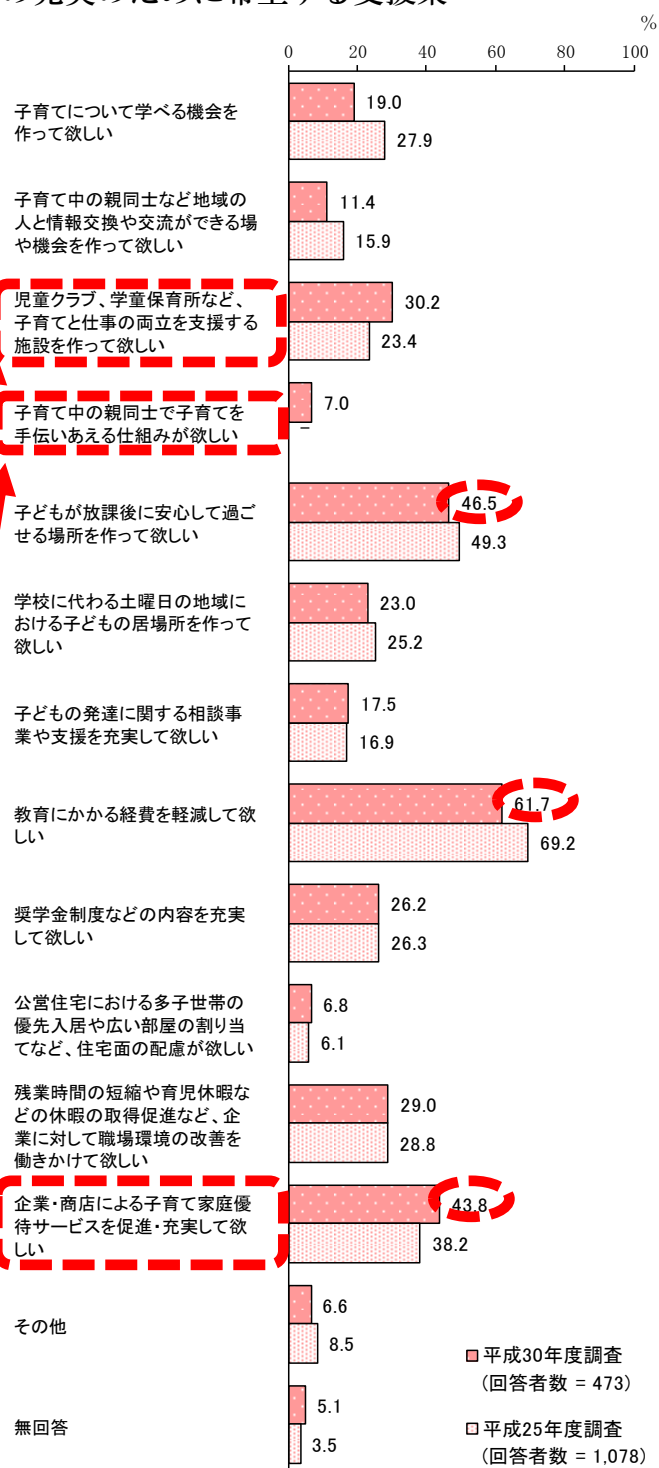


② 就学児童保護者の子育ての環境整備の充実のために希望する支援策

「教育にかかる経費を軽減して欲しい」の割合が61.7%と最も高く、次いで「子どもが放課後に安心して過ごせる場所を作って欲しい」の割合が46.5%、「企業・商店による子育て家庭優待サービスを促進・充実して欲しい」の割合が43.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「児童クラブ、学童保育所など、子育てと仕事の両立を支援する施設を作って欲しい」「子育て中の親同士で子育てを手伝いあえる仕組みが欲しい」「企業・商店による子育て家庭優待サービスを促進・充実して欲しい」の割合が増加しています。

前回調査より
増加



(3) ワークショップ

ア 高校生におけるワークショップの概要

テーマ：『将来の私達のパパ・ママの姿』・『地域社会全体で子育てを支える』

項目	課題	方向性と取組
家庭	・育児だけでなく、家事や仕事で忙しいため、子どものことをしっかりみてあげられるか心配がある ・子どもの面倒をみていると、料理などの家事をする時間がない ・共働きで忙しい ・子どもを育てる上でお金が必要となるため、どうしても仕事で手いっぱいになる ・何が悪いのか自分も理解して子どもに教えないといけないので、しつけの方法がわからない ・子育てに積極的でない人がある ・家族のために早起きができない ・子どもの意思が尊重されていない ・共働きのため、祖父母に育てられた ・父が子育てに参加しない	・子どもとの時間を大切にし、子どもを理解する ・子どもをしっかりみて、子どもの変化に気づくよう、何でも話してくれるような環境をつくる ・家庭での会話を大切にする ・たくさんの愛情をそそげる人、子どもの意見を尊重する人になる ・子育てと家事の両立ができるようにする ・家族が感謝しあい、何でも話し合える関係をつくるためにコミュニケーションを大切にする ・喧嘩も感情的にならないで、あくまでも「話し合い」にする ・優しく怒る時、厳しく怒る時があったらよい ・祖父母と暮らしたら、共働きでもさみしくない ・子どもが小さい間は、できるだけ家にいるようにする
地域	・子どもの少ない地域がある ・核家族が増えている ・地域の人との交流機会が少ない ・地域交流を面倒に感じる ・地域のことを知る機会がない ・幅広い年齢層を対象としたイベントが少ない ・子どもが少ないため、地域の活動が減った ・子育てでの経済的な支援が必要 ・観光面が衰退し、観光客が少ない ・おむつ交換できる施設を充実させることが必要 ・子ども・若者が集まれる公園が少ない ・広い遊び場がない ・これといって遊ぶ場所がない ・街灯が少ない ・商業施設が少ない ・小学校の通学路が狭く、車による安全面が必要	・地域の人達との交流を持ち、協力し合う ・地域の交流に参加し、子どもを楽しませる機会をつくる ・自治会に積極的に参加する ・ごみ拾いなど、ボランティア活動に積極的に参加する ・お母さん同士が集まる機会に参加する ・できるだけたくさんの人が集まるように呼びかけをする ・子育て支援（紙おむつの費用など）が必要 ・保育施設を充実させる ・大きな公園をつくり、子どもを広々としたところで遊ばせる ・子どもが思いっきり遊べ、転んでも安全な公園を増やす ・バスや電車を利用しやすくするために、料金を安くしたり、運行本数を増やしたりする ・親同士がつながり、助け合うことで子どもも大人も気軽に参加できるイベントを増やす ・子育てについて、もっと気軽に相談できる場所を増やすとともに、保育マップを作成する ・新幹線が止まる駅として、交通の便を図るとともに、豊かな自然を生かしたふれあいの場づくり ・県外からの観光者を増やすための情報提供が必要
ワークショップの様子		

イ 父親におけるワークショップの概要

テーマ：『男性の仕事と家庭の両立（育児と家事援助）』

項目	課題	方向性と取組
家庭	・家事や料理などを任せきり ・母親へのフォローができていない ・母親の話し相手になっていない ・子どもへの相談相手になっていない ・育児に対して規則正しい生活ができていない ・子どもとの朝食ができていない ・子どもの管理やスケジュールができていない ・子どもの宿題をみられていない	・子どもや妻との対話、コミュニケーション ・家族とかかわる時間を増やす ・家庭内での理解 ・育休を取る ・気持ちに余裕を持った安定した生活 ・感謝の気持ちを忘れない ・子どもからのSOSを出しやすい状況づくり ・父親の意識改革を行い、育児・家事の参加
地域	・父親の仲間づくりができていない ・預かり保育などのサポートができていない ・防犯・防災体制がよくない ・歩道などの安全面が必要	・父親会などのネットワークによるストレス解消 ・ベビーシッターという職業をつくる ・情報を多様化する ・上田市ならではの企業の取組
市の事業	・子育て支援の現場での理解が必要 ・既存の助成金制度 ・ひとり親への支援 ・子育てに関して企業へのバックアップ ・保育所の入園 ・地域の安全面 ・夜間や急病時の対応充実 ・公園や広場の整備 ・気軽に頼れる先がない ・核家族、貧困世帯への支援が必要	・在宅ワークや半休を取りやすくする ・親の育児や家事をサポートする助手制度を作る ・イベントや意見交換会を開催 ・父親向け育児教室 ・児童福祉に力を入れる ・子どもを増やすために給食を導入 ・金銭的支援 ・人口減とまらない政策が必要 ・高校生が住みたい街につなげる ・有給休暇や地域貢献活動のための企業をサポートする行政の取組 ・行政の意識改革が必要なため、先進事例の情報収集を行う
ワークショップの様子		

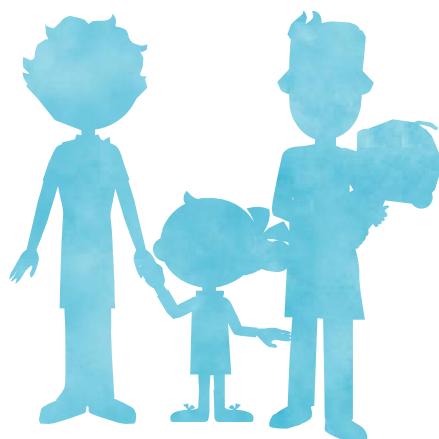
ウ 母親におけるワークショップの概要

テーマ：『「子育ての悩み・困りごと」をなくす』

項目	課題	方向性と取組
家庭	・勉強の進み具合を友達と比較してしまう ・子どもの友人関係が気になる ・〇〇になってほしいと、欲望が強い ・子どもと話をする時間がない ・父親とゆっくり話をする時間がない ・子どもが父親を好きでない ・子どもとの信頼関係をどうしたらよいか悩んでいる親が多い ・大変でも大変と言えない ・子育て支援センターに行けない人がいる	・食事の時などルール化し、話をする時間を確保する ・子どもの話をしっかり聞くようにする ・同じ趣味づくりや遊び場の提案をする ・子どもと一緒に行動する ・子どもと共感しあう ・注意や否定にならないように、子どもと話をする ・子どもとの信頼関係をつくるために、ほかのことをしながら、話を聞くのをやめる ・大変だといい、お母さんが笑顔でいる
地域	・地域とのかかわりが少なくなっている ・子どもが少なくなり、色々な行事がなくなっている ・「ひろば」や「つどい」に参加しない親がいる ・施設等の老朽化、人材不足により子どもの居場所に問題がある ・就学前に地域の人とかかわり合う機会が少ない ・地域の中で子育てを考えている自治会は少ない ・小学生になると地区の会を退会する ・昔のような民生委員がいない	・アパートの住人にも地域の情報を提供する ・持ち家になったら地域の行事に参加するようになる ・自治会費を払ってなくても、一見さんで参加できるようにする ・地域の住民マップを作り、新規世帯に配る ・子育て世帯と子育て終了世帯をつなぐパイプづくり ・地域とのかかわりを増やして子育ての負担を減らす
市の事業	・冬に子どもが遊べる場所がない（屋外・屋外） ・上田公園で駐車料金を徴収される ・双子が乗れるエレベーターがない ・土日、急用時に子どもを預かってくれるところがない ・仕事復帰後の家族生活のイメージがつかめない（保育所を含めて） ・保育所に入るまでの情報が少ない ・子どもの成長に合わせた場所・人など相談先がほしい ・にじいろ広場は子どもの年齢制限がある ・子育て支援コーディネーターが必要 ・双子への支援がほしい	・約束事を決めて、土日の体育館・公民館、児童センターなどを開放する ・児童クラブなどの整備を行い、過ごせる場所にする ・市役所のカフェスペース、創造館の活用を検討する ・アリオなどで子育て相談を行う ・子どもの相談窓口としてはチャイルドラインがあるが、同様にメールを活用した相談窓口をつくる ・健診などで保護者の支援として、身近なひろばを体験できるように配慮する ・小中学校でも保護者の相談に対応できるように、学校の中に何でも相談室を設置する ・既存事業の周知を図る ・子育て支援コーディネーターが訪問してくれる ・親同士の預かり
ワークショップの様子		



計画の基本理念、基本目標



すべての子どもが笑顔で しあわせに暮らせるまち

本計画では、第1次上田市子ども・子育て支援事業計画の「すべての子どもが笑顔でしあわせに暮らせるまち」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの上田市を担う子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちを目指します。



パパのベビーダンス & ママの骨盤ヨガ参加者

2 大切な視点

(1) 子どもの成長を支える視点（子の育ち） ● ● ● ● ● ● ●

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としてのさまざまな役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取組を進めます。

(2) 親の子育てを支える視点（子育て） ● ● ● ● ● ● ●

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとのかかわり方等に関する保護者の学びへの支援を行うことが重要です。

(3) 地域社会全体で子育てを支える視点（地域） ● ● ● ● ● ● ●

すべての子どもと家庭への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

3 基本目標

(1) すべての子どもの健やかな成長を支えます ●●●●●●●●

子どもが権利を持つ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性・社会性の育成や家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

さらに、多様な保育サービスや新・放課後子ども総合プラン^(注)を踏まえた放課後児童対策、就学前教育、学校教育の充実を図ります。



(2) きめ細やかな支援で子どもや家庭を支えます ●●●●●●●●

障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応により、子どもの人権の尊重と保護を促進するとともに、社会的養護が必要な子どもに対しては地域社会全体で支えていきます。

さらに、「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。



(3) 安心して子育てができる体制を整えます ●●●●●●●●

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられることで、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう、相談・情報提供の充実を図る取組を進めます。

また、いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取組や、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行います。



（４）地域全体で子育てを支えます ●●●●●●●

身近な地域の大人たちが子どもを見守る取組を推進するため、子どもや保護者が参加して交流できる場づくりなど、地域資源を生かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

さまざまな子育て不安や負担感の軽減をはじめ、安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の整備など、地域ぐるみの防犯体制の整備に努めます。また、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。



（５）仕事と家庭が両立できる環境を整えます ●●●●●●●

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、ワーク・ライフ・バランス^(注)の理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。



4 計画の体系

[基本理念]

[基本目標]

[基本施策]

[施策内容]

すべての子どもが笑顔でしあわせに暮らせるまち

1 すべての子どもの健やかな成長を支えます

(1) 母子の健康増進及び医療の充実

- ① 妊娠・出産期の支援 ② 子どもの健康
- ③ 食育の推進 ④ 医療の充実

(2) 就学前教育・保育の質の向上

- ① 職員配置の充実 ② 保育士・幼稚園教諭の質の向上
- ③ 施設整備等良質な環境の確保 ④ 保育士等の処遇改善と確保
- ⑤ 認定こども園への移行に関する情報提供及び支援の充実
- ⑥ 幼児教育・保育の提供体制の確保
- ⑦ 外国につながる幼児への支援 ⑧ 幼児教育アドバイザーの配置

(3) 多様な保育サービスの充実

- ① 延長保育・休日保育・一時預かり
- ② 病児保育
- ③ 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

(4) 放課後等の児童の健全育成

- ① 児童館・児童センター ② 放課後児童クラブ
- ③ 職員配置の充実
- ④ 職員（児童厚生員、放課後児童支援員等）の質の向上
- ⑤ 地域等の協力
- ⑥ 新・放課後子ども総合プランに基づく行動計画

(5) 子どもの生きる力の育成

- ① 幼保小中の連携強化 ② 学習教育の環境や学習内容の充実
- ③ 思春期対策 ④ 若者の職業的自立のための支援
- ⑤ 児童・青少年の健全育成の推進

2 きめ細やかな支援で子どもや家庭を支えます

(1) 支援が必要な子ども・家庭への支援の充実

- ① 発達に遅れや偏りがある子どもへの支援の充実
- ② 障がいのある子どもへの支援の充実
- ③ ひとり親家庭への支援
- ④ 外国につながる子どもへの支援・配慮

(2) 児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実

- ① 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応
- ② 関係機関との連携強化及び相談・啓発活動の充実
- ③ 社会的養護の充実

(3) 子どもの貧困対策の推進

- ① 早期発見のための取組 ② 教育の支援
- ③ 生活の支援 ④ 保護者に対する就労の支援
- ⑤ 経済的支援 ⑥ 地域活動への支援

3 安心して子育てができる体制を整えます

(1) 子育て家庭への相談・情報提供の充実

- ① 子育て相談体制の充実 ② 子育てに関する情報発信の充実
- ③ 地域子育て支援拠点事業の充実

(2) 経済的負担の軽減

- ① 経済的負担の軽減
- ② 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施

(3) いじめ防止対策の推進

- ① 教育相談事業の推進
- ② いじめ防止への取組

4 地域全体で子育てを支えます

(1) 地域コミュニティの中で子どもを育む

- ① 子育て家庭を応援する環境整備
- ② 地域の子育て関連団体等のネットワークの強化

(2) 子育てしやすい生活環境の整備

- ① 身近な公園・ひろば等の整備 ② 良質な住宅の整備
- ③ 安心して外出できる環境の整備

(3) 子どもを事故や犯罪から守る環境づくり

- ① 子どもの交通安全の確保 ② 子どもを犯罪等から守る活動
- ③ 子どもを事故から守る活動
- ④ 青少年を有害環境・有害情報から守るための取組の推進

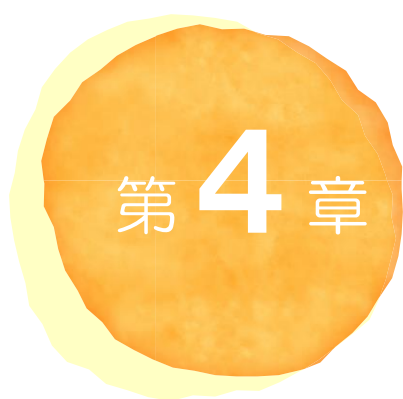
5 仕事と家庭が両立できる環境を整えます

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① 働き方の見直し
- ② 多様な保育サービスの充実（再掲）
- ③ 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- ④ 出産・育児後の職場復帰支援等
- ⑤ 父親への子育てへの参加の促進

(2) 仕事と家庭生活の調和の実現に向けた啓発

- ① 男女がともに家事や育児を担う意識の啓発
- ② 企業による子育て支援の取組の促進



第4章 施策の展開



基本目標Ⅰ すべての子どもの健やかな成長を支えます

基本施策（１）母子の健康増進及び医療の充実 ● ● ● ● ● ● ●

現 状 と 課 題

- 近年、妊娠届出者数の減少とともに妊婦の年齢が高くなっています。また、共働きや核家族が増えさまざまな家族の形がある中、少子化等により、乳幼児の世話をする経験の不足と子育ての知識が不十分な状況で、妊娠、出産そして子育てを迎える親が多くなっており、妊産婦一人ひとりが抱える問題は多様化しています。
- 妊娠・出産は、短期間で心身に変化が生じる時期であり、この時期の健康状態が出産や胎児のほか、妊婦自身の健康に大きな影響を与えることから、安全な妊娠と出産のために正しい知識を得、健康管理を自ら行うという認識と行動が必要です。また、産後は育児中心の生活への変化から、心身ともに疲労がたまり情緒不安定な状況に陥りやすいため、特にメンタルヘルスの把握と早期対応が必要とされています。
- 母親の育児ストレスの解消やママ友などのコミュニティの構築に寄与する事業を実施している中、こうした講座に参加できない方に対する支援も必要です。
- 安心して子育てをするためには、地域内で完結できる周産期医療体制の整備と夜間・休日における救急医療体制の充実が必要です。平成30年度に実施した子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査（以下、ニーズ調査）において子育ての環境整備の充実のために希望する支援策として、「安心して出産できる環境を整備して欲しい（産科医の確保等）」も4割以上となっています。
- 子どもの健康な体づくりのためには、成長段階に応じた適切な食事を摂ることや、規則正しい生活習慣を身に付ける必要があります。
- 情報化社会の進展に伴い、パソコンやスマートフォンなどの電子メディア機器は生活に欠かせないものとなっています。しかしながら、乳幼児期での過度な使用は、こころの成長に悪影響を与えることになることが危惧されています。
- 子どもへの接し方や発達に関する相談が増えています。乳幼児期からの適切なかわいが、子どものこころと体の育ちに必要であることを啓発し、保健・医療・福祉などの関係機関が連携して支援をしていくことが重要です。

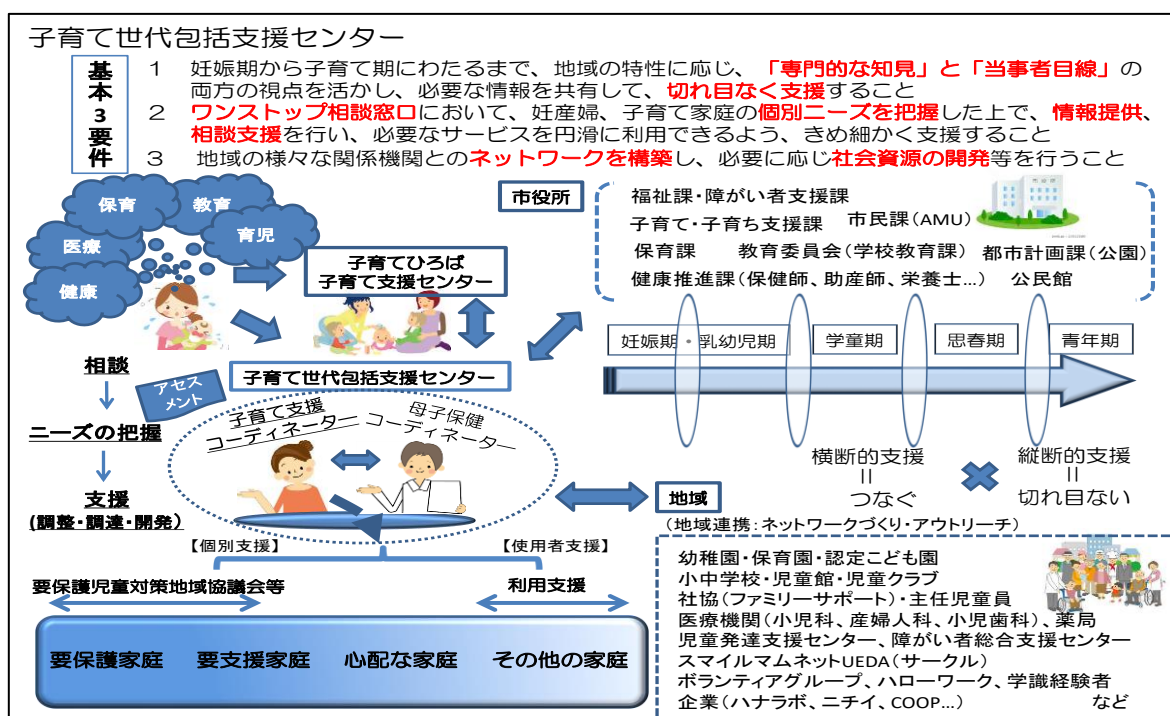
施 策 の 内 容

① 妊娠・出産期の支援

- 母子ともに健康で安心な出産ができるよう、妊娠届出時の妊婦への個別面接・相談や両親学級等での健康教育を行い、妊婦健康診査の受診勧奨を実施します。
- 出産後は、新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）を全戸に行い、産婦の心身の状況の把握とともに関係機関と連携して支援を行います。また、市立産婦人科病院等で実施する産後ケア事業や子育て支援施設「ゆりかご」を活用し、産婦の休養と育児不安の軽減等を図ります。
- 子どもを望む夫婦が抱える、不妊症及び不育症に対し、費用の一部を助成することで、経済的な支援を行い、妊娠から出産に至るさまざまな負担感の軽減を図ります。
- 母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターが機能的に運用する「子育て世代包括支援センター^(注)」を充実させ、妊娠期から出産、子育てへ切れ目のない支援体制の強化を図ります。

主な事業

- 母子健康手帳交付
- 妊婦一般健康診査・産婦健康診査公費負担
- 両親学級
- 妊婦・母乳相談
- 新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業）
- 産後ケア事業
- 不妊症治療費助成事業
- 不育症治療費助成事業
- 子育て支援センター「ゆりかご」の運営
- 子育て世代包括支援センター^(注)の運用



② 子どもの健康

- すべての子どもに対し、健康に成長できるよう子どもの月齢ごとの健診・教室と予防接種を受診・接種できる環境を整えるとともに、未受診や未接種者へ個々の状況に応じた支援を行います。
- 健診等の機会を通じて子どもの発育・発達を把握するとともに、病気や障がいの早期発見・治療、早期対応をするために保健・医療・福祉関係機関が連携し必要な支援を行います。
- 子どもの健やかなこころを育むため、すべての親に対して、乳幼児健診等のあらゆる機会を利用し、子どものこころの成長を育むかわり方について伝えます。また、親子での望ましい電子メディア機器の使い方の啓発をするとともに、幼児期の親子遊びの大切さも伝えます。
- 生涯を健康に過ごすため、幼少期から親子で望ましい生活習慣を形成できるよう、基本的な生活習慣に関する保健指導に取り組みます。

主な事業

- | | |
|---------|----------------------|
| ● 乳幼児健診 | ● 乳幼児教室 |
| ● 予防接種 | ● 各種相談事業（健康相談、歯科相談等） |

③ 食育^(注)の推進

- 平成30年度に策定した「第2次上田市食育推進計画」において、“うえだの食で育む健康なからだと豊かなこころ”を基本理念として、生涯にわたり、健全な体と心を培うための食育^(注)の推進を基本目標の一つとして掲げています。
- この計画に基づき、発育や発達段階に応じた栄養指導や情報提供を、乳幼児健診・教室・相談等を通じて実施するとともに、「上田市食育推進プロジェクト」により保育所・幼稚園・学校をはじめ市内各部局が連携し、より市民に見える形で食育^(注)を推進します。

保育所では・・・

- 毎日の給食そのものを食育^(注)ととらえるとともに、栄養士、給食担当者、保育士による「食」に関する指導の実施、毎日の給食サンプルの展示、「たべものだよ」や試食会などを通して食の大切さを保護者に啓発します。
- 給食等の食材に、安全・安心でおいしい地元農産物を取り入れることにより、食と地域農業への関心を高めます。
- 肥満ややせの子どもについては、個々の生活状況や健康状態に応じた個別指導を実施します。

学校では・・・

- 学校の食育計画に基づいて、栄養士や栄養教諭、担任が食育^(注)の指導・授業を行います。
- 給食に対する理解を深めるため、在校生の保護者を対象に試食会や出前講座を行うほか、就学前児童の保護者に来入児説明会において食の大切さを説明します。
- 農業体験や地産地消を進めることで、食に対する感謝の心や健全な心身を育む取組を促進します。
- アレルギーに対応した調理場の整備や運営に努めます。

主な事業

- 乳幼児健診・教室の栄養指導
- 離乳食・幼児食相談
- 妊娠期の食育講座
- 適正体重に関する教育の推進（高校生を対象とした出前講座）
- 食に関する情報提供（子どもの食ノート・野菜ノート等）
- 地元農畜産物の活用
- 園児・児童による作物の栽培
- 学校の食育計画に基づく、食育^(注)の指導・授業の実施
- 「早寝、早起き、朝ご飯」運動
- 保護者対象の試食会・出前講座の実施
- 保護者啓発用リーフレットの作成・配布
- 農業体験学習

④ 医療の充実

- 夜間における突発的な発熱等の比較的軽症の症状に対応する上田市内科・小児科初期救急センター^(注)の運営と受診方法の周知を図ります。また、休日の在宅当番医制事業、深夜の在宅当番医委託など救急医療体制の充実を図ります。
- 信州上田医療センターや市立産婦人科病院などの産科医師や助産師の確保を図ります。また、主にハイリスク分娩を担う信州上田医療センターと正常分娩を取り扱う市内産婦人科病院が連携し、安心してお産ができる体制づくりを行います。

主な事業

- 上田市内科・小児科初期救急センター^(注)の運営
- 在宅当番医制事業
- 医師確保修学資金等貸与制度
- 助産師確保修学資金等貸与制度

基本施策（２）就学前教育・保育の質の向上 ・ ・ ・ ・ ・

現 状 と 課 題

- 上田市における保育士の配置基準は、国の基準に上乗せをしています。今後、保育内容のさらなる充実の視点から基準について検討する必要がある一方で、国基準を上回る手厚い職員配置を維持していくためには、保育士確保が大きな課題となっています。
- 3歳未満児の保育需要の高まりを受けて、年度途中からの入所が難しい状況となってきました。そのため、4月の保育所等の入園に合わせたタイミングで育児休業から職場に復帰した人が3割程度いる状況となっており、年度途中であっても希望者が円滑に利用できる受入態勢を確保していく必要があります。
- 幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、かつ乳幼児期の発達には連続性を有するものであることから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供する必要があります。また、保育所等に求められる支援機能は多様化・複雑化しており、保育士等に対する研修の充実等による専門性の向上、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮等を通じて、質の向上を担保していく必要があります。
- 公立保育所においては、入所児童がかなり少ない園が複数あります。児童の集団的保育の実施や財政負担、施設経営の面から、ある程度の規模は必要であり、今後、施設整備と合わせて保育所の適正配置を実施するにあたっては、地域性を考慮しながらクラスや保育所の適正な規模を考える必要があります。
- 少子化の進行に伴い、就学前児童の減少が続く中で、公立保育所の配置については、可能な限り統廃合を実施し、進捗状況に応じ、民営化など民間活力の導入も視野に入れながら計画的に見直す必要があります。
- 私立保育所等については、その先駆的な活動や独自性を尊重し、保育や教育の実践を継続するため、上田市の保育（幼児教育）を担う保育所等の適正配置を図っていく必要があります。

施 策 の 内 容

① 職員配置の充実

- 上田市では、1歳児の保育士配置基準について独自に上乗せを行い、児童3人（国基準6人）に対して保育士1人を配置していますが、少子化の傾向を勘案しつつ、子どもの年齢に応じて、きめ細やかな教育・保育が可能な職員配置を検討していきます。
- 障がい児等の特別な支援の必要な子どもが安全・安心して教育・保育等を利用できるよう、手厚い職員配置の確保に努めます。

② 保育士・幼稚園教諭の質の向上

- 「専門的な知識・技術」を修得するために、関係機関、団体等が実施する外部研修へ積極的に参加するとともに、質の高い教育や保育等、多様なニーズに対応するために、研修計画に基づいた研修の充実を図ります。
- きめ細やかですべての子どもの利益を最優先に考えた教育や保育サービスが提供できるよう、各施設における職員研修の実施を促進するとともに、保育士・幼稚園教諭の自己学習を推進します。

主な事業

- 保育士・幼稚園教諭の資質向上
- 教育・保育サービスの充実

③ 施設整備等良質な環境の確保

- 統廃合を含めた施設整備を検討します。
- 地域の実情等により、延命化・長寿命化が必要となる施設については計画的に修繕を進めます。

主な事業

- 保育施設等の整備

④ 保育士等の処遇改善と確保

- 職員の定着・確保を図るため、公定価格に基づく保育士等の処遇改善を促進します。
- ハローワークや保育士等養成校との連携を強化するとともに、保育士資格を持つ潜在的な人材への働きかけを行うなど、保育士の人材確保対策を推進します。

主な事業

- 保育士等の処遇改善
- 保育現場就労に向けた職場体験

⑤ 認定こども園への移行に関する情報提供及び支援の充実

- 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、保護者の就労状況にかかわらず、教育・保育を一体的に受けられ、また、就労状況が変わった場合も、柔軟に子どもを受け入れられるという特徴があります。近年、利用者のニーズも高まりつつあり、また、3歳未満児の受入態勢の確保にもつながることから、幼稚園または保育所の設置者に対し、認定こども園への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、施設整備の補助など支援の充実を図ります。
- 研修会等について公私立の認定こども園、幼稚園、保育所すべてに情報提供することにより、参加の機会を拡大し、幼保の交流・連携を推進します。

主な事業

- 施設整備の補助

⑥ 幼児教育・保育の提供体制の確保

- 幼稚園における長時間の預かり保育や2歳児を対象とした受入れの推進、また、地域の保育ニーズに合わせた既存の保育所等の定員構成の見直しなど、既存の保育・教育資源を最大限活用します。

⑦ 外国につながる幼児への支援

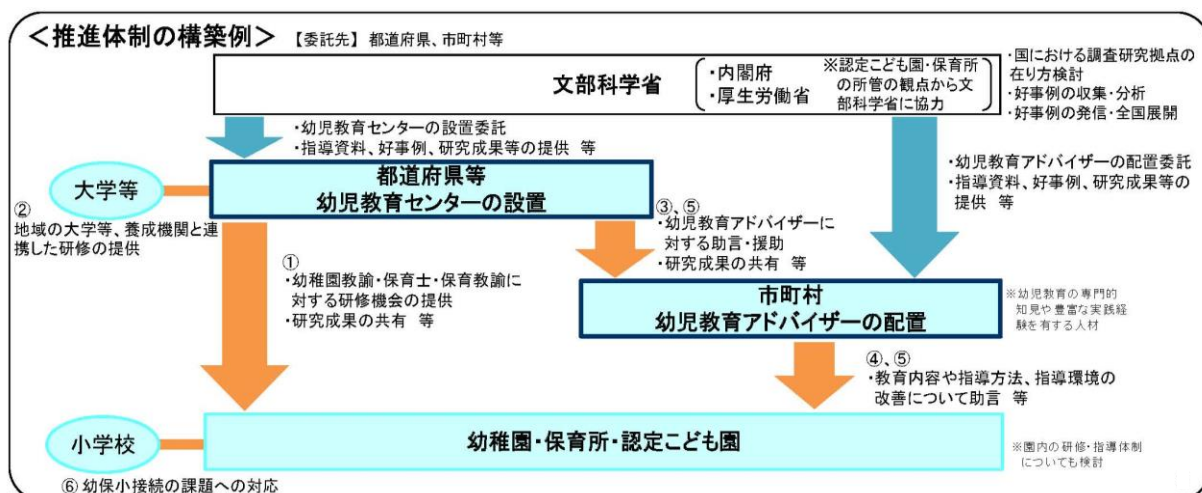
- 外国の文化・習慣・指導上の配慮等について、保育所等職員の理解を深め、外国につながる幼児等が園生活に慣れるよう配慮します。
- 就園機会の確保や保護者への支援として必要な手続き等の情報提供に努めるとともに、関係課と連携し、各種通知等の翻訳や通訳同行による援助体制を整備します。

⑧ 幼児教育アドバイザーの配置

- 幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事を配置し、園内研修等の支援を行います。

＜幼児教育の推進体制＞

文部科学省資料より



基本施策（3）多様な保育サービスの充実 ● ● ● ● ● ● ●

現 状 と 課 題

- 保護者の就労形態の多様化と核家族の増加により、保育に関するニーズが多様化しています。保育所における長時間の保育や日曜・祝日の保育などのニーズが増加していることから、延長保育、休日保育などの保育サービスをより一層充実していく必要があります。
- 「一時保育」に対するニーズが多くなっています。仕事や学習等による断続的な理由、冠婚葬祭等による緊急的な理由による利用に加え、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュを図るうえで、一時預かりの充実を図る必要があります。
- 0歳児の子どもの保育所への年度途中の入所が難しい状況もあることから、4月の保育所等の入園に合わせたタイミングで育児休業から職場に復帰した人が3割程度いる状況となっています。育休満了時が年度途中であっても希望者が円滑に入所できるよう教育・保育の提供体制を確保していく必要があります。
- 子どもが病気療養中または病気の回復期にあるため集団保育に不安がある場合、保護者は自分で看病したいと思っても、仕事を休むことができない、核家族化などで子どもを預ける親族がいない場合があります。このような家庭への保育支援が求められることから、上田市病児保育センターを市内に2か所、設置して必要な保育支援を実施しています。この病児・病後児保育^(注)事業についてはさらに周知を図る必要があります。

施 策 の 内 容

① 延長保育・休日保育・一時預かり

- 保護者の就労形態の多様化や長時間の保育や日曜・祝日の保育などのニーズの増加に対応して、延長保育、休日保育など保育サービスの充実を図ります。
- 仕事や学習等による断続的な理由、冠婚葬祭等による緊急的な理由、また、育児に伴う精神的・肉体的負担を解消するための理由による保育ニーズの増加に対応して、一時預かりの充実を図るとともに、リフレッシュによる利用が円滑に進むよう、実施方法や申込方法について改善に努めます。

主な事業

● 延長保育事業

● 休日保育事業

● 一時預かり事業

② 病児保育

- 病気療養中または病気回復期にある子どもが、集団保育や保護者による保育が困難な場合に上田市病児保育センターの利用を促進するため、地域子育て支援拠点等においてさらなる周知を図ります。

主な事業

- 病児・病後児保育^(注)事業

上田病児保育センター



上田病院



丸子中央病院

③ 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

- 保護者の産休後及び育休後の職場復帰が決まっている場合、年度途中の入所申請について、4月当初の入所申請と同時に申込みをすることが可能であり、働く母親の育児や仕事復帰への不安の解消につながります。
- また、休業開始前にすでに保育所等を利用していた子どもについては、児童福祉の観点から必要と認められる場合には、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用が可能となるよう保育サービスの充実や施設等環境の整備を行います。

主な事業

- 産休及び育休明けの保育希望に対する入所相談
- 育休時の継続入所

基本施策（４）放課後等の児童の健全育成 ● ● ● ● ● ● ●

現 状 と 課 題

- 安心して働き、仕事と子育てを両立できる環境を望む保護者が増加しています。
- 放課後等（放課後や学校休業日）の児童の安全な居場所として、また、保護者の仕事と子育ての両立支援に向け、放課後児童施設（児童館・児童センター、放課後児童クラブ（注）（学童保育所・児童クラブ））を設置しています。
- 小学生の数は減少していますが、放課後児童クラブ（注）を利用する児童の数は年々増加しています。
- 放課後児童クラブ（注）は、全小中学校区に設置していますが、施設の老朽化や、手狭になっているところもあることから、それらの整備が課題となっています。
- さまざまな子どもの放課後の居場所の確保に向け、放課後児童施設をはじめとした施設、職員配置の充実が求められています。
- 家庭で行われることが少なくなった伝統行事や季節行事、地域ボランティアの協力を得た読み聞かせ等を実施していますが、施設によりその実施状況に差があります。
- 「新・放課後子ども総合プラン（注）」に基づく、一体型を中心とした放課後児童クラブ（注）及び放課後子ども教室（注）の計画的な整備等について検討する必要があります。

施 策 の 内 容

① 児童館・児童センター

- 18歳未満の児童であれば誰でも利用できる児童館・児童センターは健全な遊びを提供する施設として、今後も事業を継続します。
- 一度帰宅してからの利用が原則ですが、留守家庭対策として午後6時までに限り、学校から直接利用する児童の受け入れを行います。（旧上田地区の児童館・児童センター8館）
- 中学生及び高校生の利用促進に向けた施策を検討します。
- 施設の改修等を行い、より良い環境づくりに努めます。

主な事業

- 耐震化事業

② 放課後児童クラブ^(注)

- 必要性がさらに増す放課後児童クラブ^(注)は、今後の利用児童数を的確に見込み、できる限り待機児童^(注)が出ないように努めます。
- アンケート調査等を行い、多様化する保護者ニーズを把握します。
- 老朽化や、手狭になった放課後児童クラブ^(注)は計画的に整備します。

③ 職員配置の充実

- それぞれの放課後児童施設の利用児童数に応じた適正な職員配置に努めます。
- 障がい、疾病、家庭環境等のため特別な支援が必要な児童が利用する場合は、国、県の補助金等を活用し、適切な職員数を配置できるよう努めます。

④ 職員（児童厚生員、放課後児童支援員等）の質の向上

- 職員のスキルアップに向けた研修等の情報提供を行います。
- 定期的な情報交換会を開催し、情報の共有、課題の解決を目指します。

⑤ 地域等の協力

- 児童の健全育成には、高齢者や育児経験豊かな地域住民等の協力が必要なことから、これらの方がより一層参加しやすい環境づくりに努めます。
- 小学校・中学校と密接に連携し、協力して児童の健全育成に取り組みます。

主な事業

- 地域ボランティアによる読み聞かせ等の開催
- 地区懇談会等の開催

⑥ 新・放課後子ども総合プラン^(注)に基づく行動計画

- すべての就学児童が多様な体験、活動ができるよう、一体型の放課後児童クラブ^(注)及び放課後子ども教室^(注)の実施について検討し、令和5年度までに14箇所以上の設置を目指します。
- 令和5年度までに連携型を含めた放課後子ども教室^(注)の全小学校区への設置を目指します。
- 一体型については小学校の余裕教室または小学校敷地内の専用施設で放課後児童クラブ^(注)を実施する小学校区で、連携型についてはそれ以外の小学校区で実施を検討します。
- 放課後子ども教室^(注)の実施場所は、放課後等の時間帯に使用することが少ない小学校の特別教室の活用を優先します。
- 放課後子ども教室^(注)の実施にあたっては、放課後児童クラブ^(注)の指定管理者と協議しながら進めます。

新・放課後子ども総合プラン

(2018(平成30)年9月14日公表)

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

基本施策（５）子どもの生きる力の育成 ● ● ● ● ● ● ●

現 状 と 課 題

- 子どもたちがよりよく成長し、自立して生き抜く力を育み、一人ひとりの資質・能力を伸ばせるように、学校、地域、家庭が連携、協働して、子どもの教育に多くの人携わり、地域ぐるみの教育を行っていくなど、教育活動に多様な価値観を取り入れることが求められています。
- 学力の向上を図るため、児童・生徒の学習意欲に働きかける魅力ある授業づくりと、学ぶ意欲を育むことが重要となっています。
- 学校給食を生きた学習の場と捉えて、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの食環境を整える必要があります。
- 市内の各保育所等と小学校との交流活動は、以前から行われ、子どもが安心して就学できる環境を整えてきています。こうした強みを生かして、子どもたちの交流や職員連携を一層充実させ、カリキュラムの接続を通して、子どもの育ちと学びをつないでいく必要があります。
- 思春期の子どもの健康を害する要因は、子どもたち自身のその後の生涯にわたる健康の保持・増進にも影響を及ぼしかねません。また、10代の妊娠・出産は、社会的環境が整わない場合が多く、学業の中断につながり、結果として就業を困難にする場合もあります。また、命の大切さ、自他を大切にすることなどの子どものころを育む「こころの健康」についての教育が必要とされています。
- ハローワーク上田管内の有効求人倍率が、引き続き高い水準で推移する中、地域企業の人手不足は依然として深刻な状況にあります。一方、職に就きたいがなかなか見つからない、就職したが職場に定着できないなどの悩みを抱える若者が増加しており、地域の将来を担う貴重な人財である若者を、安定した雇用に結びつける支援の取組が重要となっています。
- 青少年健全育成の対策から上田市暴走族等対策会議のメンバー、防犯指導員等による駅前等のパトロール成果もあり、青少年等がたむろすることもなく、平穏な状態を保ち犯罪件数も減少傾向にあります。
- 子ども数の減少は、遊びを通じた仲間の形成、社会性の発達に大きな影響があると言われています。また、自然体験や生活体験、お手伝いといった体験が豊富な子どもや、小学生・中学生の時期に小さな子どもと触れ合う機会が多い子ども、生活習慣が身に付いている子どもほど、自己肯定感や道徳観・正義感が高くなる傾向があると言われており、地域が主体となって自然体験、生活体験やさまざまな交流活動を充実させていくことが求められています。

施 策 の 内 容

① 幼保小中^(注)の連携強化

- 幼児期から義務教育期までの子どもの視点に立った一貫した教育を行うため、幼保小中^(注)の連携を推進するとともに、家庭や地域、教育関係者が共通した認識で子どもたちの成長を支えます。
- 小学校入学前後の数か月は、子どもの育ちと学びのスムーズな移行のために大事な時期であることから、保育所・幼稚園等では「アプローチカリキュラム^(注)」、小学校では「スタートカリキュラム^(注)」の継続による連携を推進します。
- 幼保小中^(注)の連携を軸に、幼保から小、小から中への円滑な移行を支援するため、子育て子育て支援課、学校教育課、保育課との連携を図りながら事業を推進します。

主な事業

- 中学校区別ブロック会議の支援
- 幼保小主任者懇談会の開催
- 幼保小中^(注) 園長・校長合同会議の開催
- 幼稚園・保育所等における「アプローチカリキュラム^(注)」の推進
- 小学校における「スタートカリキュラム^(注)」の推進
- 園児の小学校体験入学
- 保育士・幼稚園教諭の定期的な小学校への派遣
- 幼年教育研究会の開催

② 学習教育の環境や学習内容の充実

- 生活保護世帯及び生活困窮世帯の小学4年生から中学3年生を対象に、高校に入学できる基礎学力を身につけるために、月4回（1回2時間以内）の家庭訪問による学習支援を行います。
- 各学校の創意工夫と地域の自然、伝統、文化、人材を活用して魅力ある授業づくりと、学ぶ意欲を育む教育を実践します。
- 学校の食育計画に基づいて、栄養士や栄養教諭、担任が食育の指導・授業を行います。
- 給食に対する理解を深めるため、在校生の保護者を対象に試食会や出前講座を行うほか、就学前児童の保護者に来入児説明会において食の大切さを説明します。

主な事業

- 教員相互による授業研究
- ICT^(注)を活用した効果的な授業の推進
- 学校の食育計画に基づく、食育^(注)の指導・授業の実施
- 保護者対象の試食会・出前講座の実施
- 保護者啓発用リーフレットの作成・配布
- 「早寝、早起き、朝ご飯」運動
- 農業体験学習
- 子どもの学習支援事業

③ 思春期対策

- 思春期の心と体の健康づくりに関する正しい知識の普及を図るため、学校等関係者と連携し、情報提供や健康教育等を実施します。また、命を育むことの大切さや望ましい時期についても啓発します。
- 思春期保健の充実に向け、学校・保健福祉事務所・産婦人科病院などの関係機関と連携を図ります。
- 次代の親となる中学生や高校生が、「子育て」をイメージできるよう、乳幼児とのふれあいや新米パパ・ママとの懇談など、子育てが身近に実感できる機会を設けます。

主な事業

- 命の学級
- 思春期保健連携会議
- SOSの出し方に関する教育
- 子育て体験事業

④ 若者の職業的自立のための支援

- 将来、地域での就業を促進するため、小中学生のころから地域の産業や仕事の魅力に触れ、地域に愛着を感じてもらうとともに職業意識を高めるキャリア教育（職業体験、職場見学会など）の推進を図ります。
- ハローワーク、上田職業安定協会などの関係機関と連携し、高校生や大学生等を対象とした事業所見学会、就活フェアや就職面接会を開催し、地域企業との雇用マッチングに向けた取組を推進します。
- 地域企業におけるインターンシップの効果的な導入の支援や、地元で働く若手社員と若者が交流できる機会を設けるなど、上田で学び育った若者や地元を離れた若者の地域企業への就職促進に一層取り組みます。
- ジョブカフェ信州^(注)や若者サポートステーション・シナノ^(注)と連携し、若者に対する就職支援事業の充実を図ります。

主な事業

- 小中学生の職業体験、職場見学会の開催
- インターンシップ事業の推進
- 事業所見学会、就活フェア、就職面接会等の開催
- 高校の進路指導教諭と求人企業の人事担当者の情報交換会の開催
- 企業ガイドブックの作成やウェブサイトによる地域企業情報の提供
- ジョブカフェ信州^(注)、若者サポートステーション・シナノ^(注)と連携した就職個別相談や就職支援セミナーの開催

⑤ 児童・青少年の健全育成の推進

- 防犯ボランティア等によるパトロール活動、青色回転灯防犯パトロールカーでの下校時間帯のパトロール活動を継続実施するとともに、地域団体や警察等関係機関と連携・協力を図り、子どもにかかわる犯罪・被害等の情報共有及び提供の充実に努めます。
- 「地域の子どもは地域で育てる」ことを目標に、自治会・青少年団体・学校・公民館が連携をとりながら青少年健全育成運動を推進します。青少年の健全育成のための各種講座を開催します。
- 子どもの自然体験、生活体験の充実に努めます。
- 高齢者、異年齢児、外国につながる住民、障がい者等の地域のさまざまな人と交流する等の社会的な経験の充実に努めます。
- 家族の団らん、家庭におけるお手伝いや生活習慣の確立など、家庭教育の意識啓発を図ります。
- 児童・青少年の健全育成と非行防止のため、関係機関、関連団体、地域と密接な連携を図ります。
- 学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進めます。

主な事業

- 防犯ボランティア等によるパトロール活動
- 公民館、青少年団体等による体験活動
- 「家庭の日」普及活動と作文等の募集
- 街頭補導活動
- 「心の教育推進プラン」の推進
- 地域学校協働活動（コミュニティースクール）^(注)

基本目標Ⅱ

きめ細やかな支援で子どもや家庭を支えます

基本施策（１）支援が必要な子ども・家庭への支援の充実・・・・・・・・

現 状 と 課 題

発達に遅れや偏りがある子ども・・・

- ニーズ調査では、「育児やしつけ」「病気や発育・発達」について悩んでいる保護者が前回のアンケート調査と比較すると増加しています。このような状況の中、子どもの発達に関する相談窓口として設置された発達相談センターでは、心理士、作業療法士等の専門職により乳幼児期から子どもの発達や特性に応じた支援や相談の充実を図ってきました。発達支援については、保育所や学校等で子どもの特性に合った適切な支援や、関係機関との連携が必要とされています。
- 発達相談センターが、子どもの発達が気になったときに相談ができる窓口としての周知が必要となっています。
- 発達障がいを診察できる医師が限られており、慢性的な受診待ちの状況となっていることから、専門医師の確保が必要とされています。
- 幼児の健診の結果では、発達の経過観察が必要な子どもが増加傾向にあります。子どもの健やかな成長と発達を促すためには、保護者の適切なかかわり方を支援するとともに、子どもの年齢や発達段階に合わせて関係機関と連携し早期に支援することが必要とされています。

障がいのある子ども・・・

- 平成28年の『児童福祉法』の一部改正により、多様化する障がいのある子どもへの支援のニーズにきめ細かく対応するため支援の拡充が図られ、福祉サービスの利用が増加しています。早期発見、早期支援、その子どもと家族のニーズに応じたきめ細やかな家族に寄り添った継続的な支援を行う必要があります。
- 医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器、経管栄養、たん吸引といった医療的ケアが必要な子どもが増加傾向にあります。地域において必要な支援を円滑に受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備が求められています。
- 療育のための通所施設として、児童発達支援センター、放課後等デイサービス（注）事業所がありますが、人材不足等もあり、いずれも利用ニーズに応えられない状況にあることから、広域的な課題として捉え、関係機関と連携して対応していく必要があります。

- 保育所、幼稚園における障がいのある子どもの入園が増加していることから、研修等を通じて、障がいに対する理解を深め、専門的な対応が可能な体制の強化を図るとともに、医療的ケアの必要な子どもについても、集団生活の中で健やかな成長を育むことができるよう、受入態勢を整備する必要があります。

ひとり親家庭・・・

- 近年、社会情勢の変化とともに、結婚観や家族観の違いなどのさまざまな理由により、未入籍による出産や離婚など、ひとり親家庭は一定の世帯数で推移しています。平成30年度の上田市におけるひとり親家庭数は2,039世帯で、このうち母子家庭が1,859世帯、父子家庭が180世帯です。ひとり親家庭は、子育てや家事、生計の維持をひとりで担わなければならないため、日常生活面においてさまざまな困難に直面していることから総合的な家庭支援が必要とされています。

外国につながる子ども・・・

- 上田市には、およそ60ヶ国、4,000人を超える外国籍の人が、さまざまな言語で生活しています。外国籍市民は増加及び定住化傾向であり、子育て、教育、健康、住居、就労等生活者としてさまざまな課題が生じていて、高齢化問題も徐々に出てきています。また『出入国管理及び難民認定法』の改正により、今後さらに多くの外国籍市民が増えることが予想されます。
- 外国につながる市民が地域に長く住み続けていくためには、市民の自立と社会参加を促していく必要があります。なかでも、親世代の定住化により、日本に長くとどまるようになる外国につながる子どもたちは、ともに将来のまちづくりを協働して支える担い手となることから、市として自立に向けた総合的な取組が必要です。

施 策 の 内 容

① 発達に遅れや偏りがある子どもへの支援の充実

- 乳幼児健診や教室において、各月齢の発達の確認を保護者とともにを行い、必要に応じて、発達の相談や親子教室等の支援を行います。また、医療機関や関係機関と連携し早期に支援体制をつくります。
- 子どもの発達が気になったとき、子どもにかかわる保育所、幼稚園、学校及び行政それぞれの関係機関が連携して相談、支援ができる体制の充実を図ります。
- 市独自の支援ノート「つなぐ」を活用して、成長段階に応じた継続支援を行います。
- 発達障がいに関する正しい理解と対応のための講演会や、保護者支援のための教室の開催等の充実を図ります。

主な事業

- 発達相談センターで行う各種教室、相談
 - ・ 専門職（専門医）による発達相談
 - ・ 親子教室たんぽぽ
 - ・ たんぽぽ広場
 - ・ 感覚を育てる運動教室
 - ・ ペアレント・トレーニング（保護者・支援者向け）
 - ・ 幼稚園巡回相談
- 市民向け発達講演会の開催
- 支援ノート「つなぐ」の発行と利用促進
- 乳幼児自閉症チェックリスト（M-CHAT）による発達確認
- 発達を促す相談（PT相談・OT相談）
- 発達心理相談（育児相談）
- ことばの相談
- 発達支援教室



支援ノート「つなぐ」

② 障がいのある子どもへの支援の充実

- 身近な地域で安心して生活ができるために、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するとともに、関係機関と連携して福祉サービスの充実を図ります。
- 医療的ケアが必要な子どもが、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の関係機関が連携して支援できる体制の構築を図るとともに、地域の実情を鑑みながら、保育所等における受入態勢の整備を図ります。また、安全・安心に学校生活を送れるよう、看護師を配置するとともに、医療機関との連携を図ります。
- 医療的ケアが必要な子どもとその家族のファーストコンタクトの役割を担う医療的ケア児コーディネーター（保健師）が、保護者に寄り添い、病院から在宅への生活が円滑に移行できるよう関係者との調整を図ります。
- 障がいを早期に発見し、適切な保育や教育に向けた支援を行うために、保育士・幼稚園教諭の資質向上に向けた研修や専門職による巡回指導、保護者に対する支援などの充実を図ります。
- 重度の障がいのある子ども（障がい児）を持つ家庭の経済的支援を図るため、障がい児の医療費を助成するとともに、発達障がい等、支援を必要とする児童生徒に対して、学習生活上のサポートや学校教育活動上の日常生活の介助を行うため、小中学校へ特別支援教育支援員を配置します。

主な事業

- 発達支援連携会議
- 障がい児福祉サービスの提供
 - ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス （注） ・ 保育所等訪問支援
 - ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 障害児相談支援
 - ・ 地域生活支援事業（日中一時、移動支援）など
- 障害者手帳の受付、相談
- 自立支援医療給付
- 福祉医療費給付金事業
- 専門職による巡回指導事業
- 発達支援担当保育士研修事業
- 特別支援教育支援員の配置

③ ひとり親家庭への支援

- ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための経済的支援、ひとり親及びその子の医療費の助成を行います。また、経済的な理由で小中学校に就学することが困難な子どもの保護者へ、学校教育活動に必要な費用について支援を行います。
- 就業の際に有利であり、生活の安定につながる資格取得に対する支援を行います。
- 母子・父子自立支援員による生活全般の相談支援、支援施策に関する情報提供などにより、ひとり親家庭の生活・子育てを支援します。

主な事業

- 児童扶養手当の支給
- ひとり親家庭生活・学習支援事業
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 福祉医療費給付金事業(母子・父子)
- 自立支援教育訓練給付金の支給
- ひとり親家庭の交流事業
- 高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給
- ひとり親家庭自立支援相談の実施、相談員の設置
- 要保護及び準要保護児童生徒援助費の支給

④ 外国につながる子どもへの支援・配慮

- 就園機会の確保や保護者への支援として必要な手続き等の情報提供に努め、関係課との連携により、各種通知等の翻訳や通訳同行を行うとともに、外国につながる子どもたちの進路選択の幅を広げるため、教育を受ける環境の提供と進学・就労に関する援助を行います。
- 外国の文化・習慣・指導上の配慮等について、保育所等職員の理解を深め、外国につながる子どもなどが園生活に慣れるよう配慮します。
- 市内小中学校に在籍する外国につながる子どもに、日本の生活習慣の指導を行い学校生活への早期適応を図るとともに、日本語の教育・指導をし、授業における学習の補助を行います。

主な事業

- 入学前の就学案内（教育ガイダンス、進学ガイダンス）
- 学校への学習支援ボランティアの派遣
- 学校における国際理解教育
- 集中日本語教室「虹のかけはし」
- 外国人児童生徒生活支援員の配置

基本施策（２）児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

現 状 と 課 題

- 平成28年度に『児童福祉法』が改正され、すべての児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障されること等といった権利を有することが明確化されました。しかしながら、子どもへの身体的・精神的な暴力、養育拒否などの児童虐待は年々増加傾向にあり、平成30年度の上田市における児童虐待相談件数は199件ありました。全国的には、子どもの生命が奪われるなどの重大な事件が後を絶たない状況の中で、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、早期発見、早期対応につなげるために、関係機関の連携による対応が必要となっています。
- 児童虐待は、どの家庭にでも起こり得るものであり、子育て支援策を通して発生の予防に努めるとともに、早期発見、迅速・的確な対応のためには、専門的な資格を有する人材等を育成し、妊娠期から社会的自立に至るまで切れ目なく包括的・継続的な支援が行われるよう、体制の充実が必要です。
- 子どもや子育て中の親が孤立することがないように、地域社会全体で子育てを支えていくための支援の充実や意識の醸成が肝要です。

施 策 の 内 容

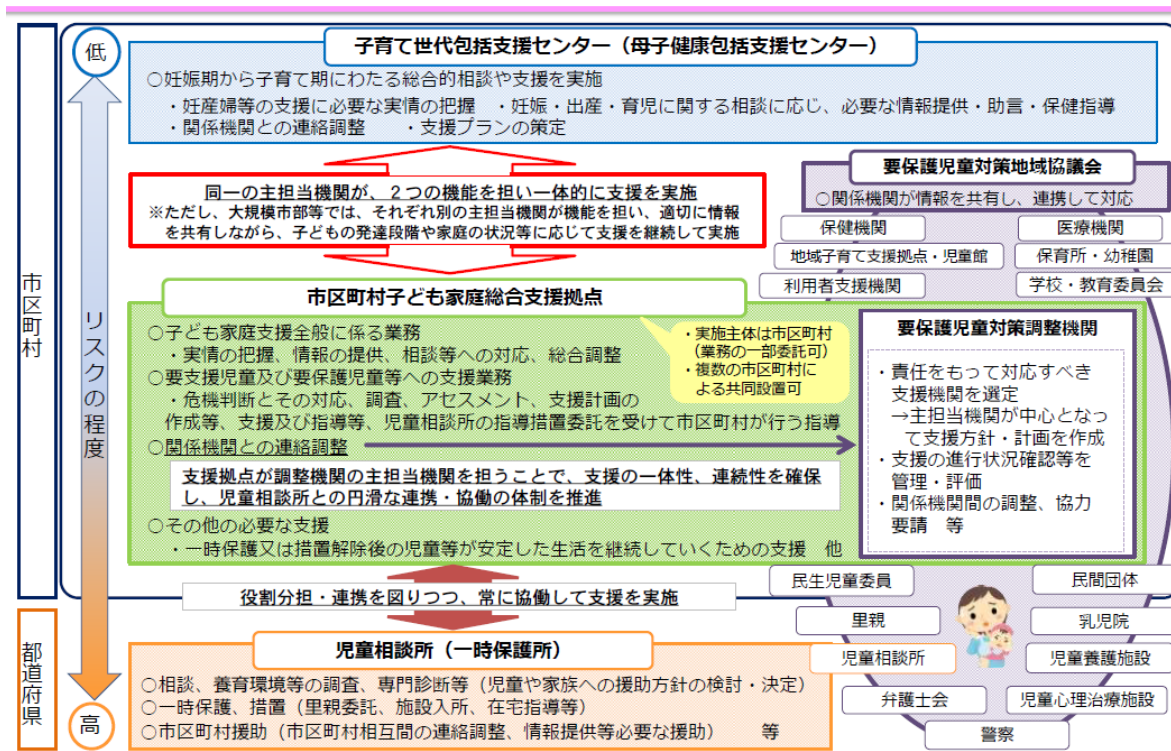
① 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応

- 子どもの人権の尊重、保護の促進について定める『子どもの権利に関する条約』及び『児童福祉法』に基づき、子どもの視点に立った支援を推進します。
- 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う「子ども家庭総合支援拠点 (注)」を設置し、虐待発生の未然防止、発生時の早期発見、早期対応のための機能強化を図ります。
- 虐待通報や個別のケース対応にあたる市職員が講習会等に参加し、対応能力の向上を図ります。
- 妊娠期から支援を必要とする家庭と早期にかかわりを持つとともに、乳幼児健康診査等の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問で家庭状況を把握し、関係機関と連携を取ることで、虐待発生の未然防止に努めます。
- 学校にスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーを配置し、児童虐待の早期発見への対応や発見時において児童に対する心のケア等を行います。

主な事業

- 子ども家庭総合支援拠点（注）の設置、運営
- 子育て世代包括支援センター（注）事業
- 妊娠届出時の妊婦への個別面接・相談
- 乳児家庭全戸訪問事業

<児童等に対する支援体制>



厚生労働省資料（イメージ図）より

② 関係機関との連携強化及び相談・啓発活動の充実

- 虐待を受けた児童に対する支援体制の強化及び医療、警察、保健、福祉、教育などの関係機関が連携して児童虐待への対応を行うために設置した「要保護児童対策地域協議会（注）」により、関係機関との情報の共有、連携強化を図ります。
- 家庭における適切な児童養育、その他家庭における児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員を配置するとともに、相談に応じ必要な助言や支援を行います。
- 講演会や啓発活動を通じて、児童虐待の防止に努めるとともに、虐待通告への協力を広く呼びかけ、地域の理解を深めます。

主な事業

- 要保護児童対策地域協議会（注）の開催
- 家庭児童相談の実施、相談員の設置
- 児童虐待防止講演会の開催
- 児童虐待防止啓発活動の実施
- チャイルドライン（注）事業への支援

③ 社会的養護の充実

- 保護、適切な養育が必要な児童の最善の利益となるよう、児童相談所等の関係機関とさらなる連携強化を図ります。また、児童の家庭・社会復帰などの支援について関係機関との連携を図ります。
- 子どもの養育について支援の必要性が特に高いと判断する家庭に対して、保健師・助産師・看護師等が訪問して助言・指導を行うことにより、適切な養育が行われるための支援を行います。
- 保護者の疾病、仕事等により家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、子どもが安心して生活できる環境が必要であることから、施設において一時的に保護・養育を行うショートステイ事業などを行います。
- 子育て中の親が孤立しないよう、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業で子育てに関する情報発信や相談を行い、子育ての悩みや不安感の緩和を図ります。
- 民生委員・児童委員及び主任児童委員等と連携し、地域における見守り体制の充実に努めます。
- 各地域で民間団体の有志が行っている子どもの居場所づくり事業 (注) の周知等をサポートします。

主な事業

- 養育支援訪問事業
- 見守りし合わせ支援事業
- 専門的相談事業
- 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)
- 夜間支援事業(トワイライトステイ事業)
- 地域子育て支援拠点事業
- 利用者支援事業
- 子どもの居場所づくり事業 (注) への支援



基本施策（３）子どもの貧困対策の推進 ● ● ● ● ● ● ●

現 状 と 課 題

- 未来を担う子どもたちが、自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り拓いていけるようにすることは、子ども自身にとっても社会にとっても必要です。しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくありません。いわゆる「貧困の連鎖」によって子どもたちの将来が閉ざされることがないよう子どもたちの成育環境を整備するとともに、すべての子どもに平等な教育機会を与え、保護者への生活の支援、就労支援などと合わせて、子どもの貧困対策を総合的に推進することが何より重要です。
- 平成29年に長野県が実施した「長野県子ども子育て家庭の生活実態調査」によると、上小地域では生活困窮家庭※の割合が11.1%、周辺家庭※の割合が13.7%でした。（※P.17参照）
- ニーズ調査では、「過去1年間に経済的な理由により困ったことがあった・ときどきあった・まれにあった」と回答した家庭は、2割程度ありました。また、生活に困った場合について受けたい支援では、「生活や就学のための経済補助」「保護者がいない時や面倒を見られない時の預かり支援」「安価な食事の提供」「低家賃で住める場所の提供」「地域における子どもの居場所の提供」などの割合が高く、保護者の就労や経済的な支援だけでなく、子どもへの学習支援や家庭全体への生活の支援、地域で支える仕組みが必要です。
- 子どもの貧困対策に取り組むにあたっては、子供の貧困の実態を適切に把握した上で、そうした実態を踏まえて施策を推進していく必要があります。また、対象となる子どもに対する差別や偏見を助長することのないよう十分留意しなければいけません。
- 子どもの貧困対策は、子どもの成長段階に即して切れ目なく必要な支援を行い、生活保護世帯の子ども、ひとり親家庭の子どもなど、支援を要する緊急度の高い子どもに対して優先的に施策を講じるよう配慮する必要があります。
- 生活困窮家庭※は、自ら困難を訴えることが少ないことから、早期発見、早期支援に努め、社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業の充実を図り、子ども及びその保護者の対人関係の持ち方や社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組む必要があります。（※P.17参照）

施 策 の 内 容

① 早期発見のための取組

- 保健、福祉、教育などの関係機関が連携して、切れ目のない支援を行う中で、家庭状況の把握に努めます。
- 子どもの貧困の実態は、見えにくく、捉えづらいことから、貧困家庭の孤立化の防止や、要支援家庭の課題を早期に発見するため、関係機関等と連携・協力して実態を適切に把握するとともに、積極的な訪問の実施や相談事業等を行うことにより早期発見、支援につなげる体制を強化します。また、生活相談で可能な限り世帯状況を把握して、関係課に支援対策の協力を求めます。
- 妊娠届出時の際、経済的な課題を抱えている妊婦に対し、相談窓口を案内し早期対応を実施します。
- 保育所等は、子ども達の心身の健全な発達にふさわしい生活の場を提供するという役割に加え、子どもや保護者の心身の状況にいち早く気づき、日々のかかわりの中で家庭の状況や問題を把握し、適切な支援に結び付けます。

主な事業

- 生活保護法、生活困窮者自立支援制度
- 妊娠届出時の妊婦への個別面接・相談
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 要保護児童対策地域協議会^(注)の開催
- 子ども家庭総合支援拠点^(注)の設置、運営
- 家庭児童相談の実施、相談員の設置
- チャイルドライン^(注)事業への支援
- 養育支援訪問事業
- 見守りし合わせ支援事業

② 教育の支援

- 『生活保護法』の適用により、義務教育に要する費用を支給するとともに、高等学校等への進学を支援します。
- ひとり親家庭の子どもが経済的理由で学びたいことが学べないといった進路の選択肢が限られることがないよう、子どもたちの学びの機会を応援します。
- 子どもが小中学校に就学するにあたり、経済的な理由で困窮する保護者へ、学校教育活動に必要な費用について支援を行います。

主な事業

- 生活保護法、生活困窮者自立支援制度（子どもの学習支援事業）
- ひとり親家庭等生活・学習支援事業 ● 要保護及び準保護児童生徒援助費の支給

③ 生活の支援

- 貧困の連鎖を予防する観点から、『生活保護法』の適用により、最低限度の生活を保障するとともに、ひとり親家庭の子どもに対し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行い、自立の助長、生活の向上を図ります。
- 子育てと就業の両立など、ひとり親家庭の親のさまざまな課題に対応した相談・支援を行い、生活の安定を図ります。

主な事業

- 生活保護法、生活困窮者自立支援制度 ● ひとり親家庭等生活・学習支援事業
- ひとり親家庭自立支援相談の実施、相談員の配置
- 自立支援教育訓練給付金の支給
- 高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給

④ 保護者に対する就労の支援

- 離職者に対する生活困窮者自立支援制度の就労支援事業の活用を条件とした家賃補助を行います。
- 就労支援事業や就労準備支援事業を提案し、自立に向けた支援を行います。
- ハローワーク等と連携し、就業相談への対応や就業情報の提供、職業紹介等を行います。
- 母子・父子自立支援員による生活全般の相談支援、支援施策に関する情報提供などにより、ひとり親家庭の生活・子育てを支援します。
- ひとり親家庭に対して就業に有利であり、生活の安定・向上につながる資格取得や学び直しを支援します。

主な事業

- 生活保護法、生活困窮者自立支援制度
- 自立支援教育訓練給付金の支給
- ひとり親家庭自立支援相談の実施、相談員の配置
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給

⑤ 経済的支援

- 『生活保護法』の適用により、最低限度の生活を保障し、経済的な安定を図ります。
- 経済的な理由により必要な医療が受けられないことがないよう、中学生以下の児童及びひとり親家庭に対し、医療費を助成します。
- 家計の収支を把握し、家計再生支援を行います。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるため、児童扶養手当の支給や福祉資金貸付金等による経済的支援を行います。

主な事業

- 生活保護法、生活困窮者自立支援制度
- 福祉医療費給付金事業
- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付

⑥ 地域活動への支援

- 家庭の孤立化を防ぐため、学校や保育所、民生委員・児童委員及び主任児童委員等と連携し、地域における見守り体制の充実を図ります。
- 子どもの孤立化を防ぐため、各地域で民間団体の有志が行っている子どもの居場所づくり事業^(注)やフードバンク事業^(注)等をサポートします。
- 地域住民が子どもの貧困の状況・背景を理解し、学習支援、居場所づくり等を支えていく取組につなげていきます。

主な事業

- 要保護児童対策地域協議会^(注)の開催
- 子どもの居場所づくり事業^(注)への支援
- フードバンク事業^(注)への支援
- チャイルドライン^(注)事業への支援
- 子どもの貧困の状況・背景を住民向けに啓発する活動

基本目標Ⅲ 安心して子育てができる体制を整えます

基本施策（１）子育て家庭への相談・情報提供の充実 ● ● ● ● ●

現 状 と 課 題

- 家族の構成や兄弟姉妹の数が減っていることなどから、子どもが生まれるまで、子育てを経験したことがない人が増えてきており、「子どもの育て方が分からない」など育児に不安を感じている人は少なくありません。
- インターネットの情報に振り回される親たちもあり、混乱・誤解、あるいは基本的な知識や情報の欠落のために、子育てのつまづきのリスクも高くなっています。
- 身近に困りごとや不安を気軽に相談できる相手がいない、また、悩みを相談できないなど孤独な環境で子育てする人も増えてきています。
- ニーズ調査によると、日ごろから日常的に子どもをみてもらえる親族・知人がいる割合は、32.5%、「いずれもない」の割合は11.2%でした。また、子どもの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無は、「いる／ある」の割合が92.1%で、「いずれもない」の割合は7.2%でした。こうした傾向は、比較的に上田市で居住する年数が短い方にあり、上田市に移住・定住する上で、相談体制の充実とわかりやすい情報の提供が必要となっています。
- 子育ての環境整備の充実のために希望する支援策について、「子どもの発達に関する相談事業や支援を充実して欲しい」の割合が就学前児童の保護者で18.2%、就学児童の保護者で17.5%でした。
- 子育てに関する不安感・負担感を持ち、子育て家庭の戸惑いや、生活の変化、日常生活を支えるための相談事業に対するニーズは高いものがあります。
- 子育て支援センターや子育てひろばでは、子育てに関する相談業務、講座の開催、情報発信を行っています。ニーズ調査では、子育て中の親同士など地域の人と情報交換や交流できる場や機会を設けてほしいという要望も多くあります。
- 子育てには、母親、父親だけでなく、祖父母や地域の方のサポートが必要であり、家庭以外の多くの人のかかわりが子どもの人間形成においても不可欠となっています。
- 都心から90分というアクセスの良さと、降水量が少なく日照時間が長いという気象条件の良さ、また災害の少ない穏やかな気候風土の良さから、出生数は減少傾向である一方で、転入者数は転出者数を上回っています。こうした状況から、人口の減少化にあっては、移住定住者支援は、重要な施策となっています。このため、上田市の魅力を発信し、近い将来の上田市民となっただけになるよう、体験ツアーの開催や情報の提供などの充実が必要となっています。

施策の内容

① 子育て相談体制の充実

- 子育て家庭の身近な場所において、不安や孤立感を抱えやすい低出生体重児や双胎児などの養育をしている個々のケースに適切に対応できるよう各種相談や情報提供の充実を図ります。関係機関と連絡調整を図るとともに相談機関の周知や利用しやすい体制整備に努めます。
- 上田市への移住を検討する子育て世代に対し、移住セミナー時に「子育て応援ハンドブック (注)」等により子育て支援情報の提供を行います。
- 移住体験ツアーでの子育て支援施設等の見学会を実施します。
- 保育所・幼稚園等では、未就園の乳幼児を持つ家庭を対象とした園開放や育児講座を行うことで、就園前の不安感の緩和を図ります。
- 子育てに関する総合的な窓口として、「地域子育て支援拠点」や「子育て世代包括支援センター」の機能強化を行います。
- 子育て支援に関する、多様なニーズに対応するため、研修などを通して支援者の質の向上を図ります。
- 孫育て応援ハンドブックを作成し、祖父母が孫育てにかかわれるよう応援します。
- AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）などの新たな情報通信技術を活用した子育て支援情報の発信や相談機能の充実を検討します。

主な事業

- | | |
|--|-----------------|
| ● 利用者支援事業 | ● 地域子育て支援拠点事業 |
| ● 保育所・幼稚園等における園開放情報の提供 | ● 子育て支援情報のメール配信 |
| ● AIチャットボットによる対話型FAQサービス | ● 子育て支援センター通信発行 |
| ● <u>子育て応援ハンドブック</u> <small>(注)</small> の配布 | |
| ● 孫育て応援ハンドブックの作成と講座の開催 | |
| ● 赤ちゃん手帳、子どもの急な病気・けが困ったときのガイドブック、子どもの食ノートの配布 | |
| ● 育児110番 | ● 園開放 |
| | ● 育児講座 |
| ● 移住セミナー | ● 移住体験ツアー |

② 子育てに関する情報発信の充実

- 上田市への移住を検討する子育て世代に対し、移住セミナー時に「子育て応援ハンドブック (注)」等により子育て支援情報の提供を行います。
- 移住体験ツアーでの子育て支援施設等の見学を実施します。
- 子どもまたはその保護者の身近な場所等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行います。
- 市の広報・ホームページ・メール等を活用して、積極的に子育てに関する情報をよりわかりやすく市内外へ提供します。
- 孫育て応援ハンドブックを作成し、祖父母が孫育てに関われるよう応援します。
- AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）などの新たな情報通信技術を活用した子育て支援情報の発信や相談機能の充実を検討します。

主な事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 保育所・幼稚園等における園開放情報の提供
- 子育て支援情報のメール配信
- AIチャットボットによる対話型FAQサービス
- 結婚～子育て応援サイト&アプリ「うえだ家族」による情報の提供
- 子育て支援センター通信発行
- 子育て応援ハンドブック (注) の配布
- 孫育て応援ハンドブックの作成と講座の開催
- 移住セミナー
- 移住体験ツアー

③ 地域子育て支援拠点事業の充実

- 乳幼児とその保護者の相互の交流の場の提供とともに、子育て講座、相談、情報提供を行い地域の子育て支援機能の充実と地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図り、子どもの健やかな育ちを促進するとともに、多様化する子育てニーズに対応し、子育ての不安感を緩和できる仕組みづくり、体制づくりを検討していきます。
- ニーズにあわせた出張相談会、サークル活動等の場の提供を引き続き行います。

主な事業

- 地域子育て支援拠点事業
- 子育て支援センター通信発行
- 保育所・幼稚園等における園開放情報の提供

基本施策（2）経済的負担の軽減

現 状 と 課 題

- 20歳代や30歳代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由の一つとして「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」という理由があります。子育てや教育にかかる費用の負担の軽減を求める声は、ニーズ調査においても平成25年度の前回調査と同様に多くなっています。
- 多子世帯の保育料等の軽減措置が拡充されるなど、保育料、教育費の負担軽減に取り組んできたこともあり、ニーズ調査によると、子育ての環境整備の充実のために希望する支援策として、「保育園や幼稚園等にかかる費用負担を軽減して欲しい」の割合は、前回調査に比べ減少しています。一方で、過去1年間に経済的な理由で困ったことがあると回答した方に限っては、「保育園や幼稚園等にかかる費用負担を軽減して欲しい」の割合がほかに比べ79%と高くなっています。
- 幼児教育の重要性や少子化を背景に、幼児教育・保育の無償化が実施され、経済的負担の軽減が図られていますが、3歳未満児については、無償化の対象が限定されることなどから、引き続き経済的負担の軽減に取り組む必要があります。

施 策 の 内 容

① 経済的負担の軽減

- 子育て世帯の経済的支援を図るため、中学3年生までの児童を養育している方に児童手当を支給します。また、出生から中学校3年生までの子どもの医療費を助成します。
- 多子世帯の保育料等の軽減措置の拡充に取り組めます。
- 保育所等における副食費の負担軽減に取り組めます。
- 実費徴収に係る補足給付事業（新制度未移行の幼稚園における副食材料費の負担減免）に取り組めます。

主な事業

- | | |
|------------|-----------------|
| ● 児童手当の支給 | ● 福祉医療費給付金事業 |
| ● 保育料の軽減措置 | ● 実費徴収に係る補足給付事業 |

②幼児教育・保育の無償化の円滑な実施

- 幼児教育・保育の無償化における子育てのための施設等利用給付については、幼稚園等を利用する保護者の利便性を向上するため、原則、施設を通じた保護者への周知や申請書等の取りまとめを行うほか、年4回以上の償還払いとなるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。

主な事業

- 子育てのための施設等利用給付

基本施策（３）いじめ防止対策の推進 ● ● ● ● ● ● ●

現 状 と 課 題

- 認知したいじめの件数が全国的に増加する中、学校、家庭、地域、関係機関が連携した支援体制を整備し、すべての児童生徒が安心して登校し、学校生活を送ることができるよう、いじめへの防止対策を推進していく必要があります。

施 策 の 内 容

① 教育相談事業の推進

- 悩みを抱える児童生徒を支援するため、教育相談所による相談、心の教室相談員の配置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣など相談体制の充実を図ります。

② いじめ防止への取組

- 上田市いじめ防止基本方針を定め、いじめ問題対策連絡協議会を開催し関係機関との情報共有を図っています。また、学校では道徳教育等を学ぶことによって、いじめのあらゆる問題についての児童生徒の理解を深めます。

主な事業

- 教育相談所による相談
- 心の教室相談員の配置
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣
- SOSの出し方に関する教育の実施

基本目標Ⅳ 地域全体で子育てを支えます

基本施策（１）地域コミュニティの中で子どもを育む ● ● ● ● ● ● ●

現 状 と 課 題

- 核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難な状況にあります。
- ニーズ調査では、上田市での居住年数が１年、５年未満などの短い家庭において、気軽に相談できたり、緊急時等に子どもをみてもらえたりする方の存在がない割合が高くなっています。また、子育ての環境整備の充実として「子育て中の親同士で子育てを手伝いあえる仕組みが欲しい」の割合が、前回調査よりも増加しています。
- 子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは社会全体で取り組むべき最重要課題であり、児童の預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動を推進、実施しています。
- 子育てを支援する団体と子育てサークルが、ネットワークをつくって情報交換、連絡会議を行っています。子育て家庭の横のつながりを広げ、子育て仲間を増やせるよう子育てサークル等への支援の充実が必要です。

施 策 の 内 容

① 子育て家庭を応援する環境整備

- 仕事と育児の両立のための環境を整備するため、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（提供会員）による、子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター^{（注）}の活性化を図ります。
- 地域全体で子育てを支援する基盤形成を図るため、子育てサポーター養成講座を開催し、子育て支援センター、児童館などで開催する子育てひろばやサークルの活動の場などで、利用者の話し相手や子どもたちの見守りの活動を行う子育てサポーターの充実を図ります。
- 子育て中の親同士で子育てを助け合える仕組みの検討を行います。
- 地域全体で子育て家庭を応援する「ながの子育て家庭優待パスポート^{（注）}」の利用促進を図ります。
- 子育てを行う人たちがともに学び合い、仲間づくりを行うことを支援するため、公民館などが子育て支援に関する講座や交流事業を開催します。

主な事業

- ファミリー・サポート・センター (注) 事業
- ながの子育て家庭優待パスポート (注) 事業
- 公民館による子育て支援講座や交流事業の開催
- 子育てサポーター養成講座

② 地域の子育て関連団体等のネットワークの強化

- 子育て世帯が、地域、社会のあらゆる構成員の多様な知識や経験を有するさまざまな世代から助言・支援を受けることができる環境づくりを推進します。
- 身近な地域での人とのかかわりや地域活動への参加など地域全体で子育て家族を支援できるように子育て中の保護者、子育てボランティア、子育てサポーター、民生委員・児童委員及び主任児童委員、保育所、幼稚園、認定こども園、NPOなど関係機関のネットワークの強化を図ります。
- 地域において、互いに支えあう子育て支援を推進するため、子育て支援の担い手となる人材を確保します。
- 子育てを支援する団体やサークル等の活動を支援します。
- 家庭の孤立化を防ぐため、学校や保育所、民生委員・児童委員及び主任児童委員等と連携し、地域における見守り体制の充実を図ります。
- 子どもの孤立化を防ぐため、各地域で民間団体の有志が行っている子どもの居場所づくり事業 (注) やフードバンク事業 (注) の周知等をサポートします。

主な事業

- 子育て家族応援事業
- 子育て関連団体等との連携
- 子どもの居場所づくり事業 (注) への支援
- フードバンク事業 (注) への支援



基本施策（２）子育てしやすい生活環境の整備 ● ● ● ● ● ● ●

現 状 と 課 題

- 子育て家庭が安心して暮らすため、また、安心して子どもを産み育てるためには、子育てに配慮した住環境、子育てしやすい生活環境が必要とされています。
- ニーズ調査では、子育て環境や支援の満足度として、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」という意見が多く、就学前の児童を持つ家庭で64%と最も多くなっており、また、雨天でも気軽に楽しめる施設の整備も要望としてあります。
- 子どもや子育て家庭がより安全・快適に暮らし過ごすため、身近な公園の整備や公共施設等のバリアフリー化など環境の整備を充実させていく必要があります。
- 上田市における55箇所の都市公園については、開園から30年以上経過する公園が65%以上、その他の児童遊園地についても大半が、整備後、数十年経過しており、遊具などの公園施設等の老朽化が進んでいます。このため、公園施設長寿命化計画を基に公園の遊具等の更新、改築、改修による公園整備を進める必要があります。
- 平成30年3月に策定した「上田市市営住宅等長寿命化計画」において、“安全・安心・快適に暮らせる、笑顔あふれる住まいづくりをめざして”を基本理念として、“誰もが安定した居住を確保できる住まいづくり”を基本目標の一つとして掲げています。
- 「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン^(注)の考え方を踏まえた公共施設等の設計を行ってきました。引き続き、「高年齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建設設計基準^(注)」により、乳幼児用のいすやベットの設けたトイレ、授乳のためのスペース等、乳幼児連れの利用者に配慮した公共施設の整備を推進していく必要があります。
- 歩行者、自転車、車が混在する道幅の狭い道路では、通行区分があいまいなため、誰もが安心・安全で利用しやすい道路環境の整備が必要です。
- 乳幼児を連れての外出時には、オムツ替え・授乳ができる場所が必要です。乳幼児を連れての外出時の負担を軽減するために、子ども連れの家族に配慮した「赤ちゃんステーション^(注)」の啓発、情報提供を行っています。

施策の内容

① 身近な公園・ひろば等の整備

- 子どもが安心して遊べる公園の整備を進めるとともに、既存の都市公園を生かした公園施設のリニューアルについて検討します。また、公園施設長寿命化対策支援事業等による遊具などの公園施設の更新、改築を行い、公園利用者の安全・安心を確保します。
- 子どもがのびのびと遊べるように、また、子育て中の親子や地域の住民等が交流し、憩うことができるように、コミュニティ助成事業等を活用しながら市民協働による身近な公園・広場等の整備を図ります。
- 天候に左右されない、誰でも気軽に楽しめる施設の整備にあたっては、既存の施設を含めた利用方法や施設整備の事業を検討します。

主な事業

- 公園施設長寿命化対策支援事業

② 良質な住宅の整備

- 市営住宅を良好かつ適切な状態で供給するため、日常の維持管理に努めるとともに、子育て世帯への良質な住宅の供給に努めます。
- 一定所得以下の「ひとり親世帯」及び「多子世帯」等が市営住宅への入居を希望する場合は、一般の申込者より抽選回数または抽選倍率を優遇している優先枠での申し込みを可能とします。

主な事業

- 市営住宅「優先入居枠制度」

③ 安心して外出できる環境の整備

- バリアフリー化や点字、音声等による案内、誘導など、ユニバーサルデザイン (注) に配慮した公共施設や道路環境の整備を推進します。
- 通学路やお散歩コースの安全対策を進め、安心して通行できる道づくりを目指します。
- 乳幼児を抱える家族がオムツ替えや授乳等で気軽に立ち寄ることができる「赤ちゃんステーション (注)」の拡大を図ります。

主な事業

- バリアフリー化推進事業
- 歩道新設事業
- 路肩グリーンベルト
- 無電柱化事業
- 赤ちゃんステーション (注) 事業

基本施策（3）子どもを事故や犯罪から守る環境づくり ● ● ● ● ● ● ●

現 状 と 課 題

- 子どもの交通事故件数は、年々減少していますが、自転車乗車中及び歩行中の交通事故が多く、交通ルールの遵守、自転車運転マナーの向上が急務となっています。交通安全に関しては、幼児・児童、生徒が被害に遭うことを防ぐために、交通安全教室を積極的に開催するとともに、小学生に対するヘルメットの配布を継続実施し、関係機関、団体と連携した安全な道路環境の整備を進めることが求められています。
- 全国各地で発生している子どもを対象とした凶悪犯罪は、上田市においては発生が無いものの、声かけ等の不審者情報は数多く寄せられていることから、登下校時の子どもの安全確保が引き続き重要な課題となっています。また、青少年健全育成の対策から上田市暴走族等対策会議のメンバー、防犯指導員等による駅前等のパトロール成果もあり、青少年等がたむろすることなく、平穏な状態を保ち犯罪件数も減少傾向にあります。
- 子どもの事故は、小さな事故から命にかかわる大きな事故まで、その内容はさまざまです。子どもの事故には、周りの大人が、子どもの年齢や成長段階に応じた特性と行動を知り、適切な対策をとることで、防げるものがあります。
- 近年、子どもたちが携帯電話やスマートフォン、パソコンなど電子メディアを利用する機会が増加する中、長時間利用による生活習慣の乱れや依存症、インターネット上の違法・有害情報サイトに起因する犯罪や交友関係のトラブルに子どもたちが巻き込まれるケースが多発するなど、さまざまな問題が深刻化しています。これらの問題を予防するため、これからの子どもたちは、「情報活用能力」と「情報モラル」の両面から学び、自ら考えて使用・行動する力を身に付けることが求められています。また、有害自動販売機などの地域の有害環境への対応なども含め、有害情報から子どもを守る体制の整備が求められています。

施策の内容

① 子どもの交通安全の確保

- 全児童に対する子どもの登下校用ヘルメット、自転車専用ヘルメットの配布と着用推進を図り、子どもの交通安全教室や関係機関等による通学路での街頭指導を推進するとともに、ドライバーに対する交通マナー向上の啓発に努めます。
- 子育て世代を対象とした交通安全教育を行うとともに、チャイルドシートの効果と正しい使用方法の啓発に努めます。
- 地域住民、学校、PTA、警察、交通指導員等関係機関と連携して、安全な道路環境の整備、補修等を行い、子どもが安心して登下校できる道路環境づくりを推進します。

主な事業

- 交通安全啓発講座
- 児童用のヘルメット配布
- 関係機関等による街頭指導活動

② 子どもを犯罪等から守る活動

- 出前講座等により、家庭や地域の防犯意識の高揚を図り、子ども自らが危険を回避するための防犯知識の周知に努めるとともに、「防犯当番」制度、「こどもを守る安心の家」^(注)の普及啓発を推進します。
- 防犯ボランティア等によるパトロール活動、青色回転灯防犯パトロールカーでの下校時間帯のパトロール活動を継続実施するとともに、地域団体や警察等関係機関と連携・協力を図り、子どもにかかわる犯罪・被害等の情報共有及び提供の充実に努めます。
- 防犯灯の設置補助など環境整備を進めるとともに、地域で子どもを見守る体制づくりとその支援を推進します。
- 声かけ事件や児童生徒に関連する事件が発生した場合、メールで情報を発信し、情報の共有化を図るとともに、事件の拡大防止を図ります。

主な事業

- 防犯灯設置補助事業
- 防犯講座
- 不審者情報のメール配信

③ 子どもを事故から守る活動

- 出前講座等により、誤飲、転落、転倒、やけどといった子どもの事故防止の啓発を行うとともに、保育所、幼稚園等での安全対策の整備と情報共有を図ります。

④ 青少年を有害環境・有害情報から守るための取組の推進

- 地域の有害環境への対応や、電子メディア上の有害情報対策を推進するため、関係機関等との連携を図ります。また、フィルタリング（有害サイトアクセス制限）の利用促進に向けた情報の周知を図ります。
- 電子メディアによる影響と適切な利用方法について、子ども、学校、家庭、地域の共通認識とするため、講演会・講座の開催・チラシの作成等により啓発活動を進めます。

主な事業

- | | |
|--------------------|------------------|
| ● 電子メディアの利用に係る啓発活動 | ● 環境浄化活動 |
| ● 街頭補導活動 | ● 「心の教育推進プラン」の推進 |



基本目標Ⅴ 仕事と家庭が両立できる環境を整えます

基本施策（１）ワーク・ライフ・バランス（注）の推進 ● ● ● ● ● ● ● ●

現 状 と 課 題

- ワーク・ライフ・バランス（注）を支援するための制度だけを用意しても、それだけでは実現できません。企業等に制度だけはあっても、ほとんど利用されていないケースも見受けられ、社内等に定着させるためには、働き方の改革、職場の風土づくりといった、日常的な取組を行う必要があります。
- 出産、子育てを理由として仕事をいったん中断した後、再び就労を希望する女性への支援、働きながら子育てできる多様な働き方に対応した支援を行う必要があります。
- ニーズ調査では、保護者の育児休暇の取得状況について、「取得した（取得中である）」の割合が母親で約４割となっており、平成25年度調査と比較すると増加しています。一方で、父親では、「取得していない」の割合が約９割となっており、その多くが取得できていない状況です。また、父親が育児休業を取得していない理由は、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が約５割と最も高くなっていますが、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が高くなっています。
- 子育て家庭を対象に、父親の仲間づくりや子どもとのかかわり方の実践を通して父親の子育てへの参加を推進しています。

施 策 の 内 容

① 働き方の見直し

- ワーク・ライフ・バランス（注）のワークとライフはどちらか一方という二者択一のものではなく、ワークとライフは互いに相乗効果をもたらすものであり、バランスのとれたライフスタイルを考えることができる意識啓発を図ります。
- ハローワーク、長野働き方改革推進支援センター（注）等関係機関との連携を強化し、事業主による積極的な働き方の見直しや環境整備に向けた取組がされるよう、意識の啓発や広報に努めます。

主な事業

- 男女共同参画推進事業
- 「ワーク・ライフ・バランス（注）」「働き方改革」推進のための啓発活動

② 多様な保育サービスの充実（再掲⇒P59参照）

③ 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- ワーク・ライフ・バランス (注) を先進的に実施している企業等の取組事例を広報等で紹介するなど、制度整備や利用の利点等を周知します。

主な事業

- 上田市団男女共同参画推進事業者表彰
- 男女共同参画推進事業
- 就職相談、無料職業紹介
- 再就職支援セミナーの開催
- 「ワーク・ライフ・バランス (注)」「働き方改革」推進のための啓発活動

④ 出産・育児後の職場復帰支援等

- 職場復帰を支援するため、関係機関等と連携をし、能力開発に向けた研修会や資格取得のための学習機会の充実を図ります。
- 結婚や出産、育児等のために退職した女性が再就職できるよう、ハローワーク（マザーズコーナー）等関係機関との連携を強化し、各種情報の収集・提供、再就職のための相談体制の充実、職業紹介の実施やスキルアップセミナーの開催等による支援に取り組みます。

主な事業

- 男女共同参画推進事業
- 就職相談、無料職業紹介
- 再就職支援セミナーの開催

⑤ 父親への子育てへの参加の促進

- 男性にとっても生きやすい社会を目指し、男性の働き方の見直しや固定的性別役割分担意識 (注) の解消を推進するため、啓発、広報活動や講座等を開催します。
- 父親の子育ての参加の意義を、子育て世代の父親をはじめ、これから結婚する若い世代から地域で子育てを応援する方々まで啓発するとともに、子どもとの遊び方、家事、育児の仕方などの講座を開催し、父親の家事・育児参加の促進を図ります。

主な事業

- 男女共同参画推進事業
- 父親の子育て参加支援事業

基本施策（２）仕事と家庭生活の調和の実現に向けた啓発 ● ● ● ● ● ● ●

現 状 と 課 題

- 共働き世帯の増加や少子高齢化が急速に進行するなかで、地域が活力を維持し、産業・企業が持続的に成長していくためには、将来を担う若者を惹きつけ、育児、介護等に対応できるよう、女性が働きやすい環境整備が求められています。また、男女がともに地域や家庭への参画しやすい、仕事と生活の調和が取れた魅力ある雇用・職場を実現する環境づくりが喫緊の課題となっています。
- 長野県では、仕事と家庭の両立ができる職場環境の改善を進め、従業員がいきいきと働き続けられるよう多様な働き方等の制度を導入し、実践的な取組を行う企業を認証する「職場いきいきアドバンスカンパニー（注）」、また、従業員が仕事と家庭の両立ができるような働きやすい職場環境づくりの取組を行う企業が宣言をする「社員の子育て応援宣言（注）」を推進しており、企業等の仕事と子育ての両立に向けた取組や理解が進んできています。
- 仕事と子育ての両立のためには、労働者、事業者等がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（注））についての理解を深めることが重要であり、行政と関係機関による啓発をさらに進める必要があります。
- このような中、2019年4月から「働き方改革関連法」の時間外労働の上限規制や、年次有給休暇の確実な取得をはじめとする改正事項が順次施行され、また、正規と非正規の不合理な待遇差の禁止についても、2020年4月から施行されます。
- 「働き方改革」への取組は、多様な人材がその希望と能力に応じて、健康で安心していきいきと働くことができる職場環境の実現に資するものであり、企業にとっての人材確保・定着、生産性の向上などにつながり、地域全体の発展にもつながるものであることから、企業には労使協働のもとで、それぞれの状況や課題に応じた働き方改革の取組を積極的に推進していく必要があります。

施 策 の 内 容

① 男女がともに家事や育児を担う意識の啓発

- 働き方の見直しを進めるとともに、固定的性別役割分担意識（注）を改め、男女がともに、また、平等に仕事と家事・育児・介護等の家庭的責任とを両立し、健康で豊かな生活が送れるよう、バランスのとれたライフスタイルを考えることができる意識啓発を図ります。

主な事業

- 上田市団男女共同参画推進事業者表彰
- 男女共同参画推進事業
- ワーク・ライフ・バランス（注）推進のための啓発活動

② 企業による子育て支援の取組の促進

- ハローワーク、長野働き方改革推進支援センター (注) 等関係機関との連携を強化し、事業主による積極的な働き方の見直しや環境整備に向けた取組がされるよう、意識の啓発や広報に努めます。

主な事業

- 「ワーク・ライフ・バランス (注)」「働き方改革」推進のための啓発活動



パパカレッジ上田



第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策



1 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業のサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27（2015）年から平成31（2019）年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,069	1,057	1,045	1,025	1,009
1歳	1,064	1,097	1,085	1,073	1,051
2歳	1,116	1,076	1,109	1,097	1,085
3歳	1,123	1,128	1,087	1,121	1,109
4歳	1,261	1,128	1,133	1,092	1,126
5歳	1,258	1,265	1,131	1,136	1,095
6歳	1,285	1,271	1,278	1,142	1,148
7歳	1,313	1,287	1,273	1,280	1,144
8歳	1,340	1,318	1,292	1,278	1,285
9歳	1,351	1,337	1,315	1,289	1,276
10歳	1,311	1,351	1,337	1,315	1,289
11歳	1,383	1,313	1,353	1,339	1,317

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法



2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定します。



上田市は、旧上田市、旧丸子町、旧真田町、旧武石村の4市町村が平成18年に合併した市であり、それぞれが教育・保育の通園圏域を形成しているため、4つの区域（上田地域・丸子地域・真田地域・武石地域）を教育・保育提供区域の基本とします。

なお、この設定区域は、教育・保育の需要量を見込むためのものであり、設定した区域外への通園等が妨げられるものではありません。

※量の見込みと確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、潜在ニーズを含めて「量の見込み」を把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっています。

3 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを次のとおり見込み、確保策を定めました。

< 認定区分と提供施設 >

認定区分		利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の子どもで、教育を希望する者	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する者	保育所 認定こども園
3号 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望する者	保育所 認定こども園 小規模保育等

(1) 1号認定(2号認定の幼児期の学校教育の利用希望が高い方を含む)

(3～5歳児)に係る「量の見込み」及び「確保の方策」

【上田地域】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	989	949	938	921	911
1号認定	716	685	688	670	660
2号認定(幼児期の学校教育の利用希望)	273	264	250	251	251
確保の内容(人)	1,008	966	954	936	926
<u>特定教育・保育施設</u> (注)	127	127	127	127	127
<u>確認を受けない幼稚園</u> (注)	881	839	827	809	799
過不足	19	17	16	15	15

【丸子地域】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	60	61	60	60	61
1号認定	29	31	32	32	33
2号認定(幼児期の学校教育の利用希望)	31	30	28	28	28
確保の内容(人)	60	61	60	60	61
特定教育・保育施設	45	46	45	45	46
確認を受けない幼稚園	15	15	15	15	15
過不足	0	0	0	0	0

【 真田地域 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	43	42	43	43	43
1号認定	23	22	22	23	24
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	20	20	21	20	19
確保の内容（人）	43	42	43	43	43
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	43	42	43	43	43
過不足	0	0	0	0	0

【 武石地域 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	19	17	16	15	15
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	19	17	16	15	15
確保の内容（人）	0	0	0	0	0
特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	▲19	▲17	▲16	▲15	▲15

【 市全域 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	1,111	1,069	1,057	1,039	1,030
1号認定	768	738	742	725	717
2号認定（幼児期の学校教育の利用希望）	343	331	315	314	313
確保の内容（人）	1,111	1,069	1,057	1,039	1,030
特定教育・保育施設	172	173	172	172	173
確認を受けない幼稚園	939	896	885	867	857
過不足	0	0	0	0	0

（２）2号認定（3～5歳児）に係る「量の見込み」及び「確保の方策」

【 上田地域 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（人）	1,936	1,875	1,754	1,766	1,759
確保の内容（人）	1,936	1,875	1,754	1,766	1,759
特定教育・保育施設	1,936	1,875	1,754	1,766	1,759
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

【 丸子地域 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（人）	331	320	300	302	301
確保の内容（人）	331	320	300	302	301
特定教育・保育施設	331	320	300	302	301
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

【 真田地域 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（人）	165	160	150	151	150
確保の内容（人）	165	160	150	151	150
特定教育・保育施設	165	160	150	151	150
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

【 武石地域 】

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（人）	66	64	60	61	60
確保の内容（人）	66	64	60	61	60
特定教育・保育施設	66	64	60	61	60
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

【市全域】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	2,498	2,419	2,264	2,280	2,270
確保の内容（人）	2,498	2,419	2,264	2,280	2,270
特定教育・保育施設	2,498	2,419	2,264	2,280	2,270
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

（3）3号認定（0～2歳児）に係る「量の見込み」及び「確保の方策」

【上田地域】0歳児

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	228	227	226	222	219
確保の内容（人）	228	227	226	222	219
特定教育・保育施設	210	209	213	209	206
<u>特定地域型保育事業所（注）</u>	13	13	13	13	13
認可外保育施設	5	5	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

【丸子地域】0歳児

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	40	40	40	40	40
確保の内容（人）	40	40	40	40	40
特定教育・保育施設	38	38	38	38	38
特定地域型保育事業所	2	2	2	2	2
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

【 真田地域 】 0 歳児

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）	13	13	13	13	13
確保の内容（人）	13	13	13	13	13
特定教育・保育施設	13	13	13	13	13
特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

【 武石地域 】 0 歳児

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）	4	4	4	4	4
確保の内容（人）	4	4	4	4	4
特定教育・保育施設	4	4	4	4	4
特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

【 市全域 】 0 歳児

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）	285	284	283	279	276
確保の内容（人）	285	284	283	279	276
特定教育・保育施設	265	264	268	264	261
特定地域型保育事業所	15	15	15	15	15
認可外保育施設	5	5	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

【 上田地域 】 1 ～ 2 歳児

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）	916	918	932	923	911
確保の内容（人）	916	918	932	923	911
特定教育・保育施設	884	886	900	900	888
特定地域型保育事業所	23	23	23	23	23
認可外保育施設	9	9	9	0	0
過不足	0	0	0	0	0

【丸子地域】1～2歳児

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	145	146	148	146	144
確保の内容（人）	145	146	148	146	144
特定教育・保育施設	130	130	130	130	130
特定地域型保育事業所	10	10	10	10	10
認可外保育施設	5	6	8	6	4
過不足	0	0	0	0	0

【真田地域】1～2歳児

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	60	58	54	53	51
確保の内容（人）	60	58	54	53	51
特定教育・保育施設	60	58	54	53	51
特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

【武石地域】1～2歳児

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	17	16	16	16	15
確保の内容（人）	17	16	16	16	15
特定教育・保育施設	17	16	16	16	15
特定地域型保育事業所	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

【市全域】1～2歳児

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	1,138	1,138	1,150	1,138	1,121
確保の内容（人）	1,138	1,138	1,150	1,138	1,121
特定教育・保育施設	1,091	1,090	1,100	1,099	1,084
特定地域型保育事業所	33	33	33	33	33
認可外保育施設	14	15	17	6	4
過不足	0	0	0	0	0

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業 ● ● ● ● ● ● ● ●

【区域の設定】 市内全域

必要な情報の提供及び助言を行うとともに関係機関との連絡調整、利用可能なすべての施設のサービス利用調整、情報集約ができるよう「市内全域」とします。

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保の内容（か所）	1	1	1	1	1
過不足	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業 ● ● ● ● ● ● ● ●

【区域の設定】 市内全域

本事業は、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育て不安・悩みを相談できる事業であることから「市内全域」とします。

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ利用回数）	85,043	83,225	81,407	79,588	77,770
確保の内容（延べ利用回数）	85,043	83,225	81,407	79,588	77,770
過不足	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査 ● ● ● ● ● ● ● ●

【区域の設定】 市内全域

健診は、県内の医療機関で受診可能であり、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市内全域」とします。

【量の見込み】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	1,069	1,057	1,045	1,025	1,009
量の見込み（回）	14,966	14,798	14,630	14,350	14,126
確保の内容（人）	1,069	1,057	1,045	1,025	1,009
確保の内容（回）	14,966	14,798	14,630	14,350	14,126
過不足	0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業 ●●●●●●●●

【区域の設定】 市内全域

訪問型の事業であり、細かな区域設定は事業趣旨になじまないことから「市内全域」とします。

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（件）	1,069	1,057	1,045	1,025	1,009
確保の内容（件）	1,069	1,057	1,045	1,025	1,009
過不足	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業 ●●●●●●●●

【区域の設定】 市内全域

児童相談所や保健所、医療機関などの連携が必要不可欠であり、全市的な情報を基に迅速な対応が求められることから「市内全域」とします。

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	174	172	170	167	164
量の見込み（回）	1,394	1,378	1,363	1,337	1,316
確保の内容（回）	1,394	1,378	1,363	1,337	1,316
過不足	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ●●●●●●●●

【区域の設定】 市内全域

一時的な不定期の養育・保護を実施する事業であり、一定の区域に利用場所を特定することが困難であることから「市内全域」とします。

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（延べ利用日数）	43	42	41	41	40
確保の内容（延べ利用日数）	43	42	41	41	40
過不足	0	0	0	0	0

(7) ファミリー・サポート・センター^(注)事業 ● ● ● ● ● ● ●

【区域の設定】 市内全域

子育ての相互援助活動を行う事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから「市内全域」とします。

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ利用日数)	1,770	1,778	1,761	1,743	1,726
確保の内容(延べ利用日数)	1,770	1,778	1,761	1,743	1,726
過不足	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業 ● ● ● ● ● ● ●

【区域の設定】 4区域(上田・丸子・真田・武石)

教育・保育施設での利用となるため、教育・保育施設提供区域と同一の設定が好ましいことから「上田・丸子・真田・武石の4地区」とします。

【一時預かり事業(幼稚園型)】

【上田地域】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	22,665	21,865	20,697	20,807	20,768
確保の内容(延べ人数)	23,644	22,756	21,536	21,611	21,572
過不足	979	891	839	804	804

【丸子地域】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	13,919	13,368	12,726	12,542	12,420
確保の内容(延べ人数)	13,919	13,368	12,726	12,542	12,420
過不足	0	0	0	0	0

【真田地域】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	2,241	2,241	2,241	2,241	2,241
確保の内容(延べ人数)	2,241	2,241	2,241	2,241	2,241
過不足	0	0	0	0	0

【 武石地域 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	979	891	839	804	804
確保の内容(延べ人数)	0	0	0	0	0
過不足	▲979	▲891	▲839	▲804	▲804

【 市全域 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	39,804	38,366	36,503	36,395	36,233
確保の内容(延べ人数)	39,804	38,366	36,503	36,395	36,233
過不足	0	0	0	0	0

【 一時預かり事業(幼稚園型以外) 】

【 上田地域 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	5,225	5,122	4,998	4,982	4,941
確保の内容(延べ人数)	5,225	5,122	4,998	4,982	4,941
過不足	0	0	0	0	0

【 丸子地域 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	961	937	916	900	889
確保の内容(延べ人数)	961	937	916	900	889
過不足	0	0	0	0	0

【 真田地域 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	434	431	423	412	398
確保の内容(延べ人数)	434	431	423	412	398
過不足	0	0	0	0	0

【 武石地域 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	93	86	84	80	78
確保の内容(延べ人数)	93	86	84	80	78
過不足	0	0	0	0	0

【 市全域 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	6,713	6,576	6,421	6,374	6,306
確保の内容(延べ人数)	6,713	6,576	6,421	6,374	6,306
過不足	0	0	0	0	0

(9) 延長保育・休日保育事業 ● ● ● ● ● ● ●

【区域の設定】 4区域(上田・丸子・真田・武石)

教育・保育施設での利用となるため、教育・保育施設提供区域と同一の設定が好ましいことから「上田・丸子・真田・武石の4地区」とします。

【 上田地域 】

○延長保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	25,157	24,369	22,794	22,952	22,863
確保の内容(延べ人数)	25,157	24,369	22,794	22,952	22,863
過不足	0	0	0	0	0

○休日保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	486	476	464	463	459
確保の内容(延べ人数)	609	597	582	580	575
過不足	123	121	118	117	116

【丸子地域】

○延長保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	1,594	1,544	1,444	1,454	1,449
確保の内容(延べ人数)	1,594	1,544	1,444	1,454	1,449
過不足	0	0	0	0	0

○休日保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	121	119	116	116	115
確保の内容(延べ人数)	0	0	0	0	0
過不足	▲121	▲119	▲116	▲116	▲115

【真田地域】

○延長保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	749	726	679	684	681
確保の内容(延べ人数)	749	726	679	684	681
過不足	0	0	0	0	0

○休日保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	2	2	2	1	1
確保の内容(延べ人数)	0	0	0	0	0
過不足	▲2	▲2	▲2	▲1	▲1

【武石地域】

○延長保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	259	251	235	236	235
確保の内容(延べ人数)	259	251	235	236	235
過不足	0	0	0	0	0

○休日保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	0	0	0	0	0
確保の内容(延べ人数)	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

【市全域】

○延長保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	27,759	26,890	25,152	25,326	25,228
確保の内容(延べ人数)	27,759	26,890	25,152	25,326	25,228
過不足	0	0	0	0	0

○休日保育

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ人数)	609	597	582	580	575
確保の内容(延べ人数)	609	597	582	580	575
過不足	0	0	0	0	0

(10) 病児・病後児保育_(注)事業 ● ● ● ● ● ● ●

【区域の設定】 市内全域

本事業は病気の際、突発的に利用される事業であり、医療機関との連携が必要不可欠なことから、事業を円滑に実施するため「市内全域」とします。

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(延べ利用日数)	824	810	799	785	772
確保の内容(延べ利用日数)	824	810	799	785	772
過不足	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童クラブ^(注)（放課後児童健全育成事業） ● ● ● ● ● ● ●

【区域の設定】 小学校区

放課後児童クラブ^(注)は、通学している小学校から直接利用する施設であり、ほかの小学校区の放課後児童クラブ^(注)を利用することはないため「小学校区」とします。

【量の見込みと確保策】 平日1日あたりの平均利用児童数 (単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
清明小	量の見込み	68	73	78	82	87
	確保の内容	68	73	78	82	87
	過不足	0	0	0	0	0
東小	量の見込み	148	162	175	188	201
	確保の内容	148	160	160	188	201
	過不足	0	▲2	▲15	0	0
西小	量の見込み	83	92	101	109	118
	確保の内容	80	80	80	80	118
	過不足	▲3	▲12	▲21	▲29	0
北小	量の見込み	47	49	51	53	55
	確保の内容	47	49	51	53	55
	過不足	0	0	0	0	0
城下小	量の見込み	67	69	71	74	76
	確保の内容	67	69	71	74	76
	過不足	0	0	0	0	0
塩尻小	量の見込み	60	65	70	76	81
	確保の内容	60	65	65	76	81
	過不足	0	0	▲5	0	0
川辺小	量の見込み	116	117	118	119	120
	確保の内容	116	117	118	118	120
	過不足	0	0	0	▲1	0
神川小	量の見込み	93	102	112	121	131
	確保の内容	90	90	112	121	131
	過不足	▲3	▲12	0	0	0
神科小	量の見込み	74	77	80	82	85
	確保の内容	74	77	80	82	85
	過不足	0	0	0	0	0

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
豊殿小	量の見込み	58	62	66	69	73
	確保の内容	58	62	65	65	73
	過不足	0	0	▲1	▲4	0
東塩田小	量の見込み	35	38	41	44	47
	確保の内容	35	38	41	44	47
	過不足	0	0	0	0	0
中塩田小	量の見込み	100	107	114	122	129
	確保の内容	100	107	110	122	129
	過不足	0	0	▲4	0	0
塩田西小	量の見込み	37	40	43	45	48
	確保の内容	37	40	43	45	48
	過不足	0	0	0	0	0
浦里小	量の見込み	11	11	11	11	11
	確保の内容	11	11	11	11	11
	過不足	0	0	0	0	0
川西小	量の見込み	63	67	71	74	78
	確保の内容	45	67	71	74	78
	過不足	▲18	0	0	0	0
南小	量の見込み	76	80	84	88	92
	確保の内容	76	80	80	88	92
	過不足	0	0	▲4	0	0
丸子中央	量の見込み	76	80	83	86	89
	確保の内容	76	80	83	86	89
	過不足	0	0	0	0	0
西内小	量の見込み	6	6	6	6	6
	確保の内容	6	6	6	6	6
	過不足	0	0	0	0	0
丸子北小	量の見込み	78	85	92	98	105
	確保の内容	78	85	90	90	105
	過不足	0	0	▲2	▲8	0
塩川小	量の見込み	37	39	41	43	45
	確保の内容	35	35	35	43	45
	過不足	▲2	▲4	▲6	0	0

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
菅平小	量の見込み	13	14	15	17	18
	確保の内容	13	14	15	17	18
	過不足	0	0	0	0	0
長小	量の見込み	17	17	18	19	19
	確保の内容	17	17	18	19	19
	過不足	0	0	0	0	0
傍陽小	量の見込み	23	25	27	29	31
	確保の内容	23	25	27	29	31
	過不足	0	0	0	0	0
本原小	量の見込み	53	54	56	57	59
	確保の内容	52	52	52	57	59
	過不足	▲1	▲2	▲4	0	0
武石小	量の見込み	36	38	40	42	44
	確保の内容	36	38	40	42	44
	過不足	0	0	0	0	0
市全体	量の見込み	1,475	1,568	1,662	1,755	1,848
	確保の内容	1,448	1,536	1,601	1,712	1,848
	過不足	▲27	▲32	▲61	▲43	0

5 教育・保育給付における教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

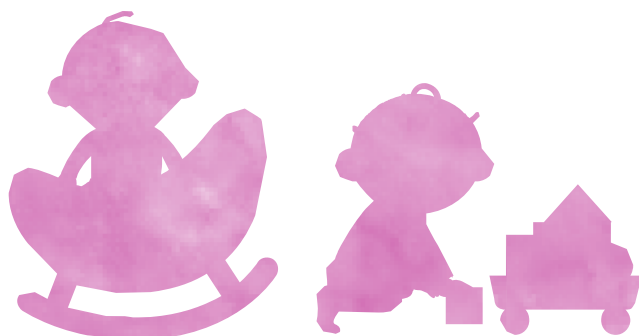
幼稚園における長時間の預かり保育や2歳児を対象とした受入れの推進、また、地域の保育ニーズに合わせた既存の保育所等の定員構成の見直しなど、既存の保育・教育資源を最大限活用します。

6 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保に関する事項

幼児教育・保育の無償化における子育てのための施設等利用給付については、幼稚園等を利用する保護者の利便性を向上するため、原則、施設を通じた保護者への周知や申請書等の取りまとめを行うほか、年4回以上の償還払いとなるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組みます。



第6章 計画の推進に向けて



1 計画の推進体制、進捗管理

(1) 市内の推進体制の強化 ● ● ● ● ● ● ● ●

本計画は、子ども・子育て支援のための総合的な計画として、教育・保育をはじめ、保健・福祉・医療など幅広い分野にわたるものです。

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、市内関係各課や関係機関と連携し、市内の推進体制の強化を図ります。

(2) 市民、地域、関係団体などとの連携 ● ● ● ● ● ● ● ●

本計画を着実に推進していくためには、行政のみならず、市民や企業、保育所・幼稚園・認定こども園、学校等、地域の関係団体の協力が不可欠です。

社会全体で子育てを支援する環境を整備していくため、計画の内容について市ホームページや市広報紙等により周知・啓発を行うとともに、子どもにかかわる機関や企業、NPOなど各種団体との連携・協力体制を強化します。

(3) 国・県などとの連携 ● ● ● ● ● ● ● ●

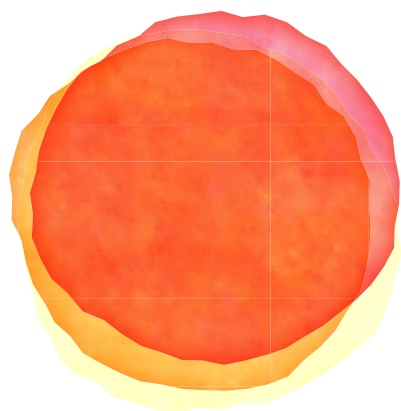
市民に最も身近な行政である市は、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力を要請しつつ計画を推進します。

また、この計画の取組は市が単独で実施できるものばかりではなく、法律や制度に基づく事業もあるため、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

2 個別事業の点検・評価

計画の適切な進捗管理を進めるために、毎年度、市内関係各課において施策の進捗状況について把握するとともに、「上田市子ども・子育て会議」にて、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本として点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて施策を実施するものとします。

また、計画期間の中間年には、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策等について検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。



資料編

1 計画策定の経過

年度	期日	会議開催の状況お主要内容
平成30年度	平成30年7月26日	●第1回 上田市子ども・子育て会議 ・委員の委嘱、正副会長の選出 ・上田市子ども・子育て支援事業計画、第2次上田市子ども・子育て支援事業計画の策定のためのニーズ調査について
	平成30年10月23日	●第2回 上田市子ども・子育て会議 ・第2次上田市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査について
	平成30年11月15日 ～11月30日	●第2次上田市子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査（アンケート調査）
	平成31年1月18日	●高校生を対象としたヒアリング調査 『将来の私達のパパ・ママの姿』 『地域社会全体で子育てを支える』
	平成31年1月20日	●父親を対象としたワークショップ 『男性の仕事と家庭の両立（育児と家事援助）』
	平成31年1月27日	●母親を対象としたワークショップ 『「子育ての悩み・困りごと」をなくす』
	平成31年2月4日	●第3回 上田市子ども・子育て会議 ・第2次上田市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査の結果について
平成31年度・令和元年度	平成31年4月25日	●第1回 上田市子ども・子育て会議 ・諮問 ・第2次上田市子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査について
	令和元年5月21日	●第2回 上田市子ども・子育て会議 ・国の基本指針の改正等について ・区域設定と量の見込み、確保方策について
	令和元年5月21日	●部会（子育て支援事業、保育・教育、放課後児童対策） ・部会検討事項、区域の設定について

年度	期日	会議開催の状況お主要内容
平成31年度・令和元年度	令和元年7月23日	●第3回 上田市子ども・子育て会議 ・第2次上田市子ども・子育て支援事業計画の概要について ・第2次上田市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）及び基本目標別の課題について ・区域の設定、量の見込みについて
	令和元年9月26日	●第4回 上田市子ども・子育て会議 ・計画の体系と担当課について ・施策別課題シートについて ・上田市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況について
	令和元年9月26日	●部会（子育て支援事業、保育・教育、放課後児童対策） ・量の見込と確保方策について
	令和元年11月15日	●第5回 上田市子ども・子育て会議 ・量の見込・確保方策について ・第2次上田市子ども・子育て支援事業計画について（第1章から第6章まで） ・市民意見募集手続について
	令和2年2月5日	●第6回 上田市子ども・子育て会議 ・市民意見募集手続の結果について ・第2次上田市子ども・子育て支援事業計画（案）の確認 ・答申

2 上田市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月 4 日

条例第 34 号

（設置）

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定により、子ども・子育て支援に関する事項について審議するため、上田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（会長及び副会長）

第 4 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（部会）

第 6 条 子ども・子育て会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

（補則）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

3 上田市子ども・子育て会議委員名簿

(五十音順 敬称略)

会長 金山 美和子 副会長 若林 恵利子

氏名	推薦団体または所属団体、職業等	所属部会 ◎会長 ○副会長
浅川 利恵子	上田市商工会	子育て支援事業部会
安藤 あすか	公募委員	保育・教育部会
飯島 俊勝	上田市私立保育園・認定こども園協会	保育・教育部会 (○)
金山 美和子	長野県立大学准教授	保育・教育部会 (◎)
神原 久美 ⇒土屋 裕子	児童発達支援センター	保育・教育部会
金 久美	HanaLab.UNNO	子育て支援事業部会
坂口 由紀 ⇒橋詰 麻子	上田市保育園・公立幼稚園保護者会連合会	保育・教育部会
佐藤 牧雄	上田市私立幼稚園連盟	保育・教育部会
清水 孝哲 ⇒高井 友佳子	上田市学童保育連絡協議会	放課後児童対策部会
下村 敬貴	上小労働者福祉協議会	放課後児童対策部会
滝澤 幸子	上田市民生児童委員協議会	放課後児童対策部会
瀧本 一喜	長野県経営者協会上小支部	放課後児童対策部会 (○)
寺尾 雄二郎	パパカレッジ上田	子育て支援事業部会
中澤 幸子	認可こども園 キッズ・うえだみなみ	保育・教育部会
畑 秀幸	上田市校長会	放課後児童対策部会 (◎)
丸山 純子	子育て支援団体スマイルママネットUEDA	子育て支援事業部会 (○)
宮下 尚夫	上田市医師会	子育て支援事業部会
武捨 菊美 ⇒保月 絵里	上田市PTA連合会	放課後児童対策部会
山崎 房子	小規模保育事業 上田さつき保育園	保育・教育部会
若林 恵利子	上田市社会福祉協議会	子育て支援事業部会 (◎)

31子第69号
平成31年4月25日

上田市子ども・子育て会議
会長 金山 美和子 様

上田市長 土屋 陽一

第2次上田市子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

子ども・子育て支援法第61条において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています。

上田市においても、平成27年4月に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしたことを受け、「第1次上田市子ども・子育て支援事業計画」ー上田市 未来っ子 かがやきプランーを定め、市民・地域・企業・市が協働し、すべての子どもが笑顔でしあわせに暮らせるまちを基本理念として、子どもの育ちと親の子育てを支える環境を整備してまいりました。

しかしながら、依然として少子化は進行しており、多様化する子育てニーズに対して、支援の質・量ともに不足し、子育てに孤立感や負担感を持つ保護者も増加しています。さらには、親の生活状況の悪化から社会的養護を必要とする子どもも急増し、子どもの貧困や重篤な児童虐待事案も社会的な問題となっており、子育てを取り巻く環境は複雑で多様化しています。

こうした社会情勢を背景として、子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、時代の流れや政策動向、地域の実情を考慮し、「第2次上田市子ども・子育て支援事業計画」について、御審議いただきますよう諮問いたします。

令和2年2月5日

上田市長 土 屋 陽 一 様

上田市子ども・子育て会議
会 長 金 山 美 和 子

第2次上田市子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）

第1次上田市子ども・子育て支援事業計画が、令和元年度をもって計画期間が終了することから、平成31年4月25日付 31子第69号で諮問されました「第2次上田市子ども・子育て支援事業計画の策定」について、本会議は、慎重審議の結果、別冊のとおり答申いたします。

なお、当会議では、計画の基本理念となる『すべての子どもが笑顔でしあわせに暮らせるまち』の実現に向け、下記の視点を大切に上田市が子育て支援施策に取り組まれることを付記いたします。

記

- 1 子どもの健やかな成長と発達、「子どもの最善の利益」が保障される
・・・『**子どもの成長を支える視点**』
- 2 保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら支援を行う
・・・『**親の子育てを支える視点**』
- 3 社会のあらゆる分野におけるすべての人たちが、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、それぞれが協働し、役割を果たす
・・・『**地域社会全体で子育てを支える視点**』

6 用語説明

あ 行	
赤ちゃんステーション	乳幼児を連れた保護者が、外出中に授乳やおむつ替えなどに立ち寄ることができるスペース（市内に 75 か所）
アプローチカリキュラム	就学前の幼児が円滑に小学校の生活や学習へ適応できるようにするとともに、幼児期の学びが小学校の生活や学習で生かされてつながるように工夫された 5 歳児のカリキュラム
上田市内科・小児科初期救急センター	夜間に突然具合が悪くなったとき、応急的な内科的診療を行う施設として上田地域広域連合により運営
か 行	
確認を受けない幼稚園	幼稚園は、新制度に移行した園と、新制度に移行しないで現行制度のままの園に分かれ、新制度に移行しない幼稚園を「確認を受けない幼稚園」（私学助成、就園奨励費補助の対象）
合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数の平均
高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建設設計基準	高齢者や障がい者等の自立と社会参加を促すため、公共性のある建物を円滑に、安全に利用できるよう整備の促進を目的として施行されている。通称：バリアフリー新法
子育て安心プラン	国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約 22 万人分の予算を平成 30 年度から平成 31 年度末までの 2 年間で確保していくとともに、平成 30 年度から令和 4 年度末までの 5 年間で女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の受け皿を整備していくこととした対策
子育て応援ハンドブック	妊娠～就学前程度の子どもを持つ家庭向けに、上田市が行っている子育てサービスや制度の説明、相談窓口の案内などを紹介している。
子育て世代包括支援センター	主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性」「女性」という性別を理由として役割を固定的にわけること
子ども家庭総合支援拠点	すべての子ども（と家庭及び妊産婦）等の課題に対し、子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワーク化し、相談・ソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）対応ができる拠点
子ども・子育て関連 3 法	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 つの法律
子ども・子育て支援新制度	就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度
子ども・子育て支援法	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律
子どもの居場所づくり事業	学習支援や食事の提供、悩みごと相談など月 1 回以上計画的に開催されている事業（長野県では「信州こどもカフェ」として設置）
こどもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、子どもの貧困解消に向けた基本理念や国等の責務を定め、子どもの貧困対策を総合的に推進するための法律

こどもを守る安心の家	登下校時における児童を守るために、小学校の通学路にある一般住宅、商店等に協力をお願いし、子どもに緊急事態が発生した際の保護と警察への通報、不審者を見かけた場合の警察への連絡等をお願いしている場所
さ 行	
事業所内保育	会社の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもに対し一緒に保育を実施する事業
次世代育成支援対策推進法	将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律
社員の子育て応援宣言	企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と子育ての両立ができるよう「働きやすい職場環境づくり」の取組を宣言する制度
小規模保育事業所	預かる子どもの対象は「0歳～2歳」の児童で、比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する事業所（定員数は「6人～19人まで」）
食育	さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること
職場いきいきアドバンスカンパニー	仕事と家庭の両立ができる職場環境の改善や短時間正社員制度など多様な働き方等の制度を導入し、実践的に取り組んでいる企業・法人・団体・個人事業主として長野県から認証を受けている企業
ジョブカフェ信州	長野県が行っている若者のための就職支援サービスセンター
新・放課後子ども総合プラン	放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取組をさらに推進する対策
スタートカリキュラム	幼児期の育ちや学びを踏まえて、小学校の授業を中心とした学習へつなげるため、小学校入学後に実施されるカリキュラム
た 行	
待機児童	認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」
地域学校協働活動（コミュニティースクール）	学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める活動
チャイルドライン	18歳までの子どもの専用電話（県内には、長野市、諏訪市、上田市に開設）
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」（認定こども園、幼稚園、保育所が該当）
特定地域型保育事業所	児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業所 ・小規模保育（利用定員6人以上19人以下） ・家庭的保育（利用定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）
な 行	
ながの子育て家庭優待サポート	協賛店舗が、子育て世帯に対し買い物の際に割引など各種サービスを提供
長野働き方改革推進支援センター	働き方改革の実現に向けて、中小企業や小規模事業者等を中心に、非正規雇用労働者の処遇改善や時間外労働の上限規制への支援、人材不足に対応する技術的な支援を行う機関

は 行	
病児・病後児保育	地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動
フードバンク事業	家庭で消費されない食料品を集め、食べ物に困っている方や福祉施設などに届ける支援活動
放課後子ども教室	地域の大人の協力を得て、学校等を活用し、子どもたちの活動拠点となる居場所を確保し、放課後や週末などにさまざまな体験活動や交流活動を行う児童の居場所
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたちに対し、授業の終了後等に小学校の余剰教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る児童の居場所
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ。）に就学している障がい児に、授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する障がい児福祉サービス
や 行	
ユニバーサルデザイン	一定の年齢、性別、国籍、心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品、設計のこと
幼保小中連携	幼児期から義務教育期までの子どもの視点に立ち一貫した教育の実現を目指して、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校が連携
要保護児童対策地域協議会	要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容を協議
わ 行	
若者サポートステーション・シナノ	就労を目指す若者たちの無料相談所
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方
その他	
I C T	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術

